

室戸市地域防災計画

一般対策編

令和7年3月改正

室戸市防災会議

目 次

一般対策編

第 1 章	総則	1
第 1 節	計画の目的	3
第 2 節	計画の構成	3
第 3 節	重点を置くべき事項	3
第 4 節	室戸市の特性	4
1	自然的条件	4
2	社会的条件	4
第 5 節	災害の特徴	6
1	風水害	6
2	地震災害	6
3	林野火災	6
第 6 節	計画の修正及び周知徹底	6
第 7 節	防災組織の整備	7
1	室戸市防災会議	7
2	防災関係機関の防災に関する組織の整備	7
3	防災関係機関相互の連携	7
4	防災体制の確立	7
第 8 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
1	市の責務	7
2	関係機関等の責務	7
3	処理すべき事務及び業務の大綱	8
第 9 節	住民、事業所の責務	14
1	住民の責務	14
2	事業所の責務	14
第 2 章	災害予防対策	15
第 1 節	災害に強いまちづくり	17
1	防災まちづくり	17
2	建築物等災害予防対策	17
3	災害に強い土地利用の推進	18
4	土砂災害等災害予防対策	18
5	風水害予防対策	19
6	公共土木施設の地震津波対策	21
7	ライフライン等の対策	23
8	火災予防対策	23

	9 危険物等災害予防対策	25
第2節	地域防災力の育成	27
	1 防災知識の日常化	27
	2 実践的な防災訓練の実施	28
	3 自主的な防災活動への支援	28
	4 事業所による自主防災体制の整備	30
	5 要配慮者対策	30
	6 消防団を中心とした地域の防災体制	35
	7 自発的な支援への環境整備	36
第3節	人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	37
	1 防災施設の限界と避難開始の時期	37
	2 危険性の通知	38
	3 避難を可能にするサインの整備	39
	4 自主的な避難	40
	5 避難計画	41
	6 避難体制の整備	44
第4節	災害に備える体制の確立	48
	1 災害対策本部	48
	2 災害通信整備計画	57
	3 防災担当者の人材育成	61
	4 実践的な防災訓練の実施	61
	5 防災関係機関相互の連携体制	62
第5節	災害応急対策・復旧対策への備え	64
	1 住民等の避難誘導體制	64
	2 消火・救助・救急対策	64
	3 災害時医療対策	64
	4 緊急輸送活動対策	66
	5 緊急物資確保対策	67
	6 消毒・保健衛生体制の整備	68
第3章	災害応急対策	71
第1節	災害時応急活動	73
	1 活動体制の確立	73
第2節	情報の収集・伝達	76
	1 気象警報等の伝達	76
	2 異常現象発見時の通報	78
	3 勤務時間外における取り扱い	78
第3節	災害状況等の調査及び報告	79
	1 被害状況の調査と調査実施者	79
	2 被害状況の報告	79

第4節	通信連絡	84
1	機能の確認と応急復旧	84
2	通常の状態における通信連絡	84
3	災害時における通信の確保	84
4	通信施設の種別及び設置場所	84
5	防災行政無線の整備・運用	84
6	消防・救急デジタル無線の整備	85
第5節	応援要請	86
1	行政関係機関への応援要請	86
2	災害関係民間団体等に対する応援要請	87
第6節	広報活動	88
1	実施責任者	88
2	実施内容	88
3	庁内広報	89
4	報道機関への協力	89
5	広報資料の作成、収集	89
6	被災者に対する情報伝達	89
第7節	警戒活動	90
1	実施責任者	90
2	実施内容	90
第8節	避難及び避難場所	92
1	実施責任者	92
2	避難行動	92
3	避難所・避難場所の開設・運営	93
第9節	災害拡大防止活動	102
1	消防活動	102
2	人命救助活動	102
3	被災建築に対する応急危険度判定	102
4	被災宅地の応急危険度判定	102
第10節	緊急輸送活動	104
1	実施責任者	104
2	輸送対象等	104
3	輸送方法	104
第11節	交通確保対策	106
1	実施責任者	106
2	道路、橋りょうの危険箇所の把握	106
3	応急措置	106
第12節	障害物除去	107
1	障害物除去の対象	107
2	実施機関	107

第 13 節	災害警備対策	108
	1 任務	108
	2 警備体制	108
	3 社会秩序の維持活動	108
第 14 節	飲料水、食料、生活関連物資の供給	109
	1 飲料水の調達、供給活動	109
	2 食料の調達、供給活動	109
	3 生活関連物資の供給	110
第 15 節	医療救護計画	111
	1 医療救護の対象者	111
	2 医療救護施設の設置	111
	3 救護体制の状況報告	114
	4 傷病者の搬送体制	114
	5 応援の要請について	115
	6 災害医療体制	115
	7 惨事ストレスへの対応	115
第 16 節	防疫、保健衛生計画	116
	1 防疫、保健衛生	116
第 17 節	廃棄物処理	117
	1 し尿の処理	117
	2 ごみ処理	117
	3 倒壊家屋等からのがれきの処理	118
	4 応援要請	118
	5 報告	118
第 18 節	行方不明者の捜索、遺体の埋葬等	119
	1 行方不明者及び遺体の捜索	119
	2 遺体の検案	119
	3 遺体の埋葬	119
第 19 節	犬、猫、特定動物等の保護及び管理	120
	1 市の活動	120
	2 住民及び民間団体の活動	120
第 20 節	建築物・住宅応急対策	121
	1 応急仮設住宅の建設	121
	2 住宅の応急修理	121
	3 資材等の確保	121
	4 応急仮設住宅の運営管理	121
	5 公営住宅等への入居あっせん	121
	6 野外施設の設置	121
	7 広域的な避難	121

第 21 節	ライフライン等施設の応急対策	123
1	水道施設	123
2	電力施設 [実施担当：四国電力安芸営業所・四国電力送配電安芸営業所]	123
3	ガス（LP）施設 [実施担当：高知LPガス協会室戸支部]	124
4	通信施設 [実施担当：NTT西日本高知支店]	124
第 22 節	教育対策	126
1	応急復旧措置	126
2	教材・学用品等の調達及び配分	126
3	学校安全対策	127
第 23 節	文化財保護対策	128
第 24 節	労務の供給	130
1	民間協力体制	130
2	職員の派遣要請	130
第 25 節	要配慮者への配慮	131
1	安否の確認と救出	131
2	避難所における対策	131
3	相談事業の充実	131
第 26 節	災害応急金融対策	132
1	実施機関	132
2	現金供給の確保及び決済の機能の維持	132
3	金融機関の業務運営の確保	132
4	非常金融措置の実施	132
第 27 節	災害応急融資	133
1	実施機関	133
2	農林漁業災害資金	133
3	中小企業復興資金	133
4	災害復興住宅建設資金	133
5	被災医療機関等に対する災害復旧資金	133
6	母子・寡婦福祉資金	133
第 28 節	二次災害の防止	134
1	水害・土砂災害対策	134
2	高潮・波浪等の対策	134
3	被災建築物等の応急危険度判定	134
4	爆発等及び有害物質による二次災害対策	134
第 29 節	自発的支援の受入れ	134
第 30 節	自衛隊への派遣要請	135
1	自衛隊の派遣要請	135
第 31 節	災害救助法の適用	138
1	適用基準	138

2	災害救助法の適用手続き	138
3	救助の種類（災害救助法第4条）	138
4	被害状況認定基準	139
第4章	重大事故災害対策	141
第1節	大規模な火事災害対策	143
1	火事災害の予防	143
2	火事災害の応急対策	144
第2節	林野火災対策	146
1	林野火災予防対策	146
2	火災気象通報	146
3	林野火災応急対策	146
第3節	重大事故発生時の防災関係機関の措置	149
1	重大事故発生時の市及び関係機関の措置	149
2	市の災害対策本部の設置	150
第4節	道路災害対策	151
1	道路災害予防対策	151
2	道路災害応急対策	151
第5節	海上災害（人身事故）対策	153
1	海上災害予防対策	153
2	海上災害応急対策	153
第6節	海上における排出油等防除対策	156
1	予防対策	156
2	災害応急対策	158
第7節	陸上における排出油等災害対策	161
1	予防対策	161
2	応急対策	161
第8節	危険物等災害対策	163
1	危険物災害予防対策・応急対策	163
2	高圧ガス災害予防対策・応急対策	165
3	毒物劇物災害予防対策・応急対策	166
4	住民の安全確保のための体制整備	168
第9節	その他の災害対策	168
1	健康危機	168
2	その他の原因による災害	168
第5章	災害復旧・復興計画	169
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	171
1	基本方向	171

2	計画的復旧・復興	171
3	財政措置等	171
第2節	迅速な原状復旧の進め方	172
1	被災施設の復旧等	172
2	災害廃棄物の処理	172
第3節	公共施設災害復旧計画	173
1	災害復旧事業の種類	173
第4節	災害復旧に伴う財政援助及び助成計画	174
1	激甚災害に係る財政援助措置	174
第5節	災害復旧に対する融資、資金計画	176
1	災害復旧に対する融資	176
2	被災者の生活の確保	176
3	国税等の徴収猶予及び減免の措置	176
第6節	復興計画	177
1	復興計画の進め方	177
2	被災者等の生活再建等の支援	178
3	被災者生活再建支援制度	179

第 1 章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、室戸市に係る各種の災害に対処するため、次の事項を定めて、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって実施することにより、地域における住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、土地の保全と、市民生活の安全を確保することを目的とする。

- 1 市並びに市内全域の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の整備、防災教育、防災訓練及びその他災害予防に関すること。
- 3 災害の拡大を防止するための災害応急対策に関すること。
- 4 災害復旧に関すること。
- 5 その他防災に関して必要なこと。

第2節 計画の構成

この計画は、本市の防災に関する基本計画であり、災害対策基本法第42条の規定に基づき「室戸市地域防災計画」として市防災会議が作成する計画である。

本計画は、一般対策編、地震災害対策編で構成する。

なお、一般対策編は、風水害対策を基礎に、各編に共通する事項も記述し、室戸市地域防災計画における基本的な計画である。

第3節 重点を置くべき事項

本市は災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきているが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失ってきている。

このため、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、様々な対策を組み合わせた防災対策を推進する。

地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災対策を確立する。

自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進める。

第4節 室戸市の特性

1 自然的条件

(1) 地形

本市は、高知県東部に位置する東西 18.6 km、南北 27 kmで、総面積 248.22 km²の約 87%が北部の標高 300m～800mの山地で占められている。太平洋に突出した逆三角形をなす海岸段丘の地形である。

集落は、東西に延びる海岸に点在し、その背後地は急斜面の砂礫層が基盤岩上に堆積した地層で過去から繰り返される地殻変動により隆起域に形成されている。一方平野部は、源流を異とする旧 5カ町村をそれぞれ縦断する主要河川の羽根川、吉良川町西の川・東の川、室津川、佐喜浜川等によって形成される沖積層の低地帯が形成されている。このため海岸沿いの低地部の河口部には砂州や堆積段丘が河川をせき止めるような形で分布しており、豪雨時の水量が著しく増えた場合、流出しにくい立地条件となっている。特に満潮時と流出のピーク時が重なると水害の起きやすい条件となっている。

(2) 地質

地質は、河川の上流から運ばれ逐次堆積された沖積層である。地層の四万十累層群は古第三系と下部中新統からなり、泥質岩相の累層と厚層の砂岩をはさむフレッシュ相の累層からなっている。

(3) 気候

本市は、北緯 33 度線に位置し、南国特有の温暖多雨で、年間平均気温 16.9℃（室戸岬 1991～2020 年）となっている。年間降水量の多い年で 3,537.0mm（室戸岬 2016 年）、日最大 446.3mm（室戸岬 1949 年）で高知県下でも上位を占め、局地・時間的雨量は記録的な数値を表す。また、8月中旬から9月下旬にかけては、台風が度々通過する等過去数回甚大な被害をもたらしている。

季節の風向きは、夏は南東風、冬は北西風が強く、岬を境に海面の様相は全く異なるものとなる。このような気候的条件が極めて厳しいこと等から内水氾濫、外水氾濫のほかに海岸浸食、高潮、津波、強風、土砂災害の危険性がある

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、令和 2 年 10 月 1 日現在（国勢調査）11,742 人で、その推移については減少傾向にある。世帯数は、5,933 世帯で、一世帯当たりの人員は約 1.9 人である。

【地区別人口と世帯数】（令和2年10月1日現在 国勢調査）

	総人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (k㎡)	世帯当たり 人員(人)	人口密度 (人)
佐喜浜	1,100	522	578	567	65	1.9	16.9
室戸岬	2,453	1,111	1,342	1,275	20	1.9	122.6
室津	1,607	786	821	775	41	2.0	116.9
浮津	1,656	810	846	893		1.8	
元	1,164	582	582	637		1.8	
領家	368	173	195	150		2.4	
吉良川	1,778	851	927	903	62	1.9	28.6
羽根	1,616	813	803	733	60	2.2	26.9
合計	11,742	5,648	6,094	5,933	248	1.9	47.3

(2) 建物

令和6年1月1日現在、本市の建物棟数は課税家屋総数 19,621 棟で、このうち木造建物は 17,861 棟となっており、木造建物棟数の割合は 91.0%と大半を占めている。

【建物構造・用途別内訳】

木造住宅			非木造住宅		
種別	課税 家屋数 (棟)	構成比	種別	課税 家屋数 (棟)	構成比
専用住宅	9,152	51.2%	住宅・アパート	342	19.4%
共同住宅・寄宿舍	37	0.2%	事務所・銀行・店舗	176	10.0%
併用住宅	816	4.6%	病院・ホテル等	17	1.0%
事務所・銀行・店舗	228	1.3%	工場・倉庫	826	46.9%
病院・旅館等	30	0.2%	その他	399	22.7%
工場・倉庫	3,467	19.4%			
その他	4,131	23.1%			
計	17,861	100.0%		1,760	100.0%
総数	課税住宅家屋数 19,621棟 構成比 100%				

(3) 道路

幹線道路として海岸沿いを東西に国道55号、市中央部から東部へ国道のバイパス的役割を果たす県道椎名室戸線の1路線が配置されている。この幹線道路を除いては、市街地を縦貫する市道の大部分が旧国道から市道に移管された道路であり、また都市計画事業の立ち遅れもあり、幅員が5m以下と狭いものが多い。

令和6年4月1日現在市道の総数は542路線で、延長208.6km、うち舗装済み延長は177.1kmとなっている。本市特有の地勢的条件のもとで発達してきた交通網は、隣接市町村への迂回路がなく、また広い範囲で急傾斜地が点在しており、道路の寸断等による本市の孤立化が憂慮される。

第1章 総則

道路空間は、快適な生活環境の醸成、防災、震災対策上からも既設道路等の改良、拡幅整備が望まれる。なお、市道に架かる橋りょうは242橋で、総延長2,920mである。

第5節 災害の特徴

1 風水害

森林率約87%の本市は、住宅地等の背後地の大部分が急傾斜地であるため大雨、台風襲来時には常に山腹の崩壊等の災害発生のおそれがある。また、気候的に降水量が多く河川の氾濫、海岸浸食、津波、高潮、強風等の多様な災害が危惧される。

2 地震災害

(1) 発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1地震・津波）

100年から150年の周期で繰り返し発生している地震・津波

(2) 最大クラスの地震・津波（L2地震・津波）

南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成30年1月設置）において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定した最大クラスの地震・津波であり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす。

○ 文部科学省地震調査研究推進本部による「南海トラフの地震活動の長期評価」（令和7年1月）によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度と評価されている。

○ 近年で大きな被害を受けた事例

昭和21年の南海地震による被害（死者・行方不明者4人、負傷者35人）

3 林野火災

森林率が高い本市は、林野火災発生の可能性が高く、急峻な山地での水源の確保が困難なため、大規模な火災に発展することがある。

第6節 計画の修正及び周知徹底

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要あるときは速やかにこれを修正する。

また、本計画は、市職員・関係行政機関及びその他防災に関する主要施設管理者に周知徹底を図るよう措置する。

第7節 防災組織の整備

防災活動を総合的かつ有機的に行うために必要な体制を確立するとともに、防災に関係ある機関の防災対策上の組織の整備を図り、関係機関相互の連携と、自主防災組織の確立により災害対策の万全を期する。

1 室戸市防災会議

室戸市防災会議の組織及び運営に関しては、関係法令、室戸市防災会議条例の定めるところによる。

組織の概要は次のとおりであり、その運営については市の地域に係る総合的かつ計画的な防災を実現するため、これら関係法令に基づく事務の円滑な推進を図る。

【防災会議の組織】

会長 (市長)

委員 (室戸市防災会議条例第3条第5項の規定により選出されたもの)

防災会議の庶務 (防災対策課)

2 防災関係機関の防災に関する組織の整備

市の地域に係る防災に関係ある機関は、市地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するものとする。

3 防災関係機関相互の連携

防災施策の総合性から、防災に関係ある機関と相互に積極的な連絡、協調を図るものとする。

4 防災体制の確立

防災対策は、防災関係機関の個々又は相互の協力だけではその効果を十分に発揮できるものではなく、特に災害応急対策及び災害復旧の実施に当たっては、協力団体の特徴、性格に応じた協力体制の確立に努めるものとする。

第8節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市の責務

市は、防災の基礎的地方公共団体として、関係機関等の協力を得て、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有する。

2 関係機関等の責務

関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自ら防災業務を実施するとともに、市の行う防災業務に対し協力責任を有する。

第1章 総則

3 処理すべき事務及び業務の大綱

(1) 地方自治体

機関名	事務又は業務
室戸市	<ul style="list-style-type: none"> ①室戸市地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 ②防災に関する組織の整備 ③防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 ④自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 ⑤防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 ⑥防災のための施設、設備の整備及び点検 ⑦災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ⑧避難の指示及び指定避難所の開設 ⑨消防、水防その他応急措置 ⑩被災者に対する救助及び救護等の措置 ⑪緊急輸送の確保 ⑫食料、医薬品、その他物資の確保 ⑬災害時の保健衛生及び応急教育 ⑭その他の災害発生の防御又は拡大防止のための措置 ⑮災害復旧・復興の実施
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ①高知県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 ②防災に関する組織の整備 ③防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 ④自主防災組織の育成支援、その他県民の自発的な防災活動の促進 ⑤防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 ⑥防災のための施設、設備の整備及び点検 ⑦災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ⑧市が実施すべき避難の指示及び指定避難所の開設の代行 ⑨水防その他応急措置、市が実施すべき応急措置の代行 ⑩被災者に対する救助及び救護等の措置 ⑪緊急輸送の確保 ⑫食料、医薬品、その他物資の確保 ⑬災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 ⑭防災関係機関の防災事務及び業務実施についての総合調整 ⑮その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 ⑯災害復旧・復興の実施

(2) 指定地方行政機関

中国四国管区警察局 四国警察支局	<ul style="list-style-type: none"> ①管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整 ②他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ③管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 ④警察通信の確保及び統制 ⑤管区内各警察への気象警報等の伝達
四国財務局 高知財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> ①公共土木施設災害復旧事業査定立会い ②農林水産業施設に関する災害復旧事業査定立会い ③災害時において金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で、次の事項の実施を要請 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害関係の融資 イ 預貯金の払い戻し及び中途解約 ウ 手形交換、休日営業等の配慮 エ 保険金の支払いの迅速化及び保険料の払い込み猶予 オ その他非常金融措置 ④地方公共団体の災害復旧事業債の貸し付け ⑤地方公共団体に対する短期資金の貸し付け ⑥災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸し付け
四国厚生支局	<ul style="list-style-type: none"> ①独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局	<ul style="list-style-type: none"> ①海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災 ②農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 ③農作物に対する被害防止のための営農技術指導 ④農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 ⑤農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 ⑥被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫資金等の融資 ⑦応急用食料・物資の供給に関する支援
四国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ①森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 ②国有保安林の整備保全 ③災害応急対策用木材（国有林）の需要調整 ④民有林における災害時の応急対策等

第1章 総則

<p>四国経済産業局</p>	<p>①被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営確保 ②災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 ③災害時における電気、ガス、石油製品事業に関わる応急対策等</p>
<p>中国四国産業保安 監督部四国支部</p>	<p>①災害時における電気、ガス、事業に係る応急対策等 ②危険物等の保安の確保 ③鉱山における災害の防止 ④鉱山における災害時の応急対策</p>
<p>四国運輸局 高知運輸支局</p>	<p>①災害時における自動車による輸送のあつせん ②災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達あつせん</p>
<p>大阪航空局 高知空港事務所</p>	<p>①災害時における人員、応急物資空輸に対する利便確保 ②航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化</p>
<p>高知海上保安部</p>	<p>①海上災害に関する警報等の伝達、警戒 ②海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 ③海上における人命救助 ④避難者、救援物資等の緊急輸送 ⑤係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 ⑥海上における流出油事故に関する防除措置 ⑦船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 ⑧危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止 ⑨海上治安の維持 ⑩海上における特異事象の調査</p>
<p>高知地方気象台</p>	<p>①気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 ②気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 ③災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 ④防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>
<p>四国総合通信局</p>	<p>①各種非常通信訓練の実施及びその指導 ②高知地区非常通信協議会の育成指導 ③災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 ④災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 ⑤災害時における通信機器の供給の確保</p>

高知労働局	<ul style="list-style-type: none"> ①事業場施設及び労働者の被災状況の把握 ②二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 ③災害応急、復旧工事等に従事する、労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 ④被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 ⑤労働条件の確保に向けた総合相談 ⑥事業場の閉鎖等による賃金未払い労働者に対する未払賃金立替払 ⑦被災労働者に対する労災保険給付 ⑧労働保険料の納付に関する特例措置 ⑨雇用保険の失業認定 ⑩被災事業所離職者に対する求職者給付
四国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ①直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 ②水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 ③洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 ④直轄河川の水質事故対策、通報等 ⑤直轄ダムの放流等通知 ⑥港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止 ⑦港湾・海岸・空港の災害応急対策 ⑧港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除 ⑨災害関連情報の伝達・提供 ⑩災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動 ⑪公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援
中国四国防衛局	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ②災害時における米軍部隊との連絡調整
中国四国地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ①環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ②廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 ③家庭動物の保護等に係る支援に関すること
国土地理院 四国地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ①災害応急対応の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること ②災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力に関すること ③災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力に関すること ④災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施における測量法に基づく、実施計画書の技術者助言の実施に関すること

第1章 総則

(3) 自衛隊

①災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
②市が実施する防災訓練への協力
③災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防除、通信支援、人員物資の輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）
④災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

(4) 指定公共機関

日 本 放 送 協 会	<ul style="list-style-type: none"> ①住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 ②災害時における広報活動及び災害状況等の速報 ③生活情報、安否情報の提供 ④社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本電信電話(株)	<ul style="list-style-type: none"> ①電気通信設備の保全及びその災害復旧 ②災害非常電話の調整及び気象警報等の伝達
(株)NTTドコモ四国 KDDI(株) ソフトバンク(株)	<ul style="list-style-type: none"> ①電気通信設備の保全及びその災害復旧 ②災害非常通話の確保
日 本 郵 便 (株)	<ul style="list-style-type: none"> ①被災者に対する郵便はがき等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④被災者救助団体に対するお年玉はがき等寄附金の配分 ⑤被災者の救助を目的とする寄附金送金のための料金免除 ⑥為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い ⑦逡信病院の医療救助活動 ⑧簡易保健福祉事業団に対する災害救護活動の要請 ⑨被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日 本 銀 行	<ul style="list-style-type: none"> ①現金の確保及び決済機能の維持 ②金融機関の業務運営の確保 ③非常金融措置の実施
日 本 赤 十 字 社	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時における医療救護 ②遺体の処理及び助産 ③血液製剤の確保及び供給のための措置 ④被災地応援救護班の編成、派遣の措置 ⑤被災地に対する救援物資の配布 ⑥義援金の募集受付 ⑦防災ボランティアの登録及び育成 ⑧防災ボランティアの活動調整 ⑨各種ボランティアの調整、派遣

西日本高速道路(株)	管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客鉄道(株)	①鉄道施設等の保全 ②救援物資及び避難者の輸送協力
四国電力(株) 四国電力送配電(株)	①電力施設の保全、保安 ②電力の供給
四国ガス(株) (一社)高知県LPガス協会	①ガス施設の保全、保安 ②ガスの供給 ③避難所への支援
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテレビ(株) (株)エフエム高知	①気象警報等の放送 ②災害時における広報活動 ③県民に対する防災知識の普及 ④県民に対する災害応急対策等の周知徹底 ⑤生活情報、安否情報の提供
土佐くろしお鉄道(株)	①鉄道施設等の保全 ②救助物資及び避難者の輸送の協力
とさでん交通(株)	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(一社)高知県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県医師会	①災害時における医療救護活動 ②大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(一社)高知県建設業協会	災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関する事。
(公財)高知県消防協会	①防災・防火思想の普及に関する事。 ②消防団員等の教養・訓練及び育成に関する事。 ③要配慮者等の避難支援への協力に関する事。
(公社)高知県看護協会	①災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 ②大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(福)高知県 社会福祉協議会	①要配慮者対策等の地域の防災対策への協力に関する事。 ②災害時の福祉施設の人材のあっせんに関する事。 ③災害ボランティアに関する事。 ④生活困窮者に対する生活福祉資金の貸し付けに関する事。
(株)高知新聞社	①住民に対する防災知識の普及に関する事。 ②災害時における広報活動 ③生活情報、安否情報の提供

第1章 総則

(5) 公共的団体

ア 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

- (ア) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (イ) 生産物の災害応急対策の指導に関する事。
- (ウ) 被災組合員に対する融資及び資機材あっせんに関する事。
- (エ) 生産物の需給調整に関する事。

イ 商工会

- (ア) 商工業者への融資あっせんに関する事。
- (イ) 災害時における中央資金源の導入に関する事。
- (ウ) 救助用物資、復旧資機材の確保、協力及びあっせんに関する事。
- (エ) 物価安定についての協力に関する事。

ウ 厚生、医療、社会事業団体

- (ア) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
- (イ) 災害時の罹災者の保護、医療救護及び収容に関する事。

エ 文化、教育事業団体

- (ア) 災害時における炊き出し、罹災者の救助、救護に関する事。
- (イ) 救助金品の募集及び配分並びに連絡に関する事。

オ その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関する事。

第9節 住民、事業所の責務

1 住民の責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には要配慮者とともに早めに避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるものとする。

2 事業所の責務

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等防災活動の推進に努めるものとする。

【災害時に果たす役割】

- ア 従業員や利用者等の安全確保
- イ 事業の継続
- ウ 地域への貢献・地域との共生
- エ 二次災害の防止

第 2 章 災害予防対策

第1節 災害に強いまちづくり

1 防災まちづくり

(「地震及び津波災害対策編」第2章第1節 参照)

関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとり、訓練等を通じて、信頼感を醸成するよう努める。

こうした平時からの防災まちづくりを進めるために、次の点に特に注意することとする。

(1) 災害に強い市街地の形成

市街地の形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。

(2) 建築物の安全確保

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画的に実施することとする。

(3) ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、水道施設、電話等の各ライフライン事業者は、洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築する。

(4) 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取り扱いをする危険物施設等災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化する。

(5) 液状化への取組

液状化への危険度が高い地域の調査を検討し、ハザードマップ等により住民への危険度の周知に努める。

2 建築物等災害予防対策

(「地震災害対策編」第2章第9節 参照)

地震直後の強い揺れから身を守るために、建築物等の整備を図る。

(1) 建築物等の耐震性の向上

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物の耐震化を計画的に進める。また、民間住宅の耐震診断及び耐震改修の支援についても推進する。

(2) 家具等の転倒防止

地震時のたんすや本棚、食器棚等の転倒防止方法に関する普及啓発を図る。

(3) 落下や倒壊防止

○ガラスの飛散防止などに関する普及啓発を図る。

○ブロック塀等の耐震対策を支援する。

第2章 災害予防対策

(4) 老朽住宅対策

地震時に倒壊して避難路等の通行を妨げるおそれがある老朽住宅の除却等を支援する。

3 災害に強い土地利用の推進

計画的な開発、環境整備を推進し、災害に強い土地利用を図る。

(1) 公園、緑地等の整備対策

市街地の公園、緑地等は災害時の避難路、避難地、消防活動等の拠点として果たす役割が大きく、計画的な整備及び維持管理を促進する。

(2) 浸水防除施設対策

宅地造成開発の指導、施設整備等により浸水対策を促進する。

ア 宅地造成の安全性の強化

市街地及びその背後地では、安全性の高い宅地造成が行われるよう適切な指導を実施する。

イ 防災上重要な施設

不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する施設の安全性の確保に配慮する。

(3) 土地利用に関する誘導

市街地形成の誘導により安全な土地利用を図る。

○ 安全な都市環境形成の誘導

市及び県は、安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図る。

4 土砂災害等災害予防対策

土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するため、土砂災害危険箇所の現況を把握し、災害防止対策を推進する。また、農地及び農業用施設の災害を防止するための施設整備についても検討する。

(1) 地すべり防止対策

市域内においては、地すべりによる災害は梅雨期、夏季には特に災害発生が予想されるので、その防止対策を強力的に推進する。

(2) 土砂災害等防止対策

関係機関等は、常に危険地域の実態の把握に努めるとともに、降雨期には地域住民と協力し、防災パトロール、排水等の応急対策が実施できる体制を確立する。

ア 治山

市域内の山林は、216 k m²であるが、実態を把握し、山地の崩壊に起因する災害を防止するため、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧並びに崩壊危険地の予防事業を強化し、上流山地の土砂流出を防止する。

イ 保安林の整備・強化

市域内の土砂流出防備保安林は、全森林の29%が指定されているが、関係機関と協議して基本的な計画を作成し、長期的、総合的整備対策の推進を図る。

(3) 急傾斜地崩壊防止対策

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度に留めるために、事前措置として危険箇所の把握と防災パトロールを関係機関が協力し、定期的を実施する。

(4) 農地及び農業用施設災害防止対策

規模が大きい地すべり、冠水、ため池整備や農地の侵食及び崩壊、用排水路等の農地防災事業について検討する。

(5) 土砂災害警戒区域等における災害防止対策

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進するため、次の事項を定める。

(ア) 土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難等の当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(イ) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設等の要配慮者関連施設がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

イ 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項等を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。

5 風水害予防対策

風水害を防止し、又は拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的な実施、河川の維持管理、台風等の気象状況の早期把握、危険箇所の早期発見、住民への情報伝達体制の整備、適切な避難誘導等災害を未然に防ぐ活動体制を確立する。

(1) 水害の予防対策

ア 河川・海岸の維持管理

第2章 災害予防対策

(ア) 河川・海岸巡視の実施

河川（水路含む。）及び海岸の管理者は、日頃から高知県水防計画及び室戸市水防計画に基づき、河川堤防等の巡視に努め、危険箇所等の早期発見及び海岸の不法使用等を取り締まり、河川等の良好な維持管理を図るとともに、危険と認められた箇所については、早急に応急対策を実施し、必要な修復をする。また、異常降雨等により河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川については水防警報が発せられたとき、危険区域について堤防巡視を行うものとし、当該区域ごとに消防団員を配置するものとする。

(イ) 河川管理施設等の維持管理（ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め等）

河川管理施設等は、水位、流量、地形、地質、河川及び波等の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するための措置を講ずる。

(ウ) ダム、堰、水門等の施設に危険箇所を認めた場合の措置

施設の危険箇所を発見したとき、並びに住民から通報を受けたときは、直ちに管轄する河川管理者及び施設管理者に通報する。また、河川管理者から通知を受けたときは、住民及び施設管理者に通知する。

(エ) ため池、可動ゲート等農業用施設の維持管理

施設の管理者は、平常から点検、整備を十分行い、危険箇所等の早期発見等所要の予防措置を講ずる。

(オ) 水防資機材の点検配備

水害の起こるおそれのある場合は、あらかじめ資機材の点検を行い、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に配備を行う。

イ 土砂災害の予防措置

(ア) 土砂災害危険箇所等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努める。

(イ) 土砂災害警戒情報等の情報を参考に避難指示等の発令を行い土砂災害から人命を守る。

(2) 台風災害の対策

ア 火災の予防措置

本章第1節の火災予防計画に準ずる。

イ 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置の徹底

家屋その他建築物の管理者に次の措置の徹底を図る。

(ア) 戸、窓、壁等には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。

(イ) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱（つつかえ柱）を取りつける、ロープを張る、大きな筋かいを打ちつける等の補強を行う。

(ウ) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。

(エ) 電灯引込み線が弛んでいないかを点検し、破損した物は直ちに電力会社に連絡する。

(3) 洪水浸水想定区域等における災害防止対策

ア 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知されている。

現在、本市に係る浸水想定区域図は次のとおりである。【資料P24 洪水浸水想定区域図参照】

赤木谷川洪水浸水想定区域図、加僧谷川洪水浸水想定区域図、羽根川洪水浸水想定区域図、井ノ谷川洪水浸水想定区域図、黒茂谷川洪水浸水想定区域図、西ノ川洪水浸水想定区域図、東ノ川洪水浸水想定区域図、津以谷川洪水浸水想定区域図、元川洪水浸水想定区域図、岩谷川洪水浸水想定区域図、奈良師川浸水区域図、室津川洪水浸水想定区域図、椎名川洪水浸水想定区域図、尾崎川洪水浸水想定区域図、馬ヶ谷川洪水浸水想定区域図、佐喜浜川洪水浸水想定区域図、宇ヶ川洪水浸水想定区域図、唐谷川洪水浸水想定区域図、入木川洪水浸水想定区域図

(令和6年11月：高知県)

イ 洪水浸水想定区域等における洪水災害防止対策を推進するため、次の事項を定める。

(ア) 洪水浸水想定区域ごとに、洪水災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難等の当該浸水想定区域における洪水災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項。

(イ) 洪水浸水想定区域内に社会福祉避難施設等の要配慮者関連施設がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための洪水災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法。

(ウ) 洪水災害に関する情報の伝達方法、洪水による浸水等のおそれがある場合の避難地に関する事項等を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。

6 公共土木施設の地震津波対策

地震動・津波による人的被害の軽減及び緊急的な応急対策を実施するための機能の確保を図る。地震防災対策上整備すべき施設等は、「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」を中心に整備を図っていく。

整備を進めるに当たっては、市及び施設管理者は、特に次の点に留意する。

(1) 河川施設対策

津波を防ぐ水門等開口部の閉鎖

第2章 災害予防対策

(2) 道路施設対策

- ア 津波から避難するための道路・橋りょうの安全性の確保
- イ 応急対策上重要な道路・橋りょうの安全性の確保

(3) 海岸保全対策

陸閘等平常時は閉鎖する仕組みづくりを検討する。

(4) 港湾施設対策

- ア 津波防波堤の建設を検討する。
- イ 耐震強化岸壁及び防災緑地の整備を図る。
- ウ 移動式耐震係留施設の整備を図る。

【防災拠点港】

室津港	室戸市浮津 2474 番地 4
-----	-----------------

(5) 漁港施設整備

- ア 防災拠点漁港における震災後の避難者及び緊急物資の海上輸送機能の確保
- イ 津波による浸水被害が予想される漁港隣接地域における、避難路及び避難場所の確保

【防災拠点漁港】

室戸岬漁港	室戸市室戸岬町 6810-152
-------	------------------

(6) 防災ヘリコプター離着陸場の整備

空路による輸送は不可欠であるため、県消防・防災ヘリコプターや自衛隊所管のヘリコプター等の運行が可能な離着陸場の整備を図るとともに、海上保安庁臨時ヘリポート等の使用も含めて、複数の選定・検討を行い緊急時に備える。

【ヘリポート（臨時離着陸場）】

名称	住所
室戸市消防本部ヘリポート	室津 12 番地
行当運動広場	元甲 2743-88 番地先
室戸市中央公園	室戸岬町 6811 番地
海上保安庁臨時ヘリポート	室戸岬町高岡
神の前公園（防災公園）	領家 80 番地
佐喜浜防災ヘリポート	佐喜浜町 3370-1 番地

(7) 公園緑地施設対策

地震時の延焼遮断空間、避難場所、応急活動拠点としての機能の確保

(8) ため池等農業用施設対策

- ア 平常から点検、整備を十分に行い危険箇所の早期発見に努める。
- イ 出水時の貯水制限等の措置を定める。
- ウ 施設の維持管理に必要な事項をあらかじめ施設の管理者に通知する。

7 ライフライン等の対策

各施設管理者は、洪水、地震、津波に対する機能維持を図り、さらに応急復旧体制の整備を図る。

(1) 電力

- ア 水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備等については、平常時から災害を考慮した対策を講ずる。
- イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ウ 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。
- エ 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について検討する。
- オ 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

(2) ガス

- ア LPガス容器について、転倒流出防止措置及びガス漏えい防止措置を実施する。
- イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

(3) 水道

- ア 管路の耐震化を図る。特に防災上重要施設について重点的に整備を図る。
- イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ウ 災害時に必要な応急給水に使用する給水タンク、その他資機材等の整備を図る。
- エ 施設、設備の管理図書の分散、整備を図る。

(4) 通信

- ア 通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路は多ルート化を図る。
- イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ウ 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。
- エ 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

8 火災予防対策

火災の防止のため、市及び防災関係機関は、火災に強いまちづくりや防火管理の徹底等火災予防の充実強化を図る。

(1) 火災に強いまちづくり

ア 防災空間の整備

大規模火災発生時に避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路や都市公園等の整備を図る。

イ 建築物の不燃化の推進

防火地域や準防火地域の指定による、防火に配慮した土地利用を進めるとともに一般建築物や公共施設の耐震性能・防火性能の向上を推進する。

第2章 災害予防対策

(2) 建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図る。

ア 市域内の建築物について予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備の整備、耐震性の強化について改善指導する。

イ 防火管理制度の推進

建築物の所有者に対し、防火管理者を活用する等、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(ア) 消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理の徹底

(イ) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

(3) 防火思想の普及啓発

住民、事業所に対し、全国火災予防週間、防災週間、建築物防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(4) 消防力の強化

ア 大規模な火災に備え、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

イ 消防団、自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努める。

(5) 火災気象通報

ア 警報発令基準

高知県から火災気象通報の伝達を受けたとき、又は地域気象状況が火災の予防上危険である場合は、次の基準により市長は火災警報を発令できるものとする。

(ア) 高知地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

イ 警報解除

上記の気象状況でなくなったときには、解除できる。

ウ 火災警報発令時の火の使用制限

防災行政無線や広報車等を活用して、住民に対し、火災警報が発令された区域内にいる者は、火災警報が解除されるまで、室戸市火災予防条例で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。

(ア) 室戸市火災予防条例による使用制限

- ・山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・煙火を消費しないこと。
- ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ・残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- ・屋内において裸火を使用するときは、窓・出入口等を閉じて行うこと。

9 危険物等災害予防対策

石油類、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害を防止するため、次の予防対策を推進する。

(1) 危険物施設等の状況

市内に設置されている危険物施設の設置状況は【別表1 危険物施設等一覧表】のとおりとする。

(2) 施設の安全化指導

危険物による災害の発生及び被害の拡大を防止するため、これら危険物の安全化について、関係消防機関等と連携し指導する。

(3) 保安教育及び訓練の実施

危険物の製造者、取扱者、危険物の施設管理者、従業員に対し、保安管理技術の向上や保安教育の実施を図るため、関係消防機関等と連携し講習会等を実施する。

危険物の製造者、管理者は自主的な保安教育計画を作成し、これに基づく従業員に対する保安教育の実施を図る。

(4) 設備、資機材等の整備

危険物の製造者、管理者は、危険物火災等に対応するため、化学消化剤等の設備、資機材等を備蓄するよう努める。

(5) 危険物流出事故の防止対策の推進

危険物の製造者、管理者は、所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第2章 災害予防対策

【別表1 危険物施設等一覧表】

施設名	住所	許可区分	
羽根産業社(株)	羽根町字浜3209-552	屋外タンク貯蔵所	
浜田石油店	羽根町乙1374-1	給油取扱所・移動タンク貯蔵所	
	羽根町乙1420-1	移動タンク貯蔵所	
青少年自然の家	元シデノ木乙1721-4	地下タンク貯蔵所	
竹村石油店	元甲2322	移動タンク貯蔵所・給油取扱所	
	元甲2743-100	移動タンク貯蔵所	
	元甲2743-29	屋外タンク貯蔵所・一般取扱所	
(株)武井石油店	吉良川町東立石	屋外タンク貯蔵所・一般取扱所	
	元甲2762-49	移動タンク貯蔵所・給油取扱所	
(株)武井石油店 室戸給油所	浮津1-79	給油取扱所	
室戸清浄園	室津2257	地下タンク貯蔵所	
コメリ ハード&グリーン室戸支店	室津52-1	一般取扱所	
コーナンホームストック室戸店	室津29-1	一般取扱所	
高知県漁業協同組合	室戸統括支所	室津3368-2	船舶給油取扱所・屋外タンク貯蔵所
	室戸岬支所	室戸岬町6810-152	船舶給油取扱所・地下タンク貯蔵所
	三津支所	室戸岬町1920地先	船舶給油取扱所
	椎名支所	室戸岬町1525-1	船舶給油取扱所
	佐喜浜町支所	佐喜浜町1216	船舶給油取扱所・地下タンク貯蔵所
赤穂化成室戸工場	室戸岬町1825-5	屋内タンク貯蔵所・一般取扱所	
松沢石油店	室戸岬町1894-1	給油取扱所	
中吉石油店	室戸岬町798-1	給油取扱所	
(有)東和観光	佐喜浜町1613-3	自家用給油取扱所	
松沢石油店	佐喜浜町1946~1947	給油取扱所	
山又建設	佐喜浜町6010-1	自家用給油取扱所	
室戸市保健福祉センターやすらぎ	領家87	地下タンク貯蔵所	
室戸菱光コンクリート(株)	領家708	自家用給油取扱所	
誠興建設	吉良川町乙1427-1	自家用給油取扱所・地下タンク貯蔵所	
富士鍛工	羽根町甲1384-1	一般取扱所	
N T T 室戸営業所	浮津62番地	地下タンク貯蔵所	
室戸市給油取扱所	室津38番地3	自家用給油取扱所	
N-net室戸陸上局	室戸岬町1810-2 (室戸世界ジオパークセンター内)	地下タンク貯蔵所	

第2節 地域防災力の育成

市は、市民、事業者が平時からコミュニケーションを図り、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進する。

このため、防災教育等を通じた防災知識の普及と、実践的な防災訓練の実施を進めることにより「自らの安全は自ら守る」ひとづくりを図る。

自主防災組織を育成し、消防団を中心とした地域防災力の向上を図る。特に、要配慮者の特性や被災時の男女共同参画の視点に立って、地域の多様な視点等反映した地域づくりを実施する。

また、ボランティア等自発的な支援への環境整備を図る。

1 防災知識の日常化

(1) 防災教育の実施

市民全体が防災に関する知識を常識として持つための取組を進める。

ア これから社会の中心となる若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。

イ 学校現場等での取組を家庭、地域へと広げるなど、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災教育を進めることにより、市全体の防災力の向上を図る。

ウ 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進する。

エ 学校（保育所）、家庭、地域が一体となった防災への取組を推進する。

オ 教職員、保育士の防災研修を推進する。

カ 防災士、救命士等の防災に関する資格の取得を推進する。

(2) 防災に関する広報の実施

ア 市及び防災関係機関は、自ら実施する取組や住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施する。

イ 広報内容の例

- | | |
|----------|---|
| (知識) | ○各機関の実施する防災対策
○災害の基礎知識
○地域の災害特性・危険場所 |
| (災害への備え) | ○避難場所や避難経路の確認
○家具等の固定、家屋・塀・擁壁等の安全対策
○防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加
○飲料水、食料、物資の備蓄
○非常持ち出し品（懐中電灯、ラジオ等）の準備
○警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難場所での行動の確認
○災害時の家族内の連絡体制の確認 |
| (災害時の行動) | ○身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法
○要配慮者への支援
○情報の収集方法 |

第2章 災害予防対策

(3) 危険物を有する施設等における防災研修

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

(4) 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進する。

2 実践的な防災訓練の実施

地域の災害特性を考慮し、津波避難タワー等の津波避難施設に慣れ親しむなどの実状に応じた実践的な防災訓練を実施する。

訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行う。

(1) 初動体制の確立訓練の実施

災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。

(2) 現地訓練の実施

災害発生時に実際に行うことの検証を目的として、現場訓練を実施する。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 情報収集・伝達等に関する訓練の実施

情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施する。

(4) 図上訓練の実施

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を住民及び関係機関と連携し、実施する。

3 自主的な防災活動への支援

風水害や南海地震等から命を守るためには、「自らの安全は自ら守る」という意識のもとに、住民自らが自主的に身を守る行動をすることが重要となる。そのため、地域住民又は施設関係者等による自主的な防災活動への支援を行う。

(1) 自主防災組織の育成

地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行う。

また、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努める。

(2) 自主防災活動のリーダーの育成

ア 地域での自主的な防災活動のリーダーとなる者を対象とし、研修を実施する。

イ 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する防災士の資格取得を支援する。

(3) 自主防災組織の育成手法

- ア 地域の危険性に関する情報の提供（危険箇所、被害想定等）
- イ 自主防災組織の必要性についての広報
- ウ 防災訓練、研修会等の実施への支援
- エ 活動拠点施設の整備支援

(4) 自主防災組織の役割と活動内容

ア 自主防災組織の役割

自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないもの

(ア) 地域で起こる災害について正しい知識を広める取組

- ・災害発生時に安全に避難する取組（本章第3節4 参照）
- ・高齢者等要配慮者への支援

イ 自主防災組織の強化

上記「重要な役割」以外の取組については、自主防災組織で話し合いを行い、実施する活動を決める。

(ア) 平常時の活動

- ・災害時に関する知識の普及
- ・地域における危険箇所の把握と周知
- ・地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- ・防災訓練の実施
- ・高齢者、障害者等要配慮者の把握
- ・家庭における防災点検の実施
- ・情報収集、伝達体制の確認
- ・物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄、点検

(イ) 災害時の活動

- ・集団避難、要配慮者の避難誘導
- ・地域住民の安否確認
- ・救出、救護
- ・初期消火活動
- ・情報の収集、伝達
- ・給食、給水の実施及び協力
- ・避難所の運営に対する協力

(5) 自主防災組織と消防団の連携

自主防災組織と消防団の連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

第2章 災害予防対策

(6) 自主防災組織と防犯活動団体の連携

防災訓練や研修などを通じ、自主防災組織と防犯活動団体との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

(7) 自主防災組織連絡協議会の強化

地域ごとの自主防災組織連絡協議会の設立や研修、訓練に対して支援を行う。

4 事業所による自主防災体制の整備

事業所は、災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努めるとともに、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動に努める。

(1) 災害時に事業所が果たす役割

- ア 従業員、顧客の安全確保
- イ 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- ウ 事業の継続
- エ 二次災害の防止

(2) 事業所の自衛防災組織の活動

- ア 平常時の自衛防災組織の活動
 - (ア) 防災訓練の実施
 - (イ) 施設及び設備等の整備
 - (ウ) 従業員の防災に関する教育の実施
 - (エ) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
 - (オ) 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
- イ 災害時の自衛防災組織の活動
 - (ア) 情報の収集・伝達
 - (イ) 避難誘導
 - (ウ) 救出・救護
 - (エ) 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

(3) 県及び市の支援

県及び市は、事業所が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を進める。

5 要配慮者対策

災害発生時に身を守るために援護が必要な方々への支援の検討を進める。対策を進めるに当たっては本人の意志、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への留意が必要となる。

○要配慮者とは

災害発生時に身を守るために援護が必要な方々を「要配慮者」とする。
要配慮者の範囲としては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等で次のような方である。

- ①要介護状態や障害等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者
- ②避難途中で障害等を負い、避難支援が必要となった者
- ③避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者
- ④防災知識の習得が困難な者

○上記のうち、在宅等で①に該当する者を「避難行動要支援者」といい、その避難支援を行うために市が作成する名簿を「避難行動要支援者名簿」という。また、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する者を「避難支援等関係者」という。

(1) 在宅等の避難行動要支援者等への支援

ア 避難行動要支援者

下記の条件を有する在宅等の者を避難行動要支援者として、避難行動要支援者名簿に登録する。

- (ア) 要介護認定3～5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級の第一種を所持する身体障害者（点後、心臓、じん臓、呼吸器、免疫・ぼうこう・直腸のみで該当するものは除く）
- (ウ) 療養手帳Aを所持する知的障害者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (オ) 市の福祉サービスを受けている難病患者
- (カ) 75歳以上単身世帯で支援が必要と思われる者
- (キ) その他支援が必要と思われる者

イ 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難を支援する者で、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者を避難支援等関係者とする。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する下記の事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名 (イ) 生年月日 (ウ) 性別 (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先 (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) その他市長が必要と認める事項

エ 避難行動要支援者名簿情報の提供

避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」に平常時から台帳情報を提供する。

第2章 災害予防対策

また、現に災害が発生し、又は発生のおそれがあり避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、市は本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、台帳情報を避難支援等関係者に提供することができる。

オ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこととする。

カ 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に当たり、避難行動要支援者を把握するため、市の関係部署で把握している情報の集約に努める。また、市が把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要なと認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

キ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する仕組みを構築し、台帳情報を最新の状態に保つ。

ク 避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置

平常時に避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために以下の措置を講じる。

- (ア) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることを十分に説明すること。
- (ウ) 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するように指導すること。
- (エ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体の場合、その団体内で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定すること。
- (カ) 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を報告させること。
- (キ) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催すること。

ケ 要配慮者が円滑に避難するための立ち退きを行うための通知又は警告の配慮

要配慮者が円滑に避難するため又は避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達に当たっては、以下の事項を配慮する。

- (ア) 高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明等により一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- (イ) 障害の状況に応じて情報伝達の方法が異なることに留意すること。
- (ウ) 外国人に対する情報提供について検討する。

コ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難を支援するが、避難支援等関係者本人や家族等の生命、身体を守ることが大前提となる。

サ 地域住民による支援

自主防災組織などで避難行動要支援者とともに避難する計画を検討する。

シ 市及び防災関係機関における支援体制の確立

- (ア) 要配慮者の所在の把握
- (イ) 災害発生時の避難支援
- (ウ) 災害発生時の避難誘導、安否確認及び救出
 - 要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなど多様な組織等と連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画等の避難誘導體制の整備に努める。
 - 消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備する。
- (エ) 平常時及び災害発生時の情報提供
 - 障害のある方に防災知識を普及する方法について検討する。
 - 緊急時の連絡方法について検討する。
 - 外国人に対する情報提供の方法について検討する。

(オ) 長期の避難

避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居について、要配慮者に配慮した計画を策定する。

ス 個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿に記載された避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努め、作成した個別避難計画は消防機関、警察、民生委員等に対し、避難行動要支援者本人又は避難支援等実施者の同意がある場合にはあらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(2) 社会福祉施設等における防災対策

津波災害警戒区域内や土砂災害警戒区域内、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設【資料編 p. 52 要配慮者利用施設一覧参照】の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練を実施する。

第2章 災害予防対策

ア 避難確保計画作成

水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、要配慮者利用施設の管理者等は、「避難確保計画」を作成する。「避難確保計画」は次の事項を定めた計画とする。

(ア) 実態把握と継続的な防災体制

- a 安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握する。
- b 実態を把握した上で、防災上の課題について優先順位を整理の上、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。
- c 職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全体が参加した防災対策に継続的に取り組む。

(イ) 施設入所者の避難誘導

- a 地域の災害特性の把握
施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。
- b 施設入所者の避難計画の作成
 - 夜間、休日における災害の発生や状況によっては二度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を作成する。
 - 夜間の勤務者数での訓練等実践的な避難訓練を実施する。
 - 災害時に職員が的確な判断ができるよう図上訓練を実施する。
 - 消防団や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。

(ウ) 施設・設備の安全確保対策

- a 施設の耐震化
- b 安全確保に必要な設備
 - 火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備
 - 備蓄物資及び防災用資機材の設置場所のかさ上げ等
 - 非常用電源に対する浸水や揺れに備えた対策
 - 非常用電源の使用可能時間延長のための対策
 - 避難設備
 - その他法令等で定める設備
- c 安全管理
 - 危険物の管理
 - 家具、書棚等の転倒防止対策

(エ) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する。市は、要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、県等と連携して積極的に支援を行う。

(オ) 防災関係機関との連携

- a 市は、要配慮者入所施設等の被災状況を想定し、防災関係機関及び施設管理者との連絡体制を確立する。
- b 消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行う。

(カ) そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

なお、施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長に報告する。

イ 避難確保計画作成の助言等

市は、施設管理者等から避難確保計画の報告があったとき、厚生労働省・国土交通省作成の点検マニュアル等を参考に、庁内関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

ウ 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

市長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

エ 避難訓練実施の支援

施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する。

市は、要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、県等と連携して積極的に支援を行う。

6 消防団を中心とした地域の防災体制

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行う。また、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

(1) 体制整備

青年層・女性層の消防団への参加を促進する等により消防団員の確保を図る。

(2) 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行う。

(3) 環境整備

消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努める。

被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解・協力が得られるように努める。

(4) 住民に対する消防団活動の周知

市広報紙等を活用し、消防団活動の周知を図る。

第2章 災害予防対策

(5) 自主防災組織との連携

消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たす。

7 自発的な支援への環境整備

大規模災害時には、本来なら自らが実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合があり、そうした場合には、被災していない者やボランティア等の自発的な支援が被災した者たちの大きな助けとなる。こうした自発的な支援の環境整備を進める。

なお、ボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(1) 関係者相互の連携の強化

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政等災害発生時に連携する必要のある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担等応急対策事項に関して協議を行う。

(2) 自発的な支援を担う人材の育成

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーター等自発的な支援を担う人材の育成を行う。

(3) ボランティアの受入れと活動支援

災害発生時に設置する「ボランティア活動支援本部」の体制を整備する。

◆ ボランティア活動支援本部

ア 組織員（市、県、日本赤十字社高知県支部、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等）

イ 活動内容

行政の災害対策本部と連携し、次の活動をする。

(ア) ボランティアの要請、受入れ、登録

(イ) ボランティアに対するニーズの把握

(ウ) ボランティアに対する情報提供

(エ) 活動の調整、指示

(オ) 活動に必要な物資の確保と配布

(4) ボランティアの活動拠点

市は、災害時に備え次の計画を策定する。

ア ボランティア活動のための拠点のあっせん又は提供

イ 必要な資機材の貸し出し

(5) 日本赤十字社高知県支部

日本赤十字社高知県支部は、次の活動を推進する。

ア 防災ボランティア（奉仕団）組織の育成強化

- イ 訓練の実施
- ウ ボランティアの事前登録
- エ 他団体と連携した各種防災活動への協力

(6) (社福) 高知県社会福祉協議会

高知県社会福祉協議会は、次の活動を推進する。

- ア 市町村の災害ボランティアセンター設置・運営に向けた体制強化の支援
- イ 県域における災害ボランティア関係団体の連携体制の構築
- ウ 高知県災害ボランティア活動支援本部設置・運営に向けた体制強化

第3節 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

防災施設管理者、住民、市の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示す。

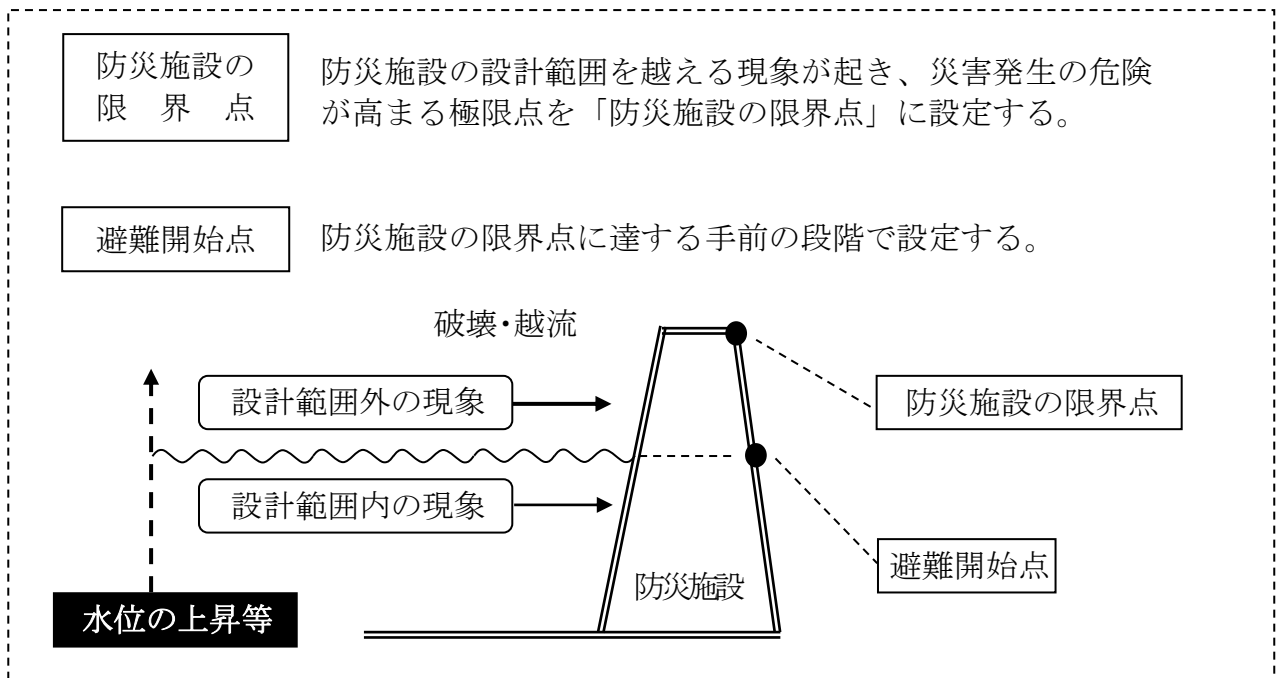
1 防災施設の限界と避難開始の時期

災害に対する防災施設の限界と、限界を超えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進める。

(1) 防災施設の限界点

- ア 防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設置するよう努める。
- イ 防災施設の限界点の考え方

自然現象が、施設の防御能力を越えることで災害は発生する。施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ（水位等）について、日常から把握しておくとともに関係機関、消防団及び地域住民に周知し、施設が限界に達する前に住民が安全に避難できるようにする。



(2) 被害の及ぶ範囲

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努める。

第2章 災害予防対策

(3) 避難開始の基準

ア 防災施設の管理者は、避難開始の点を設定するよう努める。

ため池等農業用施設	施設ごとの避難開始条件の設定
土砂災害防止施設	警戒避難基準雨量の設定
海岸保全施設	高潮・波浪に対する避難開始条件の設定
河川堤防等	避難判断の基準となる水位の設定
道路	道路状況に応じて交通規制開始雨量等の設定

イ 避難開始の時期がわかりやすい表現

防災施設の管理者は、雨量や水位等を使って、住民にもわかりやすい表現で避難開始の時期を示す。

2 危険性の通知

防災施設の危険性に関する情報について、日常と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示す。

(1) 事前の通知

市は、施設管理者から施設の限界点と避難開始等の危険性に関する情報を把握するとともに、対象となる地域の住民に周知する。

(2) 緊急時の情報提供

ア 施設管理者は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測されるときは市等関係機関に通知するものとする。

イ 施設管理者は、自動的に、直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始の時期を読み取れる設備等の整備を進める。

(3) 危険性の伝達方法

市は、避難指示等が住民に確実に届くよう、引き続き、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ・ラジオ放送など複数の情報伝達手段の確保、活用に取り組む。

(4) 避難行動要支援者への情報伝達

市は、高齢者、障害者などの避難行動要支援者への情報伝達について、防災行政無線の戸別受信機、IP告知システムなど個別に伝達できる手段を活用する。また、障害等の特性に応じて、民生委員等による直接的な声かけなど、確実に伝達できる体制の整備に努める。

(5) 伝達機器の管理

市は、豪雨等により災害発生のおそれが高まった場合等にも十分活用できるよう、伝達機器の浸水対策を行うとともに、平時から機器点検、操作手順の明確化、操作訓練等に取り組む。

(6) 伝達文例の作成

あらかじめ災害種別に応じ、具体的な避難行動をとるべき内容を伝える達文を定めておく。

3 避難を可能にするサインの整備

指定緊急避難場所や指定避難所等への誘導標識は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、災害の種別に対応した避難場所を示すなどわかりやすい誘導サインの整備に努める。

また、日常時と緊急時に避難開始時期等を知らせるサインの整備を進める。

(1) 日常から危険性を知らせるサイン

ア サインの種類（例示）

- (ア) 標識
- (イ) 避難開始時期を印した水位表示板等
- (ウ) 過去の災害を伝える津波の碑等のモニュメントや浸水位表示柱
- (エ) ハザードマップ等啓発用資料

イ サインに含めるべき内容（例示）

- (ア) 危険性があることの警告
- (イ) 災害に関する知識
- (ウ) 避難開始の時期
- (エ) 被害の及ぶ範囲

(2) 避難場所を知らせるサイン

ア サインの種類（例示）

- (ア) 避難場所を示す標識
- (イ) 避難誘導標識
- (ウ) 夜間に発光する誘導灯や表示板

イ サインに含めるべき内容（例示）

- (ア) 避難場所の所在地・名称
- (イ) 避難経路

(3) 避難の開始を知らせるサイン

ア サインの種類（例示）

- (ア) 防災行政無線や可変道路標示板等施設管理者が状況を判断してから通知するための施設
- (イ) 水位と連動したサイレン等避難開始を自動的に知らせる設備
- (ウ) 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板等の標識

イ サインに含めるべき内容（例示）

- (ア) 避難開始時期の到来
- (イ) 安全な避難の実施に必要な事項

4 自主的な避難

住民は、災害から安全に避難できるよう、避難開始のサインづくりや避難方法の検討に取り組む。

(1) 避難方法についての話し合い

ア 住民は、自主防災組織の取組等を通じ、次のような取組を進める。

- (ア) 地域の災害についての正しい知識の取得
- (イ) 地域の危険箇所の調査
- (ウ) 緊急避難場所の検討
- (エ) 避難経路の検討
- (オ) 要配慮者と一緒に避難する計画づくり

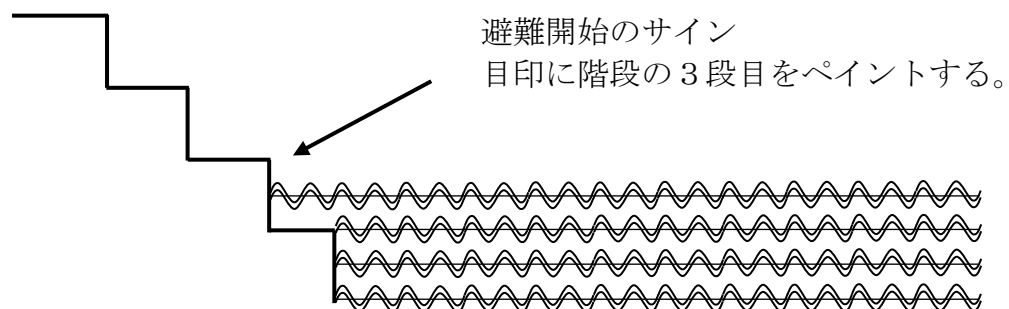
イ 住民は、市の避難誘導計画づくりに参画するものとする。

(2) 避難開始のサインづくり

避難開始のサインとは

- ・ 現在の科学技術では、土砂災害の発生等を予測することは困難である。
行政が科学的に避難開始時期を示せるケースは少ないので、住民はいつ避難を始めたか間に合うのかわからない。
- ・ 行政は、観測機器の整備を進めているが、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民の方がはるかに早く、正確に危険を察知することができる。
- ・ 住民が自らの経験等から決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民が自らの判断で避難する取組を進めようとするものである。

(例) 避難開始のサイン



ア 住民は自主防災組織の取組等を通じ、避難開始のサインづくりを進める。

(ア) 過去に起きた災害の体験等から住民どうしで話し合いを行い避難開始のサインをつくる。

◆災害の体験等

- ・過去の洪水の浸水位、雨量
- ・土砂災害が起きたときの雨量
- ・津波浸水位置を示す石碑
- ・災害の前兆現象（沢の濁りや落石等）
- ・防災関係機関の助言
 - 河川等の施設管理者の助言
 - 防災関係機関の調査（津波浸水予測等）
 - 気象警報
 - 土砂災害警戒情報

(イ) 避難開始のサインは、地域に周知する。

(ウ) 災害時に確認するための「サイン」を、水路等に取り付ける。

イ 市及び防災施設の管理者は、住民のサインづくりを支援する。

(ア) 避難開始のサインの設定に対する助言

(イ) 「サイン」取り付けへの協力

5 避難計画

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を示した避難計画をあらかじめ作成する。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

また、あらかじめ災害の想定等により必要に応じて、近隣自治体の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣自治体に設けるなど対策を含めたものとする。

(1) 住民との話し合い

ア 地域の危険性の周知

防災マップ等を活用し、地域住民に次の災害の特性を説明する。

洪水、土砂災害危険箇所、津波浸水予測等

イ 市民がとるべき避難行動の理解促進

市は、市民が適切に避難行動をとり安全を確保するために、住民一人ひとりが、自己の避難行動をあらかじめ理解しておくことが必要であることから、本市内における災害発生危険性に関する情報を平時から周知を図る。

ウ 指定緊急避難場所の選定等

市は、住民の意見を反映して指定緊急避難場所の選定等を行う。緊急避難場所の選定、避難経路、住民等への連絡方法、その他必要な事項等を検討する。

第2章 災害予防対策

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保を含めて検討する。

また、避難場所までの避難が困難な場合、対象施設や近隣施設の上層階への垂直避難を検討する。

(2) 避難計画の作成

ア 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

市は、自主防災組織との連携等により、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

イ 警報等呼びかける広報活動

市は、災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。

市は、特別警報、気象警報、土砂災害警戒情報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

ウ 避難指示等の判断基準

(ア) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の判断基準・伝達方法を明確にした避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成する。なお、避難指示等の発令基準については、水位・雨量・潮位等の数値や警報・土砂災害警戒情報の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とする。

(イ) 施設管理者の助言

防災施設の管理者は、市の避難指示等の基準に対し助言を行う。

(ウ) 避難指示等の発令基準

- 大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報、高潮警報等の各種情報を勘案し、早期に避難を実施する必要があると判断した場合は、高齢者等避難を発令する。
- 土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域等における前兆現象の確認、市民からの通報などを総合的に判断して避難指示等が発令する。

(前兆現象の例)

- ・ がけ等の小石がパラパラと落ちる
- ・ 山の斜面に亀裂ができる
- ・ 普段から出ている湧き水に以下のような異常がみられる
 - 急に量が増える
 - 急にかれる
 - 急に濁る
- ・ 地鳴りがする
- ・ その他の土砂災害の兆候がみられるとき
- 特別警報が発表された場合は、重大な災害の発生が切迫しており、住民は直ちに命を守る行動をとる必要があることから、速やかに避難指示を発令する。ただし、避難のための外出を行うことによりかえって

危険が及ぶおそれがある場合は屋内での待避等の安全確保措置について指示を行う。

(エ) 消防団による避難誘導計画

市は、消防本部と連携し、消防団による住民の避難誘導計画を作成するよう努める。

(オ) 土砂災害警戒区域の指定がある場合

- 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。
- 市は、土砂災害警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要事項を定め、地域防災計画に記載するとともに、警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知を行い、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- 警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4（避難指示）で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- 市は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- 土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設は、避難確保計画を作成し、避難訓練の実施等、警戒避難体制の充実・強化を図る。

(カ) 高知県知事が洪水浸水想定区域を指定する河川がある場合

- 市は洪水浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに洪水浸水想定区域内には主として高齢者等の要配慮者施設が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に記載するとともに、避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知を行い、危険な浸水区域から離れる方向に速やかな訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- 市は洪水浸水想定区域に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必

第2章 災害予防対策

要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難が図られるよう洪水予報の伝達を定める。

- 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練の実施等、警戒避難体制の充実・強化を図るとともに、当該計画を市長に報告するものとする。

(キ) 市は、(ア)～(エ)を避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知する。

(3) 消防本部・警察署との連携

ア 消防本部

(ア) 市の避難計画作成を支援する。

(イ) 市の避難計画と整合のとれた消防職員の活動を計画する。

イ 警察署

市の避難計画を把握し、整合のとれた支援策を検討する。

(4) 避難訓練の実施

市は、消防本部と連携し住民と消防団による避難訓練を実施する。

(5) 避難についての広報

市は広報誌等により避難計画を周知する。

6 避難体制の整備

市は、緊急的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所や避難路、防災活動拠点の整備を進める。(津波避難路・津波避難階段・津波避難タワー・津波避難シェルター・防災コミュニティセンター・防災倉庫・津波救命艇等)

(1) 一時的な避難(指定緊急避難場所・広域避難場所・津波緊急避難場所等)

ア 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市長が指定する。

イ 避難の原因に応じた避難場所を選定

◆避難場所選定の基準

- 避難者一人当たりの面積が、おおむね1㎡以上であること。
- 昼間人口も考慮し要避難地区の全ての住民を収容できること。
- 原則として危険な地域をできるだけ避けること。
 - ・土砂災害、浸水等が予測される地域
 - ・危険物等が備蓄されている施設の付近等
 - ・耐震性が確保されていない建物の付近等

(火災に対する避難場所)

- 耐火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では 200m、耐火建築物からは 50m以上離れていること。

ウ 避難場所へ通じる避難路を選定する。

◆避難路の選定基準

- 危険のない所
 - ・土砂災害、浸水等が予測されていない地域
 - ・延焼の危険性のある建物や危険物施設が近くにないこと。
 - ・地下に危険な埋設物がないこと。
 - ・耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと。
- 自動車の交通量がなるべく少ないこと。
- 避難場所まで複数の道路を確保すること。
- 避難路は相互に交差しないこと。

エ 地域住民の参画

避難場所や避難路の選定は、地域住民の参画を得て行う。

オ 広域避難場所

(ア) 大規模な市街地の火災により生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

(イ) 広域避難場所と避難経路の指定基準

- 広域避難所 広い面積を有する場所であること以外は緊急避難場所と同様
- 避難経路 基本的に2車線で歩道を有する道路

カ 避難誘導や避難場所のサイン設置の推進

(ア) 避難所(場所)を示すサイン、案内板の設置

(イ) 避難場所へ誘導するサインの設置

(ウ) ソーラー式避難誘導灯等夜間に確認できるサインの設置

(2) 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市長が指定する。

指定避難所の政令による基準は、以下の全てを満たすこととなっている。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能なものであること。

ウ 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。

エ 車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

第2章 災害予防対策

(3) 福祉避難所

要配慮者を滞在させることが想定される場合は、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる福祉避難所を指定する。

ア 身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者であること。

イ 特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者は、当該入所施設での対応が可能であると判断されることから、原則として福祉避難所利用対象には該当しない。

ウ ホテル、旅館等の宿泊施設も福祉避難所として利用可能であること。

エ 要援護者の家族も一緒に入所可能とする。

◆福祉避難所の選定基準

- 施設自体の安全性が確保されていること。
- 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
- 要配慮者の避難スペースが確保されていること。
- 避難生活が困難な要配慮者を、施設・設備、体制の整った施設に避難させること。
- 地域における福祉避難スペース（室）として、介護や医療相談等を受けられることができる空間を確保すること。（おおむね10人に1人の生活相談員等を配置）
- 1人当たりおおむね2～4㎡（畳2畳程度）を確保
- 要した経費は全て災害救助法に基づき国庫負担

(4) 一定期間の避難生活ができる施設の基準等（長期的な避難所）

◆長期的な避難所選定基準

- 耐震構造を有する等安全な建物であること。
- 避難者一人当たりの面積が、おおむね2㎡以上であること。
- 飲料水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること。

ア 避難所の運営方法についてあらかじめ定めておく。

(ア) 避難所の管理運営に関すること。

(イ) 避難住民への支援に関すること。

イ 避難所に必要な施設・設備・機器の整備に努める。

(ア) 市で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応する。

(イ) 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、洋式トイレ、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し用機器、LPガス等

ウ 要配慮者に配慮して、福祉避難所の確保のほか、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等の避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

(5) 応急仮設住宅供給体制の整備

- ア 建設可能な用地を把握しておく。
- イ 建設に要する資機材について調達計画を作成する。
- ウ 関係団体と連携し、供給可能量等を把握しておく。

(6) 防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知すると同時に訓練を実施し万全を期す。

ア 学校

(ア) 地域の特性等を考慮する。

避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

(イ) 義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健・衛生及び給食等の方法

イ 教育行政機関

義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健・衛生及び給食等の方法

ウ 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。

収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法

エ 興行場、その他不特定多数の者の利用する施設

多数の避難者の、集中や混乱に配慮した避難誘導計画

第4節 災害に備える体制の確立

市及び防災関係機関は、災害の発生が予測される時、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平常時から防災活動体制の整備、充実に努める。

1 災害対策本部

(1) 室戸市災害対策本部の設置及び解散

ア 設置

災害対策基本法第23条の規定に基づき市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、「室戸市災害対策本部」を設置するものとし、室戸市災害対策本部の設置基準はおおむね次のとおりとする。なお、室戸市水防計画による「室戸市水防本部」は、災害対策本部が設置された場合は統合されるものとする。

- (ア) 災害が広範囲な地域にわたり発生するおそれがあると認めるとき。
- (イ) 室戸市に暴風、大雨、洪水、高潮及び津波の警報が発表され、応急対策の必要があると認めるとき。
- (ウ) 災害救助法が適用される災害が発生したとき。
- (エ) 災害の種類、状況等により、関係機関が協力し組織的に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (オ) 大規模地震対策特別措置法に基づき内閣総理大臣から警戒宣言が発令されたとき。
- (カ) 室戸市に特別警報が発表されたとき。
- (キ) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）を発表したとき。
- (ク) 市長が特に必要と認めたとき。

イ 解散

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められた場合は、災害対策本部を解散する。

ウ 設置及び解散の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちにその旨を通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
防 災 関 係 機 関	文書又は電話	総 務 部 長
各 部 班	庁内放送又は電話	
県 本 部 又 は 支 部	防災行政無線又は電話	

(2) 室戸市災害対策本部の組織、運営及び所掌事務

室戸市災害対策本部の組織等については、「室戸市災害対策本部条例」に定めるところによる。

ア 本部組織表

本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長
本 部 長 付	教育長、消防長、秘書
本 部 会 議	市長、副市長、教育長、消防長、各部長・副部長

総 務 部	部 長	防災対策課長
	副部長	総務課長、まちづくり推進課長
民 生 部	部 長	福祉事務所長
	副部長	税務課長、こども子育て支援課長
衛 生 部	部 長	保健介護課長
	副部長	市民課長、健康医療政策課長
経 済 部	部 長	産業振興課長
	副部長	観光ジオパーク推進課長
土 木 部	部 長	建設土木課長
	副部長	財産管理課長
水 道 部	部 長	水道局長
	副部長	水道局次長
教 育 部	部 長	学校教育課長
	副部長	生涯学習課長

イ 避難所の開設・運営

開設する避難所については、災害対策本部で決定し、担当する部署で開設及び運営する。

第2章 災害予防対策

ウ 部及び班の所掌事務

部名	班名	班員	所掌事務
総務部	総務班	防災対策課 総務課の一部 まちづくり推進課 の一部	・災害対策本部の運営に関する事。
			・被害情報の収集・伝達する事。
			・被災者台帳の作成する事。
			・文書の收受・発送する事。
			・地方公務員災害補償基金関係業務に関する事。
			・各部に対する、指示・命令の伝達に関する事。
			・県及び関係機関に対する連絡、応援要請に関する事。
			・自衛隊の災害派遣の要請に関する事。
			・被害、損害額の総括報告に関する事。
			・防災行政無線の管理に関する事。
			・部門間の総合調整に関する事。
			・災害救助法の適用に関する事。
			・部門内の災害応急計画の策定に関する事。
			・諸願、諸届の収発に関する事。
			・公用令書の発行に関する事。
	・災害見舞者、視察者に関する事。		
	・防災会議に関する事。		
	・部内の配備、動員に関する事。		
	・各種証明書、通知書等の発行に関する事。		
	・その他災害対策全般に関する事。		
	・各支部との連絡調整に関する事。		
	情報班	総務課の一部 まちづくり推進課 の一部 選挙管理委員会 事務局	・災害情報の収集、伝達、記録整理に関する事。
			・電算システム管理業務に関する事。
			・選挙期日の延期や任期の延長に関する事。
			・議会对応業務に関する事。
			・被災市民の相談に関する事。
			・住民への広報（避難所情報や危険情報等の伝達）に関する事。
			・災害記録（写真・ビデオ等）の作成に関する事。
			・報道機関に対する情報提供、連絡調査員に関する事。
			・出張所他出先機関の連絡調整に関する事。
出納班	総務課の一部 会計課 監査委員事務局	・災害関係経費の支出に関する事。	
		・災害の予算編成、財政計画に関する事。	
		・見舞金、義援金品の受付、配分に関する事。	
		・災害救助法の適用申請に関する事。	
		・出納業務に関する事。	
		・税・保険料等の減免等に関する業務に関する事。	
		・緊急資材、物品の調達及び賃貸に関する事。	

部名	班名	班員	所掌事務
民生部	避難所・調査班	税務課 福祉事務所の一部 人権啓発課 議会事務局	・家屋・事業所等の施設の被害調整に関する事
			・罹災者並びに罹災状況の調査に関する事
			・各種証明書、通知書等の発行に関する事
			・税・保険料等の減免等に関する業務に関する事
			・災害に伴う税の減免に関する事
			・応急救助に関する事
			・危険箇所の調査に関する事
			・避難所の開設・運営に関する事
			・来庁者、公共施設利用者、園児・児童・生徒の安全確保に関する事
			・水、食料、生活必需品の確保、配布に関する事
			・緊急物品の調達に関する事
			・救援物資の確保並びに輸送及び配給に関する事
			・義援物資の輸送及び配給に関する事
・要配慮者の支援に関する事			
民生部	社会生活班	福祉事務所の一部 こども子育て支援課 保育所	・来庁者、公共施設利用者、園児の安全確保に関する事
			・生活保護・医療費・児童手当等業務に関する事
			・保育業務の再開に関する事
			・保育所給食の再開に関する事
			・ボランティア活動の支援に関する事。(社協と連携)
			・日赤、その他諸団体との連携調整に関する事
			・生活再建支援のための情報提供・相談受付に関する事
			・災害見舞金、災害弔慰金の支給に関する事
			・義援、救援物資の受け入れ及び配分に関する事
			・災害援護資金の貸し付けに関する事
			・災害救助法の適用に関する事
民生部	食糧班	福祉事務所の一部	・罹災者、救助活動者等に対する食料の調達及び炊き出しに関する事
			・食料の受入れ及び配布に関する事
民生部	施設管理班	財産管理課 財産管理班	・庁舎等施設被害の取りまとめに関する事
			・庁舎等中枢部分の機能に関する管理に関する事
			・公有財産の被害調査に関する事
			・公共施設等の災害復旧、復興に関する事
			・応急車両の調達・配車管理に関する事
			・緊急輸送に関する事

第2章 災害予防対策

部名	班名	班員	所掌事務
衛生部	医療救護班	保健介護課 健康医療政策課	・医療救護活動の総合調整に関すること。
			・医療救護所の設置に関すること。
			・保健活動の準備に関すること。
			・保健活動の実施（被災者の体調管理、こころのケア）に関すること。
			・医療チームの編成に関すること。
			・災害拠点病院、救護病院、医療救護所等との連絡調整に関すること。
			・医師会・医療関係機関・薬業協会・薬剤師会等との連絡調整に関すること。
			・医薬品・衛生材料等の調達、保管に関すること。
			・傷病者の収容看護に関すること。
	環境衛生班	市民課	・清掃業務計画の総合調整に関すること。
			・被災地の清掃消毒等、保健衛生活動に関すること。
			・被災地のし尿処理に関すること。
			・防疫及び災害ごみ・がれきの処理に関する活動に関すること。
			・仮設トイレの設置に関すること。
経済部	観光班	観光ジオパーク推進課	・観光施設等の被害、損害調査に関すること。
			・罹災観光施設等に対する応急処置等対策に関すること。
	商工班	産業振興課 商工水産振興班 ふるさと納税推進班	・商工業施設等の被害、損害調査に関すること。
			・商工業施設及び生産品に対する被害調査に関すること。
			・罹災商工業者に対する応急融資等に関すること。
			・罹災商工業者に係る罹災証明に関すること。
	水産深層水班	産業振興課 商工水産振興班 海洋深層水推進班	・水産施設等の被害調査及び災害対策に関すること。
			・被害水産業者への災害融資に関すること。
			・罹災水産業者に係る罹災証明に関すること。
			・海洋深層水関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。
			・深層水の分析、検査に関すること。
	農業経済班	産業振興課 農林振興班 農業委員会事務局	・農作物の被害調査及び災害対策に関すること。
			・農畜産物の被害調査及び災害対策に関すること。
			・被害農林業者への災害融資に関すること。
・災害時における病虫害の防除に関すること。			
・造林及び林業施設の被害調査及び災害対策に関すること。			
・罹災農林業者に係る罹災証明に関すること。			
・選挙期日の延期や任期の延長に関すること。			
・必要物資の調達依頼に関すること。			

部名	班名	班員	所掌事務
土木部	土木班	建設土木課 建設土木班 国土調査班	・土木施設の被害調査並びに応急復旧対策に関すること。
			・通行の妨げとなる障害物の除去等、道路交通網の確保及び通行規制等に関すること。
			・障害物の除去、道路交通網の確保に関すること。
			・建設業者への応援要請に関すること。
			・災害対策用資機材の確保に関すること。
			・急傾斜地の崩壊対策に関すること。
			・災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関すること。
			・交通規制等、応急交通対策に関すること。
			・水防に関すること。
			・河川、水路に関すること。
			・第一次建築制限に関すること。
			・道路等の災害復旧に関する業務（応急業務を除く。）に関すること。
土木部	農業土木班	建設土木課 農林水産土木班	・農地、山崩れ及び農業用施設の被害調査並びに応急復旧対策に関すること。
			・危険箇所の巡視警戒、二次災害の防止に関すること。
			・道路・山林・農地等の被害状況の調査、交通規制に関すること。
			・道路等の災害復旧に関する業務（応急業務を除く。）に関すること。
			・道路啓開、山林・農地・河川等の応急復旧に関すること。
土木部	住宅班	財産管理課 建築住宅班	・公共建築物の被害調査及び災害対策に関すること。
			・災害救助法による住宅の応急修理対象者の選考に関すること。
			・市営住宅の被害、損害額の調査に関すること。
			・市営住宅の応急対策に関すること。
			・応急仮設住宅に関すること。
			・罹災住宅の応急修理に関すること。
			・災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関すること。
・被災建築物危険度判定に関すること。			
水道部	水道班	水道局	・応急給水対策に関すること。
			・水道施設の被害調査並びに応急復旧対策に関すること。
			・水、食料、生活必需品の確保、配布に関すること。
			・飲料水の分析、検査に関すること。

第2章 災害予防対策

部名	班名	班員	所掌事務
教育部	教育班	学校教育課 生涯学習課 少年育成センター 学校給食センター	・児童生徒の安全確保に関すること。
			・学校施設の被害調査及び災害対策に関すること。
			・避難所開設の初動に関すること。
			・児童生徒の避難対策に関すること。
			・罹災学校施設、罹災児童生徒の授業に関すること。
			・学校授業の再開に関すること。
			・学校給食の再開に関すること。
			・災害救助法に基づく学用品の給与に関すること。
			・罹災児童生徒の救護に関すること。
			・PTA等教育関係、団体への協力要請に関すること。
			・文教関係義援金の受理及び配分に関すること。
			・文化財の被害調査及び災害対策に関すること。
			・市図書館の保全及び災害対策に関すること。

(3) 腕章

○本部長用

室戸市災害対策本部

本 部 長

○副本部長

室戸市災害対策本部

副 本 部 長

○部員用

室 戸 市

災害対策本部員

(注) 1 腕章の大きさは、長さ40cm、幅10cmとする。

2 文字は黒、横線は赤、地は白とする。

(4) 配備基準と動員体制

災害の発生が予想され、又は発生した場合は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、それぞれ平素から所要の組織及び出動体制を確立しておく。

動員に当たっては、災害の規模・種類等を考慮し、災害対策本部設置前には市長、設置後には本部長の指令により行う。

ア 配備の区分

配備体制を確立するための配備基準及び配備内容は、次のとおりとする。

(ア) 風水害時

配備区分		配備基準	内容	動員体制
準備体制		<ul style="list-style-type: none"> 室戸市に災害をもたらす可能性のある台風等の気象状況が発生したとき。 	避難所用具準備、職員への参集準備及び関係施設等への注意呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策課職員
第1配備	準備体制	<ul style="list-style-type: none"> 室戸市に【気象警報】が発表されたとき。 〔大雨警報・洪水警報〕 〔暴風警報・高潮警報〕 など 【高知県水防指令】が発令されたとき。 自主避難者が発生したとき。 	少人数によりいつでも第2配備に移行できる体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策課職員 災害対策本部総務部の担当職員（総務課） 関係部署の最小限の必要人員
第2配備	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生が予想されるが、災害対策本部の開設までには時間的余裕がある場合 	少人数により情報連絡活動及び危険箇所の巡視警戒に当たり、状況により第3配備に移行できる体制とする。また、必要に応じて災害に対する警戒体制（高齢者等避難の発令や避難所開設・運営等）をとる。	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策課職員 災害対策本部総務部の担当職員（総務課） 関係各課長 消防連絡員 各部署において必要と認められる人員 ※災害対策本部の開設に即対応できる体制
第3配備	災害対策本部設置 （初期配備）	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合 	災害に対する警戒体制（高齢者等避難の発令、避難所開設・運営等）をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に備え、速やかに第4配備に移行できる体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> 市長、副市長、教育長、消防長、防災対策課長、福祉事務所長 各部において必要と認められる人員
第4配備	災害対策本部設置 （通常配備）	<ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合。また、小規模の災害が発生した場合 	相当規模の災害に対する警戒体制（避難指示の発令等）をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対応し、状況により速やかに第5配備に移行できる体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> 市長、副市長、教育長、消防長 各部長、副部長 消防連絡員 各部において必要と認められる人員
第5配備	災害対策本部設置 （特別配備）	<ul style="list-style-type: none"> 現に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生するおそれがある場合 室戸市に【特別警報】が発表されたとき。 	全職員により災害対応を行う。（緊急安全確保の発令等）	<ul style="list-style-type: none"> 全職員

第2章 災害予防対策

(イ) 地震・津波時

配備区分		配備基準	動員体制
震災第1配備	警戒体制	・高知県に【津波注意報】が発表されたとき。	・防災対策課長及び職員 ・消防連絡員 (参集場所：本庁)
震災第2配備	厳重警戒体制 (必要に応じて 災対本部設置)	・南海トラフ地震臨時情報 (調査中及び巨大地震注意)が発表されたとき、状況により震災第3配備及び第4配備に移行できる体制とする。	・市長、副市長、教育長、消防長 ・災害対策本部の総務部長、土木部長、民生部長、教育部長 ・防災対策課職員 ・各部において必要と認められる人員 ・消防連絡員 (参集場所：本庁)
震災第3配備	災害対策本部設置	・室戸市で【震度4】の地震が発生した場合 ・高知県に【津波警報】が発表されたとき。	・市長、副市長、教育長、消防長 ・災害対策本部の各部長 ・防災対策課職員 ・災害対策本部総務部の担当職員 ・各部において必要と認められる人員 ・消防連絡員 (参集場所：本庁)
震災第4配備	災害対策本部設置	・室戸市で【震度5弱】以上の地震が発生した場合 ・高知県に【大津波警報】が発表されたとき。 ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)が発表されたとき。	・全職員 ・消防連絡員 (参集場所：やすらぎ又は地域防災拠点)

イ 動員要領及び伝達系統

(ア) 勤務時間内

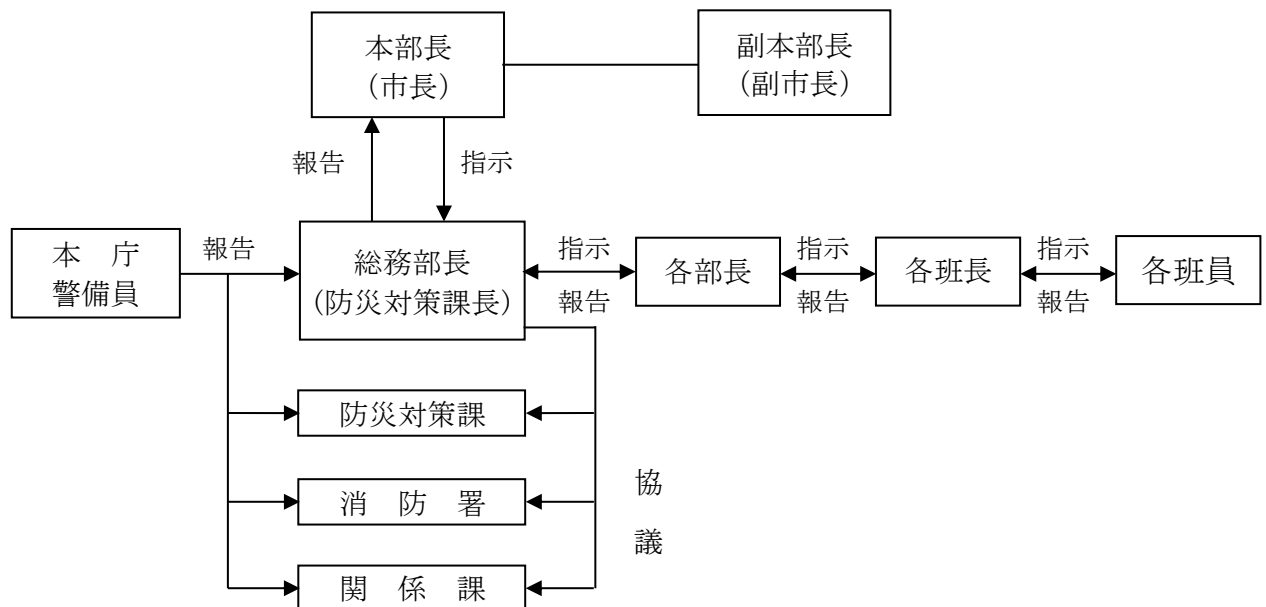
- 配備体制の基準に該当する気象情報その他災害情報を受理したときは、総務部長は直ちに本部長に連絡するとともに、本部会議の開催、又は関係部長との協議により、配備区分に従って配備体制をとる。

この場合には、庁内放送、電話、メール、口頭等により次の事項を明確に伝達する。

- ・ 配備の種類
- ・ 本部設置又は参集の時間
- ・ 本部の場所
- 各部長は、連絡を受けたときは、直ちに関係職員に連絡し、所定の配備による事務又は業務に従事させるとともに総務部長を通じて本部長に報告する。

(イ) 勤務時間外

- 本庁警備員は、次に掲げる情報を察知したときは直ちに防災対策課長、防災担当者及び消防署に連絡する。
 - ・ 災害が発生し、又はそのおそれのある通報が関係機関、一般市民からあったとき。
 - ・ 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮又は津波警報の発表が関係機関から通報されたとき。
 - ・ 前号に掲げる警報のほか、災害のおそれのある気象情報、異常現象等の通報があったとき。
- 防災対策課長は、本庁警備員から連絡を受けたときは、消防署及び関係課長に連絡、協議し、情報収集に努め、市長に情報報告を行い、その指示により災害対策本部の設置及び配備体制等を各部長に連絡する。
- 各部長は、部所属の各班員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できる措置をとるものとする。この場合において、職員の配備状況の報告は、平常執務時に準じて行う。
- 招集は、電話、メール、有線放送、広報車等状況に応じて通知する。
- 職員は、休日又は勤務時間外において、災害の発生が予想され、又は災害が発生し、災害対策本部が設置される事態と推察されるときは、動員命令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって、登庁又はあらかじめ定められた支部へ参集しなければならない。



2 災害通信整備計画

災害発生時において、災害情報の収集・伝達等応急対策に必要な指示・命令・報告等の伝達のため、通信施設の適切な利用計画を定める。

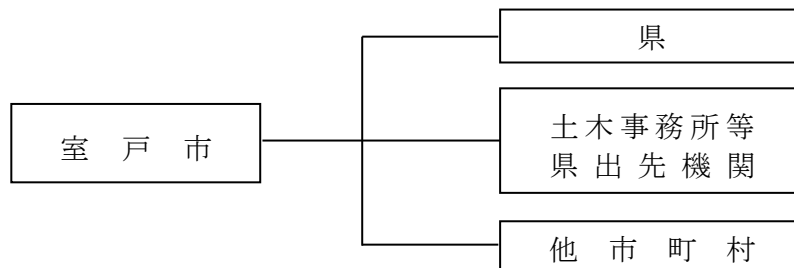
第2章 災害予防対策

(1) 通信手段の種別

通信手段はその災害の規模・程度により適切な運用活用を図るものとする。

ア 高知県防災行政無線システム

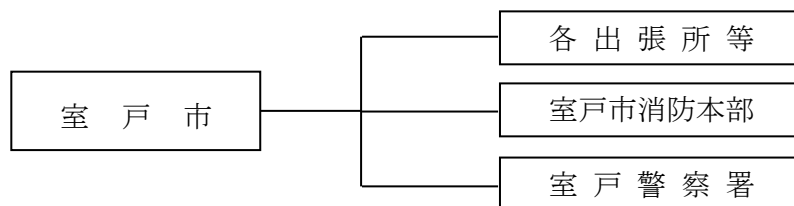
高知県災害対策本部からの指示や気象情報等を受信し、市から発信する報告・応援要請等に使用する。(受信拡声機・電話・FAX)



(注) 停電時は、庁舎屋上ペントハウスに備えている発動発電機で対応する。

イ 災害時優先電話

災害時優先電話は、発信が一般電話より優先して扱われているため、災害時に輻輳(ふくそう)の影響を受けにくくなっている。設置場所は、【別表2 特設公衆電話設置場所一覧】のとおりとする。



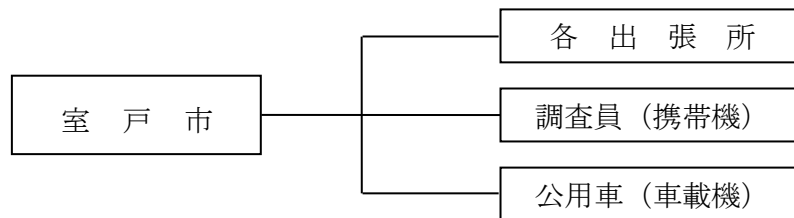
【別表2 特設公衆電話設置場所一覧】

No	特設公衆電話設置場所	住所
1	佐喜浜中学校	佐喜浜町 3848
2	佐喜浜生活改善センター	佐喜浜町 1691-1
3	佐喜浜保育所	佐喜浜町 1336-3
4	佐喜浜市民館	佐喜浜町 4921-18 地先
5	(旧)室戸岬小学校	室戸岬町 4414-1
6	室戸岬公民館	室戸岬町 5390-1
7	菜生市民館	室戸岬町 5775
8	室戸市保健福祉センター	領家 87
9	防災公園(神の前公園)	領家 80
10	室戸小学校	浮津 115
11	大谷市民館	浮津 227
12	大谷保育所	浮津 149-1
13	室戸中学校	浮津 3番町 92
14	元小学校	元甲 1854
15	行当老人憩の家	元甲 2183-24
16	吉良川小学校	吉良川町甲 2771

No	特設公衆電話設置場所	住所
17	吉良川公民館	吉良川町甲 2393
18	吉良川中学校	吉良川町乙 2000
19	吉良川市民館	吉良川町乙 5429
20	旧日南小学校	吉良川町甲 1112
21	羽根公民館	羽根町乙 1237
22	羽根小学校	羽根町乙 3793-3
23	羽根中学校	羽根町乙 774
24	羽根市民館	羽根町乙 3021-18 地先
25	中川内小・中学校	羽根町甲 1993-1

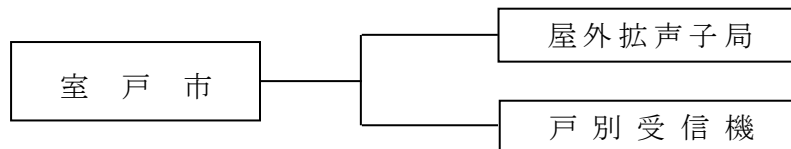
ウ 室戸市移動系防災行政無線

災害対策本部・支部・調査員の通信手段として利用し、現地の情報を収集する。



エ 室戸市同報系防災行政無線

同報系防災行政無線を適切に運用することにより、防災情報を正確かつ迅速に住民に知らせるとともに、双方向通話機能を活用して被災地域等の情報収集を図る。

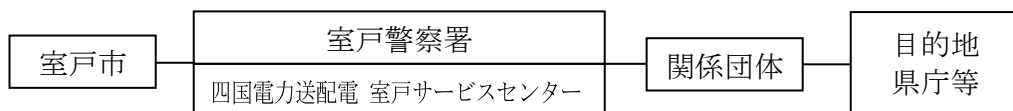


オ 衛星携帯電話

孤立集落等に対応するために衛星携帯電話の適切な管理・運用を行う。

カ 非常通信

有線及び市の関与する無線システムが使用不可能となった場合、他の行政団体、民間等の管理する通信設備を利用し、応援要請等を行う。



(注) 県危機管理・防災課を事務局とする非常無線通信協議会の「非常通信の手引き」を参考とする。また、市内のアマチュア無線局・クラブについても、非常時・災害時における非常通信に協力を得ることとする。

第2章 災害予防対策

(2) 通信施設の整備

通信施設、設備の耐震性の向上を図り、通信機材の更新を検討するとともに電波法令に定められた点検・整備を行う。

(3) 通信手段の確保

災害発生時には、直ちに情報通信機器の確認を行い、通信手段を確保する。

(4) 通信設備の応急復旧

災害発生時、通信設備の機能低下、停止時には、市職員で復旧に向け対応を行うが、必要に応じて保守委託業者と連携し、早期復旧を図る。

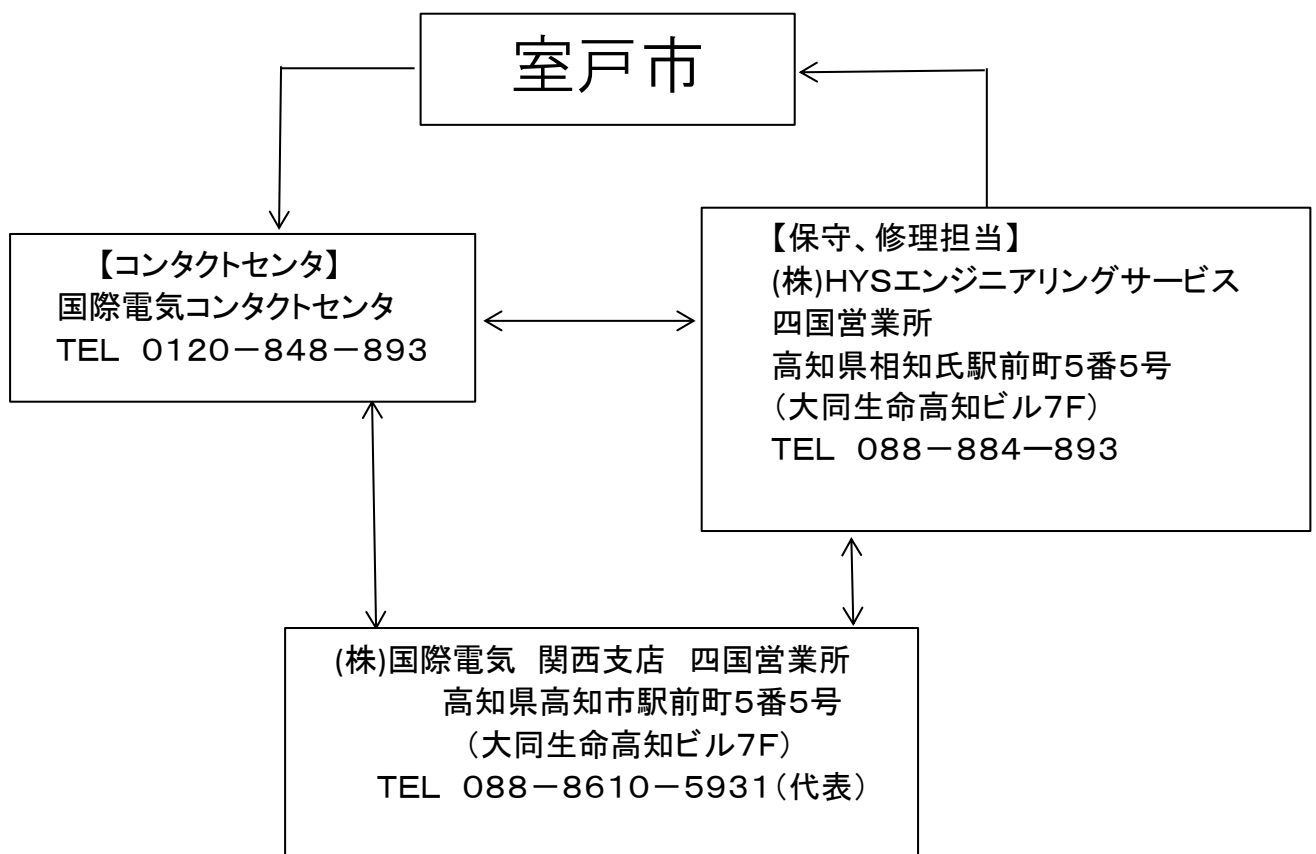
(5) 非常通信の運用

各機関は、有線通信が途絶し利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することとする。

【室戸市防災行政無線設備サービス体制表】

【室戸市防災行政無線設備サービス体制表】

令和7年3月1日現在



3 防災担当者の人材育成

災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施する。

(1) 職員に対する防災研修

ア 研修の内容

(ア) 市地域防災計画、各機関の防災業務計画等

市地域防災計画が的確有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底させる。また、各機関の防災業務についても把握する。

(イ) 非常参集の方法

(ウ) 気象、南海地震その他災害の特性についての知識

(エ) 過去の災害の事例

(オ) 災害関係法令等

(カ) 防災体制と対策

(キ) その他必要な事項

イ 実施方法

研修会の実施等

(2) 職員を対象とした防災訓練

ア 訓練の内容

(ア) 応急対策を立案するための図上訓練

(イ) 救急救命等必要な実技訓練

(ウ) その他必要な事項

イ 実施方法

講習会、演習等

4 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため各種の防災訓練を実施する。

現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施する等実状に即した実践的な内容とする。また、住民が地域で行う避難訓練等を支援する。

(1) 現場訓練実施に当たっての留意事項

ア 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。

イ 可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証する。

(2) 訓練の内容

ア 総合防災訓練

第2章 災害予防対策

県、防災関係機関、学校、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携して総合防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに必要に応じて消防機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

ウ 水防訓練

水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施するとともに必要に応じて水防関係機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

エ 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練を実施する。

オ 図上訓練

(ア) 組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練を実施する。

(イ) 応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施する。

カ 自主防災組織等の住民が実施する訓練

自主防災組織等が地域において実施する津波避難等の訓練を支援する。

(3) 訓練の評価

訓練終了後には訓練成果を取りまとめ、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善に努める。

(4) 防災訓練の際の交通規制

防災訓練の効率的な運営を図るため、特に必要と認めるときは、県公安委員会は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、道路における歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

5 防災関係機関相互の連携体制

市は、県等の防災関係機関と調整の上、自治体の相互応援が円滑に進め、管内市町村への応援・派遣やその受援活動を円滑に行うことができるよう広域的な連携及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

(1) 広域応援体制の整備

ア 緊急消防援助隊の受入体制の整備

「緊急消防援助隊」による人命救助活動等の支援体制及び受入体制の整備を図る。

イ 市町村相互の応援体制の整備

市町村は相互応援体制の整備を進める。

(ア) 「高知県内広域消防相互応援協定」

(イ) 「市町村災害時相互応援協定」

ウ 防災関係機関の相互応援体制の整備

各防災関係機関は、相互応援の協定を締結する等平常時から連携強化に努める。

(2) 市、県と自衛隊の連携

市、県と自衛隊は、各々の計画の調整を図り、協力関係について定めておく等連携体制の強化を図る。

ア 適切な役割分担

イ 相互の情報連絡体制の充実

ウ 共同の防災訓練の実施

(3) 市、県と民間事業者の連携

市、県は、民間事業者等と協定締結するなどし、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

第5節 災害応急対策・復旧対策への備え

災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備等の整備を図るとともに、訓練を実施することにより実効性を検証する。

1 住民等の避難誘導體制

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣自治体等の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣自治体に設ける。

2 消火・救助・救急対策

市は、被害を最小限に留めるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

(1) 消防施設等の充実

ア 「消防力の整備指針」（平成17年6月13日消防庁告示第9号）に基づき消防署を配置し、消防車両等の消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備等を整備し消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保

ア 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告第7号）に基づき、消火栓を配置する。

イ 河川、ため池、農業用水路等の自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備等、地域の実状に応じて消防水利の多様化を図る。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防衛活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 消防団の活性化（本章第2節6 参照）

(5) 防災コミュニティセンターの整備

地域における防災活動の拠点施設として、防災コミュニティセンターの整備に取り組み、地域防災力の向上を図る。

3 災害時医療対策

「高知県災害時医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう県及び関係医療機関等と連携を図りながら研修会、防災訓練、資機材の整備等を進める。

(1) 災害医療救護体制の整備

大規模災害時に、「高知県災害時医療救護計画」を実効あるものにするため、市は、関係者への周知徹底や防災訓練を実施し、常に内容に検討を加える。

〔災害医療救護体制とは〕

災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生したとき、医療の途を失った負傷者に、市及び県が医療機関と連携して医療を提供しようとするものである。

ア 市

初期医療体制の整備等を図るため次の事項を実施する。

- (ア) 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実状に合わせた災害時医療救護計画を策定する。
- (イ) 医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者と協議して、それぞれの機能の確保に努める。
- (ウ) 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。
- (エ) 医療救護所等を設置する場所を、平時から市民に周知する。
- (オ) 医療救護所等に医療救護用資機材を備蓄する。
- (カ) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。
- (キ) 市及び県の災害時医療救護計画について関係者に周知する。

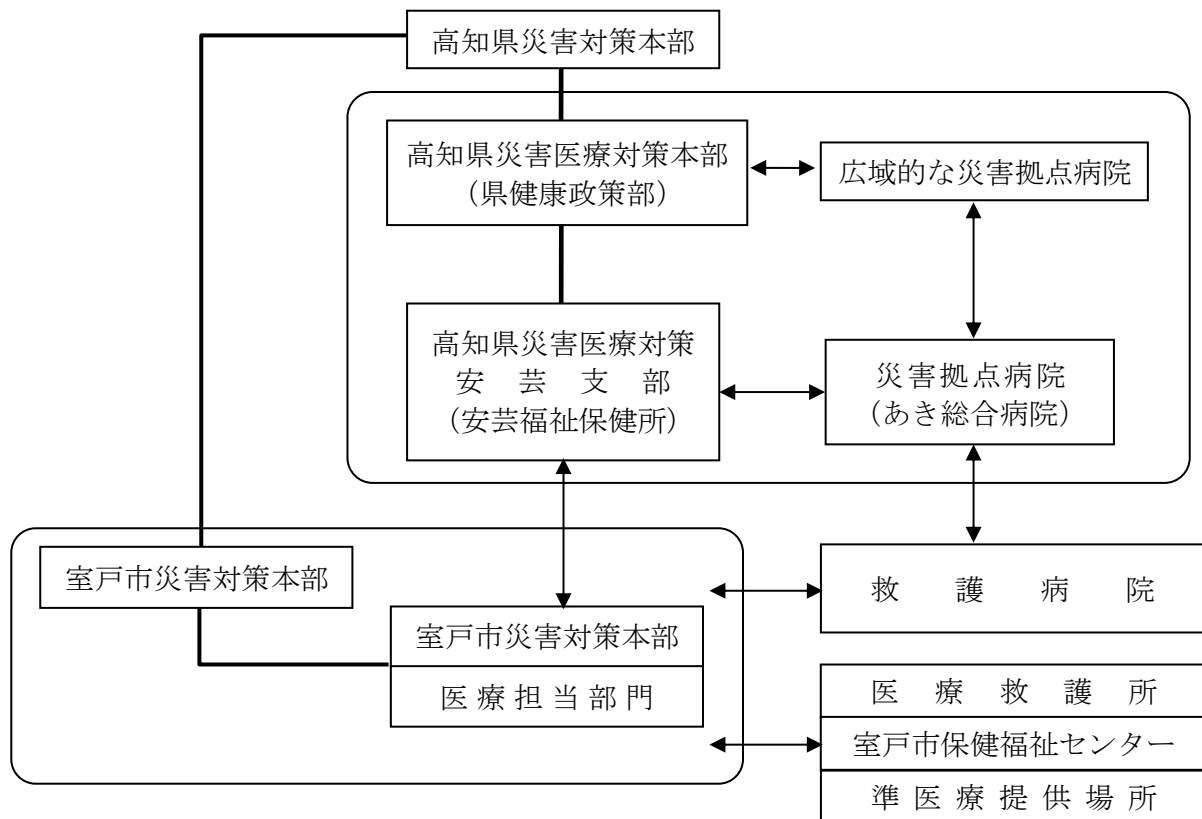
イ 県

- (ア) 市で対応できない広域的な医療救助活動を行う。
 - (イ) 災害医療対策本部、災害医療対策支部を設置し、医療救護活動の総合調整を行う。
 - (ウ) 災害拠点病院において、救護病院で処置が困難な重症患者の処置、収容及び重症患者の広域医療搬送の手配を行う。
 - (エ) 医療従事者の派遣、医薬品等の供給の調整など、市の医療救護活動の支援を行う。
- (2) 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備
- ア 市及び県は、医薬品、医療用資機材等の備蓄に努める。
 - イ 市及び県は、医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備する。
 - ウ 高知県赤十字血液センターは、輸血用血液の確保体制を整備する。
- (3) 通信体制及び輸送体制整備
- ア 市及び県は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努める。
 - イ 市、県及び関係機関は連携し、保有する機動力を効率的に活用する。
 - ウ 市、県及び関係機関は連携して、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。
- (4) 救急医療・広域災害情報システムの整備及び活用
- ア 市、県及び医療機関は、救急医療・広域災害情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。
 - イ 市、県及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。

第2章 災害予防対策

ウ 県は、必要に応じて、厚生労働省DMAT事務局に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

【災害医療体制図】



4 緊急輸送活動対策

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

(1) 緊急輸送ネットワークの形成

ア 重要な防災拠点の選定

防災関係機関、災害医療拠点等を指定拠点とし、選定する。

イ 緊急輸送道路の選定

(ア) 第1次緊急輸送道路

広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路（国道55号線）

(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ幹線道路（県道椎名室戸線）

- ・消防、自衛隊等の救援拠点
- ・集積拠点地

ウ 緊急輸送道路の周知

市は、平時から防災関係及び住民に対して、緊急輸送道路を周知するよう努める。

エ 緊急輸送道路の効率的な整備を図る

※ 計画の詳細は「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」による。

(2) 輸送拠点の確保

ア 広域輸送拠点

市は、物資の集配拠点を定める。また、県は災害時の広域輸送拠点として使用可能な複数の施設をあらかじめ把握するものとする。

イ 海上輸送の拠点

漁港管理者は、海上輸送機能の確保に努める。

ウ 航空輸送の拠点

市及び県は、災害時の臨時ヘリポートの候補地を選定し、整備に努める。

(3) 輸送手段の確保

ア 市及び防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶等の配備や運用をあらかじめ計画し、発災後の道路、漁港等の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について必要に応じ応援協定等を締結する。

イ 市及び県は、緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について計画を作成する。

(4) 交通機能の確保

道路、漁港管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとする。

5 緊急物資確保対策

災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する。

(1) 個人備蓄の推進

防災知識の広報に努め、飲料水、食料の個人備蓄を推進する。

【一人当たり必要量の目安】

○飲料水・・・3日分(9ℓ)～1週間分

○食料・・・3日分～1週間分

(2) 給水体制の整備

ア 応急給水の確保(3日間の供給を可能にする。)

(ア) 給水拠点の整備(水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策等)

(イ) 応急給水に利用する備蓄水量(配水池、非常用貯水槽等)の確保

(ウ) 保存水の備蓄

イ 供給体制の整備

給水用車両の配備、給水用資機材の備蓄

第2章 災害予防対策

(3) 食料・生活必需品の確保

ア 流通備蓄の把握

流通在庫を調査する。

イ 調達体制の整備

災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶなど調達の体制を整備する。

ウ 備蓄品目・量の決定

(ア) 備蓄品目・量を決定し備蓄に努める。

(イ) 地域の特性を考慮の上、重要物資を選定して確保に努める。

重要物資の例

飲料水、食料、粉ミルク、ほ乳瓶、毛布、 衛生用品（紙おむつ、生理用品）、仮設トイレなど
--

(4) 備蓄・供給体制の整備

ア 市町村の相互応援

イ 市と県の連携

市と県は連携して備蓄目標を設定する。

ウ 市の役割

(ア) 避難所及びその周辺への備蓄を進める。

(イ) 孤立する可能性がある地区への備蓄を進める。

(ウ) 配布計画を作成する。

6 消毒・保健衛生体制の整備

災害発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ごみ及びし尿の処理体制についての整備を図る。

(1) 消毒・保健衛生体制の整備

ア 平時から災害時における消毒及び保健衛生体制の確立を図るため、次の事項について体制を整備する。

(ア) 消毒体制

(イ) 消毒方法

(ウ) 薬剤及び資機材の整備

イ 市は、消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達について計画する。

(2) ごみ処理体制の整備

市は、「ごみ」処理計画を作成する。

(ア) 被害状況に応じた「ごみ」の量の推計

(イ) 「ごみ」の迅速な回収と処理の計画

(ウ) 災害ボランティアとの連携

(3) し尿処理体制の整備

市は、し尿処理計画を作成する。

- (ア) 処理量の推計
- (イ) 仮設トイレ等の配置計画
- (ウ) 回収用車両の調達等
- (エ) 人員、車両が不足する場合は、近隣市町村、県及び民間団体への応援要請を行う。

第 3 章 災害応急対策

第1節 災害時応急活動

体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにする。

1 活動体制の確立

発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立効果的な応急活動を実施するために、迅速な活動体制の確立を図る。

(1) 初動体制の確立

ア 市域内に災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、あらかじめ定める動員計画により職員を非常召集し、初動の活動体制を整える。

イ 初動活動体制

市は、本計画第2章第4節に定める「配備基準」により配備体制をとる。

ウ 職員の参集

参集までに要する時間を想定し、初動対応行動計画を策定する。

(2) 活動体制の拡大

ア 被害の規模が拡大する等、情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行う。

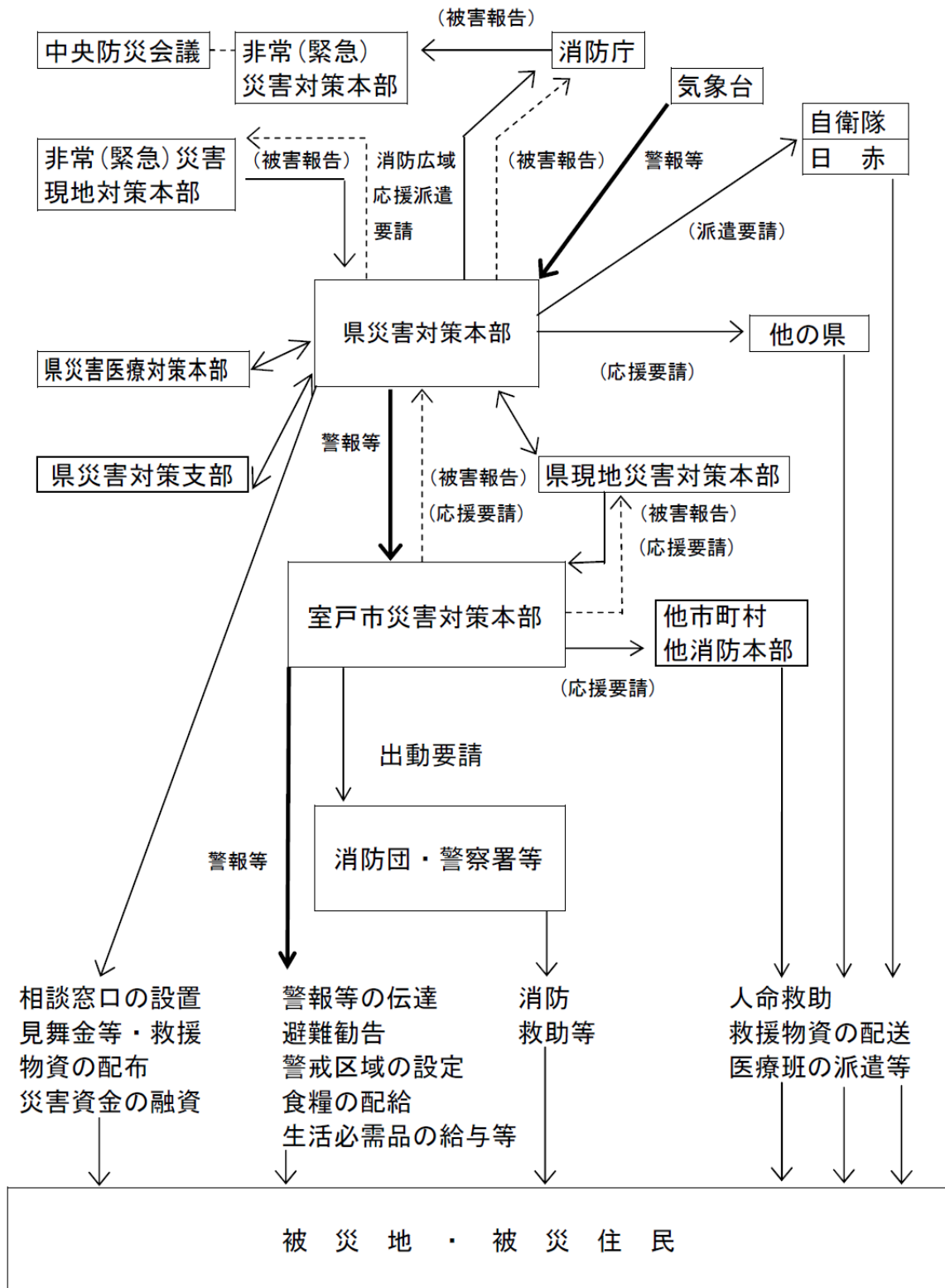
イ 室戸市災害対策本部の設置

市は、大規模な災害が発生したときは、災害対策本部を設置して応急対策を実施する。その場合、室戸市水防本部は、室戸市災害対策本部に統合するものとする。

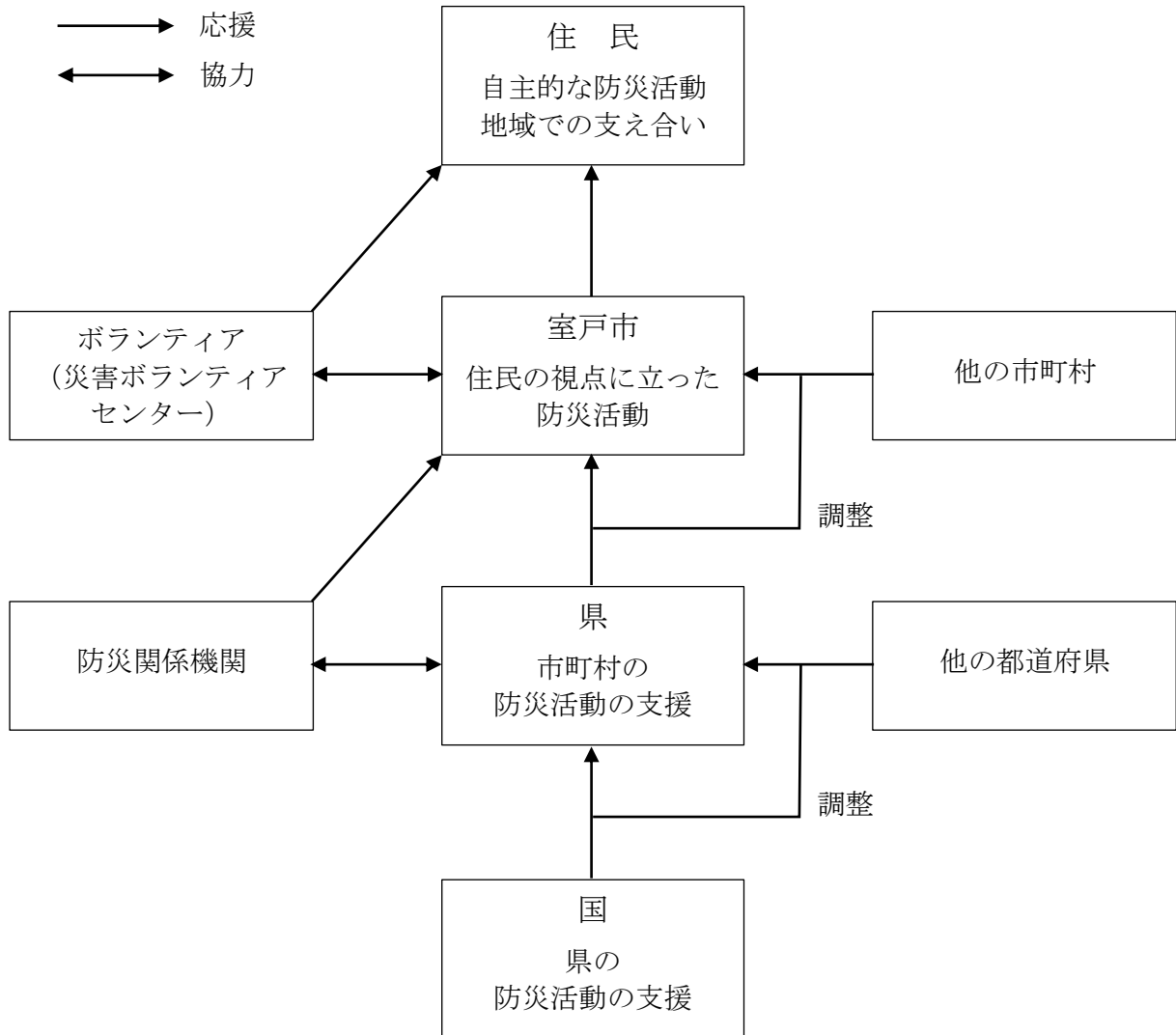
ウ 対策本部の非常用電源等の整備

災害対策本部が設置される庁舎又は公共施設においては、災害発生時等に備え、あらかじめ非常用電源及びその燃料の整備を早急に図る。

【市等の活動体制】



【防災関係機関の活動体制】



第2節 情報の収集・伝達

災害応急対策活動のため、気象予報、警報及び災害情報等の収集に万全を期すとともに、速やかに関係機関及び住民に伝達、周知する。

1 気象警報等の伝達

(1) 気象警報等

ア 気象警報等の発表

(ア) 高知地方気象台は、市町村の迅速かつ適切な避難指示等の発令、住民の適切な避難行動につながるようあらかじめ定められた発表基準に従い、情報を伝達する。

イ 気象警報等の種類と発表基準 【高知地方気象台の定める直近の発表基準を参照】

(ア) 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

(イ) 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報。

(ウ) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報。

(エ) 気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨・高波に関する気象情報や、記録的短時間大雨情報や竜巻注意情報等がある。

ウ 警報等の地域区分

高知地方気象台は、市町村ごとに注意報・警報を発表する。また、必要に応じて、市町村等をまとめた「室戸」地域という名称で発表することもある。

エ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、高知県と高知地方気象台が共同で市町村ごとに発表する。

オ 警報等の発表基準の引下げ

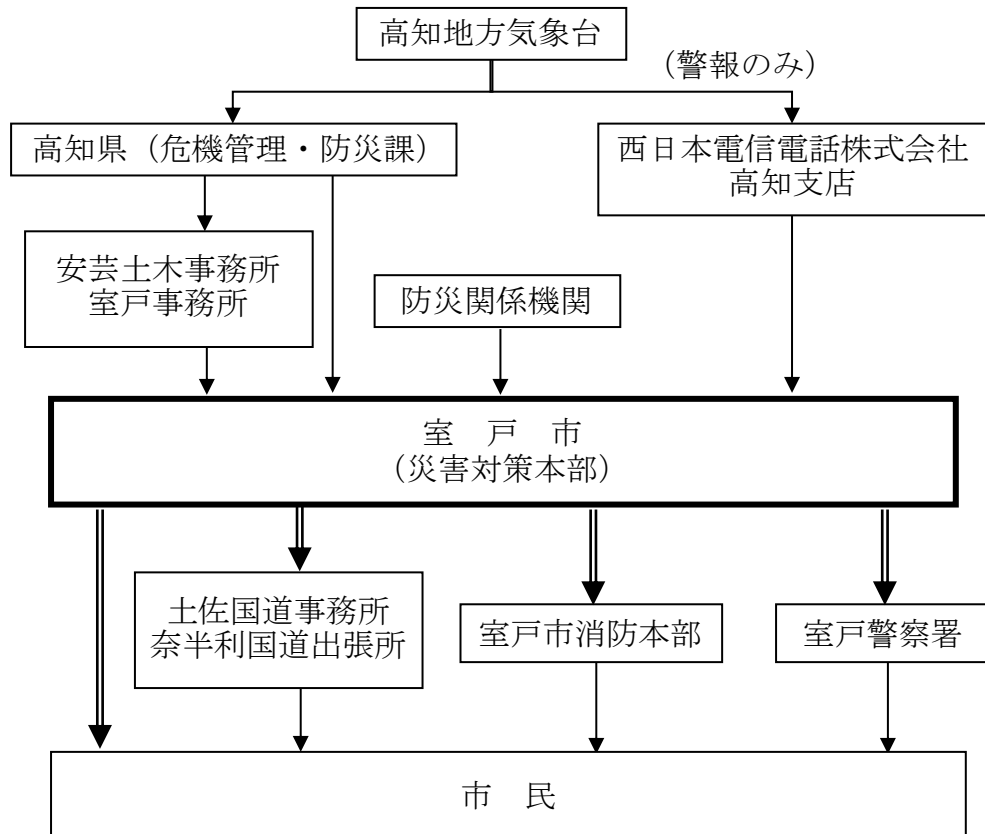
高知地方気象台及び県は、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施する。

(2) 気象予報警報等の伝達

気象台及び県から通報を受けた市は、伝達手段の多重化、多様化を図り、市防災行政無線、広報車、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話などを利用し、住民に対して警報等を伝達する。特に、気象等の特別警報について通知を受けた時又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。

また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知するものとし、要配慮者への周知については、特に配慮する。

高知地方気象台から発表された気象警報等の通報系統・通報責任者は次の表のとおりである。



※二重線の経路は、特別警報が発表された際に周知の措置が義務づけられている伝達経路

2 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがあるような次の現象を発見した者は、その旨を遅滞なく市長、施設管理者、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ高知地方気象台、県（危機管理・防災課）及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図る。

(1) 水害（河川、海岸、ため池等）

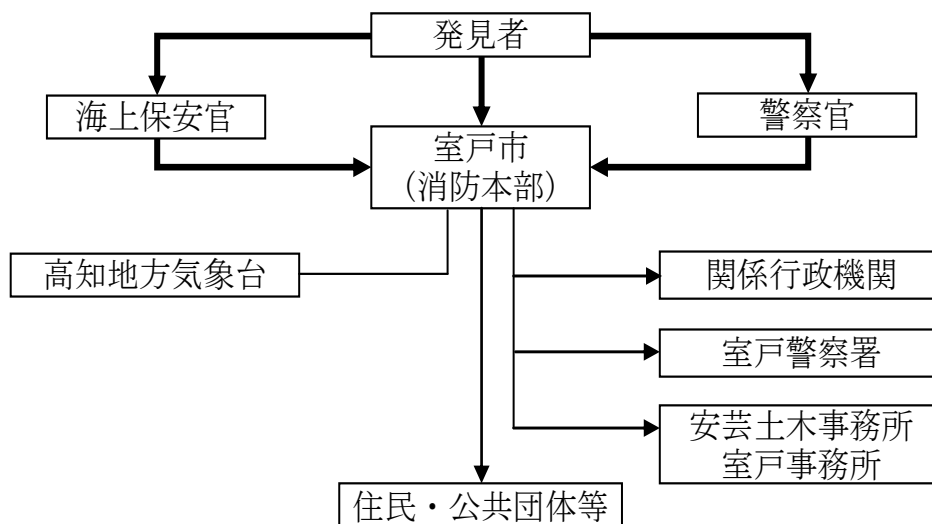
堤防の亀裂又は欠け・崩れ・堤防からの溢水等

(2) 土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、湧き水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下等

(3) 異常気象現象

異常潮位、異常波浪、竜巻等異常な気象現象等



3 勤務時間外における取り扱い

(1) 夜間・早朝・休日等勤務時間外における気象予報警報、通報は本庁警備員又は消防署が受理する。

(2) 消防署員は受理した気象予報警報等を直ちに消防長及び署長に報告し、指示を受ける。

(3) 本庁警備員に連絡があった場合は、消防署に連絡するとともに防災対策課長及び防災担当者に報告する。

第3節 災害状況等の調査及び報告

災害応急対策活動の実施のため、災害情報の収集に努めるとともに、速やかに関係諸機関に伝達する。

1 被害状況の調査と調査実施者

- (1) 被害状況の調査は、災害応急対策活動及び災害救助法適用の判断並びに適用後の措置等の基本となるものなので、調査担当係相互の連絡を密にし、各部（班）の協力により、調査の脱漏重複のないよう十分注意するとともに、速やかに実施する。
- (2) 被害状況の調査実施については、災害対策本部設置前には各課で所管事項について調査し、防災担当課において取りまとめるものとし、同本部設置後には、各部において調査し、本部事務局情報班において取りまとめる。
- (3) 被害が甚大であり市において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため市が単独ではできないときは、関係機関等に応援を求めて行う。
- (4) 防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報収集を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県へ報告する。

2 被害状況の報告

(1) 県への報告

ア 市は、大規模災害により被災した場合、次の3点を把握し、都道府県に報告する。

- (ア) トップマネジメントの機能状況
- (イ) 人的体制（マンパワー）確保状況
- (ウ) 物的環境（庁舎施設等）の状況

イ 通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告をする。県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。

ウ 報告は、高知県総合防災情報システムを優先利用する。

(2) 報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 法令等により県知事に報告しなければならないと定められているもの
- ウ 市が対策本部を設置したとき。
- エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるとき。
- オ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき。
- キ その他特に県から報告を指示されたもの

(3) 報告事項

ア 災害の概況

災害が発生した場所、日時、種別等の概況

第3章 災害応急対策

イ 被害の概況

人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家被害、その他

ウ 応急対策の状況

特に救助、避難、警戒等の状況

エ 市対策本部（水防本部を含む。）を設置又は解散したとき。

オ 避難の指示等を行ったとき及び避難所を開設したとき。

カ その他必要事項

(4) 報告の種類、様式

ア 通常報告

各部署は、被害状況を毎日取りまとめ総務部に報告し、総務部はその結果を取りまとめ本部長に報告する。

イ 緊急報告

市長は、人身・家屋等に被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき並びに避難等の応急対策を実施したときは、直ちに次の事項について報告するものとする。

(ア) 発生日時

(イ) 発生場所

(ウ) 災害の状況、応急措置の概要

(エ) その他参考となる事項

ウ 中間報告及び確定報告

市長は、災害の拡大に伴う被害の状況を調査し、集計・報告するとともに、被害が確定したときは遅滞なく確定報告を行うものとする。

エ 災害即報・災害確定報告様式【別表3 災害即報・災害確定報告様式】参照

(5) 災害の被害状況認定基準

この計画における被害の程度、区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除き、【別表4 被害状況認定基準】のとおりとする。

第3章 災害応急対策

【別表4 被害状況認定基準】

被害区分		説明
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込の者 (軽傷) 1ヶ月未満で治癒できる見込の者
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物とする。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない建物)が付着している場合には同一棟とみなす。また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として、学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿その他これに類する・設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については1世帯とする。)
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修をおこなわなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の30%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のものであれば除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものであるとする。
	非住家	住家以外の建物で被害報告の他の項目に属さないものとする。これらの時節に人が居住しているときは、その部分は住家とする。全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
	公共建物 その他	役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。 公共建物以外の倉庫、土蔵、書庫等の建物とする。
	その他	田の流失

・埋没	
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流失 埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
その他	小学校、中学校、高等学校における教育の用に供する施設とする。

被害区分	説明	
その他被害	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結する河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理に必要な堤防護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	地すべり	地すべり防止区域内にある排水施設・擁壁・ダム、その他急傾斜地の崩壊を防止するための施設とする。
	急傾斜地	急傾斜地崩壊危険区域内にある排水施設・擁壁、その他急傾斜地の崩壊を防止するための施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	実播ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
罹災世帯	災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
公共文教施設	公共の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地・農業用施設・林業用施設・漁港施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス・農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木・苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・漁具・漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具とする。

第4節 通信連絡

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、通信連絡を迅速かつ円滑に実施できるよう、機能の確認及び復旧、災害情報の収集、その他災害応急対策等の通信連絡については、次のとおりとする。

1 機能の確認と応急復旧

- (1) 県、市等の防災関係機関は災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (2) 各通信事業者は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信確保を優先して、応急復旧に努める。

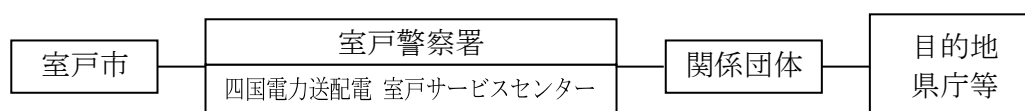
2 通常の状態における通信連絡

通常の状態における通信連絡は、N T T回線、携帯電話、市防災行政無線及び県防災行政無線を活用して行う。

3 災害時における通信の確保

高知県防災行政無線の通信網に属する機関については、原則として防災行政無線により通信連絡を行うものとする。

- (1) 公衆電気通信施設の利用
災害時優先電話又は他機関の専用電話を利用し、これにより通信を行う。
- (2) 非常無線通信の運用
災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合、又これを利用することが著しく困難な場合は、次に記載する他の無線施設者に依頼し非常無線通信により行う。



4 通信施設の種別及び設置場所

- (1) 有線通信施設
N T T加入一般電話
- (2) 無線通信施設
 - ア 室戸警察署
 - イ 四国電力送配電（株）室戸サービスセンター
 - ウ アマチュア無線局

5 防災行政無線の整備・運用

災害情報等の迅速かつ的確な伝達を図るため、防災行政無線を整備し、適切に運用する。

(1) 移動系防災行政無線

車載型、シーバー型（携帯用）

(2) 同報系防災行政無線

屋外拡声子局、屋外再送信拡声子局、屋外再送信子局、戸別受信機

6 消防・救急デジタル無線の整備

災害時等における消防活動及び救援救助活動を効率的に実施するため、消防・救急デジタル無線を整備し、適切に運用する。

第5節 応援要請

本部長は、市の対応能力を超える大災害が発生した場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施する。また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心掛ける。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行う。

1 行政関係機関への応援要請

(1) 応援要請の種別

ア 市

- (ア) 他の市町村への応援要請（災害対策基本法第 67 条、高知縣市町村災害時相互応援協定等）
- (イ) 県への応援要請（災害対策基本法第 68 条、68 条の 2）
- (ウ) 指定行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条第 2 項）
- (エ) 他の都道府県の市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援要請（大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱）

イ 消防機関

- (ア) 他の消防機関への要請（高知県内広域消防相互応援協定等）

ウ 県警察

- (ア) 警察災害派遣隊への要請（警察庁及び四国管区警察局の指示、調整に基づき要請措置を実施）
- (イ) 他の都道府県警察等への要請（警察法第 60 条第 1 項）

エ 県

- (ア) 他の都道府県への要請（災害対策基本法第 74 条第 1 項、四国四県の災害の広域応援に関する協定、中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定）
- (イ) 自衛隊への災害派遣要請（自衛隊法第 83 条第 1 項）
- (ウ) 消防庁への緊急消防援助隊等の要請（消防組織法第 44 条第 6 項、受入れは、緊急消防援助隊要綱の受援計画に基づく）
- (エ) 指定行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条第 1 項）
- (オ) 指定行政機関及び指定地方行政機関等への要請（応急措置の実施の要請）

オ 指定行政機関、指定地方行政機関

- (ア) 指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村への要請（災害対策基本法第 80 条第 2 項）

(2) 要請の基準

本部長は、次に該当すると認められたときは、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請する。

- ア 各班及び各部間の相互応援をもってしても、応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- イ 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合
- ウ その他本部長が応援要請の必要があると認めた場合

(3) 応援の方法

応援又は応援のあつせんを求める場合は、口頭又は電話でもって要請し、後日文書により改めて処理する。

(4) 自衛隊に対する災害派遣要請

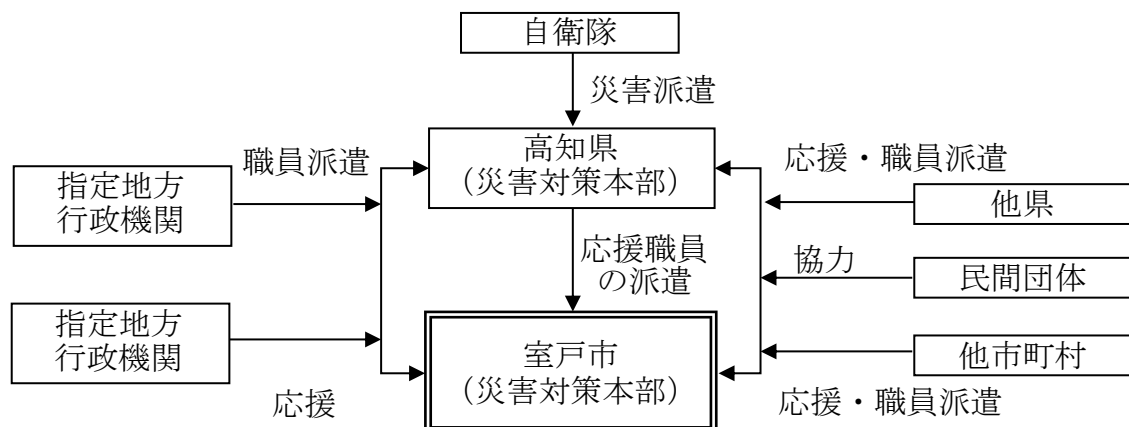
自衛隊の派遣を要請する場合は、本章第30節「自衛隊への派遣要請」に基づき県知事（危機管理・防災課）へ要請する。

【緊急消防援助隊の応援要請先及び連絡先】

<p>平日（9:30～17:45）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防庁窓口：広域応援室 ・ NTT回線：03-5253-7527（電話） ・ NTT回線：03-5253-7537（FAX） ・ 消防防災無線：90-49013（電話） ・ 消防防災無線：90-49036（FAX） ・ 地域衛星通信ネットワーク：048-500-90-49013（電話） ・ 地域衛星通信ネットワーク：048-500-90-49033（FAX） <p>夜間（上記以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防庁窓口：広域応援室 ・ NTT回線：03-5253-7777（電話） ・ NTT回線：03-5253-7553（FAX） ・ 消防防災無線：90-49101（電話） ・ 消防防災無線：90-49036（FAX） ・ 地域衛星通信ネットワーク：048-500-90-49101（電話） ・ 地域衛星通信ネットワーク：048-500-90-49036（FAX）

2 災害関係民間団体等に対する応援要請

災害発生時に、市内にある防災関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に実施するため、これらの団体に応援要請方法について定めておく。



第6節 広報活動

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、適切にして迅速に情報を提供し、広報活動を行うことにより、災害復旧対策活動を効果的に実施し、民心の安定を図るとともに、その被害拡大防止のため、次により災害広報活動を行う。

特に、被災地区住民に対してはあらゆる方法を講じて、遅滞なく詳細な情報を提供する。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

災害広報する内容

(1) 被害状況

ア 人的、物的被害 イ 公共施設被害等

(2) 気象情報

気象庁の発表する余震等に関する情報

(3) 安否情報

死亡者の情報

(4) 応急対策情報

応急対策の実施状況

(5) 生活情報

ア 電気、電話、ガス、水道等の復旧状況 イ 避難所情報

(6) 住宅情報

ア 仮設住宅 イ 住宅復興制度

(7) 医療情報

ア 診療可能施設 イ こころのケア相談

(8) 福祉情報

ア 救援物資 イ 義援金 ウ 貸付制度

(9) 交通関連情報

ア 道路規制 イ バス、船舶の状況

(10) 環境情報

災害ごみ

(11) ボランティア活動情報

(12) その他

ア 融資制度 イ 各種支援制度 ウ 各種相談窓口

3 庁内広報

各種の問い合わせに対応できる総合的な問い合わせ窓口を設置する。また、住民からの問い合わせに対し、誤った情報の提供による混乱のないよう、適宜の方法により、職員に対し災害の規模、今後の動向及び予想を知らせる。

4 報道機関への協力

報道機関に対する広報資料の積極的な提供により、住民への広報を図る。なお、放送局における市からの放送要請は、県における「災害時における放送要請に関する協定」に準じる。

5 広報資料の作成、収集

本章第2節「情報の収集・伝達」により、各班が収集した情報資料その他必要に応じ被災現地にて取材した資料とする。

6 被災者に対する情報伝達

市は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努め、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を行う。

避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第7節 警戒活動

市、県はじめ防災関係機関は、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行う。

1 実施責任者

各機関

2 実施内容

警戒活動について、本計画にない事項は室戸市水防計画に基づいて実施する。

(1) 気象等の観測情報の収集・通報

県及び国土交通省四国地方整備局及び高知地方気象台と連携して気象等の観測情報を収集し、状況に応じた警戒体制をとる。

ア 河川・ため池水位

(ア) 市は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水情報を受けたときは、観測した河川の水位を県及び関係機関へ通報する。

(イ) ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、市及び県に水位状況を通報するものとする。

イ 潮位

市は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は異常な越波を認めるときは、その状況を県に通報する。

(2) 水防活動

ア 市は、水防団（消防団）に準備又は出動の命令を出し次の水防活動を行う。

(ア) 水防に必要な資機材の点検整備

(イ) 市内全域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報

(ウ) 重要箇所を中心とした巡回

(エ) 異常を発見したときの水防作業と県への通報

(オ) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

イ 在港船舶の対策指導

市又は県は高知海上保安部と連携して、港内の在港船舶の対策指導を行う。

ウ 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団（消防団）員自身の安全に留意して水防活動を実施する。

(3) 災害警戒活動

ア 市及び県は危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

イ 市は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定する。

- ウ 県は高知地方気象台と連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、土砂災害警戒情報を作成し、市町村長に情報提供を行う。
- エ 市は、高知地方気象台が発表した高潮警報、波浪警報、高波に関する気象情報を受け取ったときは、必要な情報を住民に周知し、警戒活動を行う。

第8節 避難及び避難場所

災害発生時に危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、高齢者等避難の発表や避難指示又は緊急安全確保を速やかに発令し、誘導を行う。

市が実施できない場合には、県等が代行して避難指示等を発令するものとする。また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝えるものとする。

1 実施責任者

- (1) 市長（災害対策基本法第60条）
- (2) 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）
- (3) 水防管理者「市長」（水防法第29条）
- (4) 知事又はその権限の委任を受けた県職員（水防法第29条及び地すべり等防止法第25条）
- (5) 自衛官（自衛隊法第94条）

2 避難行動

(1) 居住者・施設管理者等に対して求める避難行動

ア 市民は、自然災害に対し自らの判断で避難行動をとる。

イ 想定を上回る事象が発生することも考慮し、危険だと感じた場合には、自発的かつ速やかに避難行動をとる。

ウ 施設管理者等は、市や消防団、地域社会との連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする。

エ 入院患者や施設入所者等、移動が困難な要配慮者は、指定緊急避難場所とそこへの経路を確認しておく

オ 移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できないような場合や事態が急変した場合に備え、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保をとれるよう、緊急度合いに応じた複数の避難先を平時から確保すること。

カ 防災知識の継続的な普及を図るため、映像等を用いたわかりやすい資料により、児童を含めた防災教育を積極的に進めること。

(2) 避難誘導

市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合において、大雨発生が予測されてから、災害のおそれなくなるまで、市民等にわかりやすく適切な情報を伝達するよう努める。

また、市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

3 避難所・避難場所の開設・運営

(1) 指定避難所

災害が発生した場合や発生する可能性が高まった場合に、市民の安全を確保する役割や、被害が復旧されるまで、住家を失った市民等が臨時に生活を行う場としての役割を持つ指定避難所を開設する。

なお、指定避難所は災害種別に該当基準に従って指定する。

(2) 指定緊急避難場所

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、指定緊急避難場所を定める。

(3) 避難所等の開設基準

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、【別表5-1 指定避難所一覧表】【別表5-2 指定緊急避難場所一覧表】【別表5-4 福祉避難所】に示す避難所の全て又は一部を開設することとする。

(4) 収容対象者

ア 災害によって、現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

全壊（全焼）、流出、半壊（半焼）、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った場合

(イ) 現に災害を受けた者

自己の住宅の被害に直接関係ないが現に災害に遭遇し速やかに避難しなければならない者（例）旅館、一般家庭の来訪客、通行人等

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難指示等が発令された場合

(イ) 避難指示等は発せられないが、緊急避難の必要がある場合

ウ ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難となった者

(5) 避難所の開設方法

ア 勤務時間内の場合

(ア) 避難所の管理責任者に連絡し、開設させる。

(イ) 避難者が収容された場合は、施設管理者は災害対策本部に連絡し、指示を受けるものとする。ただし、災害対策本部と連絡が取れない場合等は、施設管理者の判断で避難所を開設するものとする。

(ウ) 避難所開設の要請後、直ちに、避難所・調査班員を派遣し、避難所運営に当たるものとする。

第3章 災害応急対策

イ 勤務時間外の場合

(ア) あらかじめ指名された避難所・調査班員は、本部の指示又は被害の状況等から、避難者の収容が必要であると判断した場合は、直ちに、指定された避難所に参集し、避難所の開設・運営に当たるものとする。

(イ) 開設後に、直ちに避難状況等について避難所・調査班長に連絡するものとする。

(6) 避難所の運営管理

避難所・調査班員は、避難所・調査班長の指示のもと、各避難所において適切な管理運営を行わなければならない。

また、避難所における情報の伝達、飲料水、食料等の配布、環境管理等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めなければならない。

さらに、避難所における感染症の蔓延を防止するために、各種マニュアルを参照しながら、必要な対策を講じなければならない。

ア 避難所における役割分担

(ア) 避難所の管理責任者

発災直後においては、避難所・調査班員が当たるものとし、報告を受けた避難所・調査班長は、全体的な開設状況を取りまとめた後、総務部に連絡するものとする。

○開設の時刻、場所又は施設名

○収容人員

○給食の要否等、緊急又は必要事項

(イ) 施設管理者

施設の管理者（学校長等）は、施設の避難利用者に対して、助言するほか、避難所運営に協力するものとする。

(ウ) 運営主体

避難所の運営及び責任は市が負うものとする。ただし、避難所運営が長期にわたる場合は、自主防災組織等に委ねた運営方法等についても検討するものとする。

(エ) ボランティア

日赤ボランティア、避難住民等のボランティアは、管理責任者と協議・協力して避難所運営を補助するものとする。

イ 避難所の運営

(ア) 避難者の受入れ等

○ボランティア等、避難所運営への協力者の募集

○避難所での避難・収容エリアの確保

○避難所の施設・設備等の被災状況調査

○避難所の机、椅子等は片づける

○避難者を避難場所（エリア）に誘導、案内

○避難者名簿の作成

○避難者の避難状況等の避難所・調査班長への連絡

(イ) 避難者の世話及び運営

- 生活必需物資等の調査（ニーズ調査）
- 要配慮者等の把握
- 社会生活班から救援物資、食料等の受け取り・配布
- 円滑な避難所運営を行うためのルール、マナーづくり（リーダーの選出を含む）とその周知・指導
- 災害対策本部との連絡・調整
- その他、避難所運営全般に関すること。

(ウ) 避難所の管理

避難所の開設が長期にわたる場合は、避難所の管理・運営に名簿が特に必要になるため、名簿の作成・管理には正確を期するものとする。また、入退所の確認は常に定期的実施するものとする。（1日1回）

- 「入退所」記入用紙を配布、回収する。
- 回収した用紙は、避難者名簿に整理記入する。
- 避難者が退所又は転所した場合は、必ず届け出るよう指導する。
- 避難者名簿（避難者数）は、定期的に本部に連絡するものとする。

(エ) 避難所の環境保護等

避難所・調査班員は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化、プライバシー保護、保健・医療等にも配慮しなければならない。

(オ) 避難者情報の管理

- 避難所・調査班長は、各避難所において作成している避難者名簿を定期的に報告、又は回収し、市内の避難者の情報を統括、管理するものとする。
- 避難所・調査班長は、応急対策活動、避難者の自立支援等を実施するための資料として、避難者情報を総務部に連絡する。
- 総務部は、避難者情報等の情報を収集する必要がある場合は、避難所・調査班長に調査の依頼を行うものとする。

(7) 要配慮者への対応

ア 市は、要配慮者のため、関係機関と協議の上であらかじめ設定する福祉避難所を開設する。

イ 管理責任者は、避難所を開設した場合は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等の聞き取り調査を行う。

ウ 管理責任者は、この結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需物資等を社会生活班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所等の提供に配慮する。

エ 状況に応じて、老人福祉施設、病院、福祉避難所等への移動を調整する。

(8) エコノミークラス症候群対策

避難生活が長期化した場合、車内などで避難生活を送っている避難者に対して、深部静脈血栓症／肺塞栓（エコノミークラス症候群）に対する注意喚起とその予防方法について積極的な情報提供を行う。

第3章 災害応急対策

(9) 医療・保健体制

ア 医療救護班は、避難所生活が長期化すると予想される場合は、避難所に保健師、看護師を常駐又は巡回させ、避難者の健康管理に当たるものとする。

イ 又は、避難所への巡回医療のため医師の派遣、精神ケア等についても配慮する。

ウ さらに、発熱、咳などの体調不良がみられる避難者の対応については、マスク、ゴム手袋を必ず着用して、別室で過ごしてもらう等の対応をとる。

エ 管理責任者は、避難所の良好な衛生状態を確保するため、生活用水の確保とともに、仮設トイレ、生活ごみ処理体制を早急に整えるものとする。

(10) 避難所生活の長期化への支援

避難所・調査班は、避難所生活が3日以上となる場合は、「生活機器等の提供」「入浴支援」「洗濯支援」等の避難生活支援対策を考慮し、適切な措置を講じるものとする。

(11) プライバシーの保護

避難所・調査班は、避難生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護対策を講じるものとする。また、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(12) 家庭動物への対応

必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保や、周囲に迷惑をかけずに飼い主と家庭動物が同じ避難所で生活ができるよう支援する。

(13) 避難所の閉鎖

本部長は、避難者及び避難所の運営状況等を考慮し、又は、別の避難場所への転所、応急仮設住宅への入所の措置を行い、避難場所の開設の必要がなくなつたと判断した場合は、開設した避難所の全部又は一部を一斉又は順次閉鎖するものとする。

ただし、閉鎖する場合においては、避難者の生活・自立支援のため施策等を可能な限り実施するものとする。

【別表5-1 指定避難所一覧表】

番号	避難所名	所在地	電話番号	地盤高 海拔 (m)	ライフライン			収容 可能 人数	確保 可能 面積 (㎡)	災害の種別			
					電気	水道	ガス			水 害	土砂 災害	地震	津 波
1	佐喜浜防災コミュニティセンター	佐喜浜町 1334-2	27-2069	14.5	○	○	○	18人	57㎡	○		○	○
2	佐喜浜保育所	佐喜浜町 1336-3	27-2844	15.1	○	○	○	96人	305㎡	○		○	○
3	佐喜浜小学校	佐喜浜町 1700	27-2810	9.0	○	○	×	432人	1,306㎡	○	○	○	
4	佐喜浜中学校	佐喜浜町 3848	24-4100	9.2	○	○	×	232人	709㎡	○	○	○	
5	佐喜浜生活改善センター	佐喜浜町 1694-1	27-3129	8.6	○	○	○	157人	478㎡	○	○	○	
6	佐喜浜市民館	佐喜浜町 4921-18 地先	27-2803	6.5	○	○	○	161人	483㎡	○		○	
7	三津防災コミュニティセンター	室戸岬町 1823	23-1201	13.4	○	○	○	17人	51㎡	○	○	○	○
8	椎名集落活動センター	室戸岬町 533-2	98-7020	11.5	○	○	○	36人	109.2㎡	○		○	
9	室戸市中央公園相撲場	室戸岬町 6811	24-2882	64.1	○	○	○	36人	112㎡	○	○	○	○
10	県立室戸体育館	室戸岬町 6811	22-2988	90.0	○	○	×	488人	1,469㎡	○	○	○	○
11	室戸高等学校	室津 221	22-1155	25.1	○	○	×	1,604人	4,870㎡	○		○	○
12	大谷市民館	浮津 227	22-0819	13.0	○	○	○	90人	276㎡	○	○	○	○
13	大谷老人憩いの家	浮津 227	—	13.0	○	○	○	24人	75㎡	○	○		○
14	大谷保育所	浮津 149-1	22-2260	19.3	○	○	○	90人	272㎡	○		○	○
15	大谷第二教育集会所	室津 2198-7	—	12.8	×	×	×	20人	60㎡	○	○	○	○
16	室戸勤労者体育センター	室津 2186-1	22-1181	11.6	○	○	○	230人	690㎡	○		○	○
17	元防災コミュニティセンター	元甲 1679-1、1680-1	22-3684	17.7	○	○	○	18人	54㎡	○		○	○
18	国立室戸青少年自然の家	元乙 1721	23-2313	274.0	○	○	○	453人	1,358㎡	○	○	○	○
19	世界ジオパークセンター	室戸岬町 1810-2	22-5161	8.5	○	○	○	182人	546㎡	○		○	
20	(旧) 三高小学校	室戸岬町 2953	—	10.6	○	○	×	232人	710㎡	○		○	
21	高岡防災コミュニティセンター	室戸岬町 3631-1	23-0649	13.0	○	○	○	16人	48㎡	○		○	○
22	アクアファーム	室戸岬町 3507-1	24-2822	9.5	○	○	×	33人	100㎡	○		○	
23	シレストむろと	室戸岬町 3795-1	22-6610	8.1	○	○	○	100人	300㎡	○	○	○	
24	(旧) 室戸岬小学校	室戸岬町 4414-1	—	11.9	○	○	×	460人	1,402㎡	○		○	
25	室戸岬公民館	室戸岬町 5390-1	22-0439	7.2	○	○	○	352人	1,055㎡	○		○	
26	菜生市民館	室戸岬町 5775	22-2370	7.3	○	○	○	77人	236㎡	○		○	
27	菜生老人憩いの家	室戸岬町 5816	—	6.1	○	○	×	16人	52㎡	○			
28	室戸小学校	浮津 115	22-0888	9.4	○	○	×	713人	2,172㎡	○	○	○	
29	室戸市保健福祉センター	領家 87	22-3100	9.6	○	○	○	98人	306㎡	○	○	○	

第3章 災害応急対策

番号	避難所名	所在地	電話番号	地盤高 海拔 (m)	ライフライン			収容 可能 人数	確保 可能 面積 (㎡)	災害の種別			
					電気	水道	ガス			水害	土砂 災害	地震	津波
30	室戸中学校	浮津3番町92-1	22-0518	5.9	○	○	○	446人	1,340㎡	○		○	
31	元小学校	元甲1854	22-0471	13.3	○	○	×	309人	928㎡	○		○	
32	行当市民館	元甲2196	22-1149	12.6	○	○	○	63人	196㎡	○		○	
33	行当老人憩の家	元甲2183-24	—	12.6	○	○	○	14人	44㎡	○		○	
34	キラメッセ室戸	吉良川町丙890-11	25-3500 (食遊) 25-3377 (鯨館) 25-2918 (楽市)	9.3	○	○	○	100人	300㎡	○		○	
35	吉良川小学校	吉良川町甲2771	25-2021	15.4	○	○	×	434人	1,315㎡	○	○	○	○
36	吉良川公民館	吉良川町甲2393	25-2002	15.0	○	○	○	182人	549㎡	○	○	○	○
37	吉良川防災コミュニティセンター	吉良川町甲2744-1	25-2014	15.4	○	○	○	22人	68㎡	○	○	○	○
38	吉良川第一保育所	吉良川町甲3039	25-2239	16.4	○	○	○	74人	223㎡	○		○	○
39	吉良川中学校	吉良川町乙2000	24-5100	9.9	○	○	×	390人	1,180㎡		○	○	
40	吉良川市民館	吉良川町乙5429	25-2300	9.7	○	○	○	54人	168㎡	○		○	
41	西灘老人憩の家	吉良川町乙3157	—	10.8	○	○	○	14人	44㎡	○		○	
42	羽根中学校	羽根町乙774	24-6000	37.6	○	○	×	322人	978㎡	○	○	○	○
43	羽根防災コミュニティセンター	羽根町乙1404	26-1529	11.1	○	○	○	18人	54㎡	○	○	○	○
44	上段教育集会所	羽根町乙2760	—	30.0	○	○	×	61人	187㎡	○	○	○	○
45	上段老人憩いの家	羽根町乙2755	—	30.0	○	○	×	14人	44㎡	○	○	○	○
46	中川内小・中学校	羽根町甲1993-1	24-6001	78.4	○	○	×	203人	619㎡	○	○	○	○
47	羽根小学校	羽根町乙3793-3	26-1802	6.9	○	○	×	407人	1,222㎡	○	○	○	
48	羽根公民館	羽根町乙1237	26-1823	6.8	○	○	○	137人	417㎡	○	○	○	
49	羽根市民館	羽根町乙3021-18 地先	26-1813	7.2	○	○	○	122人	368㎡	○	○	○	
50	羽根児童館	羽根町乙3021-18 地先	26-1194	7.2	○	○	×	34人	104㎡	○	○	○	

【別表5-2 指定緊急避難場所一覧表】

番号	避難所名	所在地	電話番号	地盤高 海拔 (m)	ライフライン			収容 可能 人数	確保 可能 面積 (㎡)	災害の種別			
					電気	水道	ガス			水害	土砂 災害	地震	津波
1	佐喜浜防災コミュニティセンター	佐喜浜町1334-2	27-2069	14.5	○	○	○	18人	57㎡	○		○	○
2	佐喜浜保育所	佐喜浜町1336-3	27-2844	15.1	○	○	○	96人	305㎡	○		○	○

第3章 災害応急対策

番号	避難所名	所在地	電話番号	地盤高 海拔 (m)	ライフライン			収容 可能 人数	確保 可能 面積 (㎡)	災害の種別			
					電気	水道	ガス			水害	土砂 災害	地震	津波
3	佐喜浜小学校	佐喜浜町 1700	27-2810	9.0	○	○	×	432人	1,306㎡	○	○	○	
4	佐喜浜中学校	佐喜浜町 3848	24-4100	9.2	○	○	×	232人	709㎡	○	○	○	
5	佐喜浜生活改善センター	佐喜浜町 1694-1	27-3129	8.6	○	○	○	157人	478㎡	○	○	○	
6	佐喜浜市民館	佐喜浜町 4921-18 地先	27-2803	6.5	○	○	○	161人	483㎡	○		○	
7	三津防災コミュニティセンター	室戸岬町 1823	23-1201	13.4	○	○	○	17人	51㎡	○	○	○	○
8	椎名集落活動センター	室戸岬町 533-2	98-7020	11.5	○	○	○	36人	109.2㎡	○		○	
9	室戸市中央公園相撲場	室戸岬町 6811	24-2882	64.1	○	○	○	36人	112㎡	○	○	○	○
10	県立室戸体育館	室戸岬町 6811	22-2988	90.0	○	○	×	488人	1,469㎡	○	○	○	○
11	室戸高等学校	室津 221	22-1155	25.1	○	○	×	1,604人	4,870㎡	○		○	○
12	大谷市民館	浮津 227	22-0819	13.0	○	○	○	90人	276㎡	○	○	○	○
13	大谷老人憩いの家	浮津 227	-	13.0	○	○	○	24人	75㎡	○	○		○
14	大谷保育所	浮津 149-1	22-2260	19.3	○	○	○	90人	272㎡	○		○	○
15	大谷第二教育集会所	室津 2198-7	-	12.8	×	×	×	20人	60㎡	○	○	○	○
16	室戸勤労者体育センター	室津 2186-1	22-1181	11.6	○	○	○	230人	690㎡	○		○	○
17	元防災コミュニティセンター	元甲 1679-1、1680- 1	22-3684	17.7	○	○	○	18人	54㎡	○		○	○
18	国立室戸青少年自然の家	元乙 1721	23-2313	274.0	○	○	○	453人	1,358㎡	○	○	○	○
19	世界ジオパークセンター	室戸岬町 1810-2	22-5161	8.5	○	○	○	182人	546㎡	○		○	
20	(旧) 三高小学校	室戸岬町 2953	-	10.6	○	○	×	232人	710㎡	○		○	
21	高岡防災コミュニティセンター	室戸岬町 3631-1	23-0649	13.0	○	○	○	16人	48㎡	○		○	○
22	アクアファーム	室戸岬町 3507-1	24-2822	9.5	○	○	×	33人	100㎡	○		○	
23	シレストむろと	室戸岬町 3795-1	22-6610	8.1	○	○	○	100人	300㎡	○	○	○	
24	(旧) 室戸岬小学校	室戸岬町 4414-1	-	11.9	○	○	×	460人	1,402㎡	○		○	
25	室戸岬公民館	室戸岬町 5390-1	22-0439	7.2	○	○	○	352人	1,055㎡	○		○	
26	菜生市民館	室戸岬町 5775	22-2370	7.3	○	○	○	77人	236㎡	○		○	
27	菜生老人憩いの家	室戸岬町 5816	-	6.1	○	○	×	16人	52㎡	○			
28	室戸小学校	浮津 115	22-0888	9.4	○	○	×	713人	2,172㎡	○	○	○	
29	室戸市保健福祉センター	領家 87	22-3100	9.6	○	○	○	98人	306㎡	○	○	○	
30	室戸中学校	浮津 3番町 92-1	22-0518	5.9	○	○	○	446人	1,340㎡	○		○	
31	元小学校	元甲 1854	22-0471	13.3	○	○	×	309人	928㎡	○		○	

第3章 災害応急対策

番号	避難所名	所在地	電話番号	地盤高 海拔 (m)	ライフライン			収容 可能 人数	確保 可能 面積 (㎡)	災害の種別			
					電 気	水 道	ガ ス			水 害	土 砂 災 害	地 震	津 波
32	行当市民館	元甲 2196	22-1149	12.6	○	○	○	63人	196㎡	○		○	○
33	行当老人憩の家	元甲 2183-24	—	12.6	○	○	○	14人	44㎡	○		○	
34	キラメッセ室戸	吉良川町丙 890-11	25-3500 (食遊) 25-3377 (鯨館) 25-2918 (楽市)	9.3	○	○	○	100人	300㎡	○		○	
35	吉良川小学校	吉良川町甲 2771	25-2021	15.4	○	○	×	434人	1,315㎡	○	○	○	○
36	吉良川公民館	吉良川町甲 2393	25-2002	15.0	○	○	○	182人	549㎡	○	○	○	○
37	吉良川防災コミュニティセンター	吉良川町甲 2744-1	25-2014	15.4	○	○	○	22人	68㎡	○	○	○	○
38	吉良川第一保育所	吉良川町甲 3039	25-2239	16.4	○	○	○	74人	223㎡	○		○	○
39	吉良川中学校	吉良川町乙 2000	24-5100	9.9	○	○	×	390人	1,180㎡		○	○	
40	吉良川市民館	吉良川町乙 5429	25-2300	9.7	○	○	○	54人	168㎡	○		○	
41	西灘老人憩の家	吉良川町乙 3157	—	10.8	○	○	○	14人	44㎡	○		○	
42	羽根中学校	羽根町乙 774	24-6000	37.6	○	○	×	322人	978㎡	○	○	○	○
43	羽根防災コミュニティセンター	羽根町乙 1404	26-1529	11.1	○	○	○	18人	54㎡	○	○	○	○
44	上段教育集会所	羽根町乙 2760	—	30.0	○	○	×	61人	187㎡	○	○	○	○
45	上段老人憩いの家	羽根町乙 2755	—	30.0	○	○	×	14人	44㎡	○	○	○	○
46	中川内小・中学校	羽根町甲 1993-1	24-6001	78.4	○	○	×	203人	619㎡	○	○	○	○
47	羽根小学校	羽根町乙 3793-3	26-1802	6.9	○	○	×	407人	1,222㎡	○	○	○	
48	羽根公民館	羽根町乙 1237	26-1823	6.8	○	○	○	137人	417㎡	○	○	○	
49	羽根市民館	羽根町乙 3021-18 地先	26-1813	7.2	○	○	○	122人	368㎡	○	○	○	
50	羽根児童館	羽根町乙 3021-18 地先	26-1194	7.2	○	○	×	34人	104㎡	○	○	○	
51	神の前公園	領家 80	—	10.6	×	○	×	3,994人	11,983㎡	○	○	○	○
52	室戸市中央公園	室戸岬町 6811	—	64.1	×	○	×	10,000人	30,000㎡	○	○	○	○

※津波緊急避難場所については、室戸市津波防災マップ（令和3年3月作成）を参照

【別表5-3 指定緊急避難場所 津波避難タワー等一覧表】

番号	建物名	所在地	収容人数
1	佐喜浜町都呂津波避難シェルター	佐喜浜町 1007	71人
2	羽根町坂本津波避難タワー	羽根町乙 3209 番地 88	120人
3	羽根町戎町津波避難タワー	羽根町乙 1223 番地 他	110人
4	吉良川西灘津波避難タワー	吉良川町乙 5429 番地 52	100人
5	吉良川西町津波避難タワー	吉良川町字西松原甲 2799、2801-1	100人
6	岩戸津波避難タワー	元甲 207 番地 2	130人
7	脇地津波避難タワー	元甲 2038 番地 1	80人
8	浮津西町津波避難タワー	浮津二番町 167 番地	140人
9	室津東町津波避難タワー	室津東町 2513 番 1、2513 番 2	150人
10	室戸岬町菜生津波避難タワー	室戸岬町 5762 番地 1 他	100人
11	室戸岬中町津波避難タワー	室戸岬町 4740 番地 1	120人
12	佐喜浜町浦津波避難タワー	佐喜浜町 1565 番地 他	120人

【別表5-4 福祉避難所一覧表】

番号	避難所名	所在地	電話番号	ライフライン			収容 可能 人数	受入対象			
				電気	水道	ガス		身体 障害	乳 幼児	精神 障害 者	要 介 護 者
1	むろと保育園	室津 2937-1	22-0587	○	○	○	30人		○		
2	障害者支援施設 むろと・はまゆう園	室津 928-1	23-1138	○	○	○	10人	○		○	○
3	介護老人保健施設 あさひ	領家 1-1	22-2200	○	○	○	30人	○		○	○
4	室戸市デイサービスセンター	領家 87	23-2301	○	○	○	5人	○		○	○
5	元保育所	元甲 1680-2	22-0870	○	○	○	30人		○		

第9節 災害拡大防止活動

災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

1 消防活動

(1) 実施責任者

市

(2) 実施内容

ア 住民、自主防災組織は、周辺地域の初期消火に努める。

イ 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。

ウ 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をするものとする。

2 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制する。

人命救助活動は、市が行い、県等の機関は、市の活動に協力することを基本とする。災害発生時の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施することに努める。

(1) 実施機関

実施責任者

市、県、県警察、海上保安部、自衛隊

(2) 実施内容

ア 住民、自主防災組織は、地域の救助活動に努めるものとする。

イ 市、県、県警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。

ウ 海上における救助活動は、主として海上保安部が実施するものとする。

エ 県は、必要に応じて、迅速に自衛隊に災害派遣要請を行うものとする。

オ 県警察は、必要に応じて、迅速に広域緊急援助隊の援助要請を行うものとする。

3 被災建築に対する応急危険度判定

(1) 実施責任者

市、県

(2) 実施内容

市は、県が作成した活動計画に基づき応急危険度判定を実施する。

4 被災宅地の応急危険度判定

(1) 実施責任者

市、県

(2) 実施内容

市、県は、被災宅地危険度判定実施体制を確立する。

県は、市を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請など、連絡調整体制を確立する。

市は、実施本部を設置し、判定実施計画を作成の上、必要に応じて県へ派遣要請など支援要請をする。

市は、判定実施計画に基づき判定を実施する。

第10節 緊急輸送活動

災害時における被災者、避難者及び災害応急対策の実施に必要な人員、物資、機材等を迅速かつ確実に輸送するため、次により実施する。

1 実施責任者

市、各機関

なお、市において輸送の確保が困難な場合は、県その他関係機関の応援を要請する。

2 輸送対象等

(1) 輸送対象

ア 被災者、避難者及び災害対策本部員、消防団員等、災害応急対策に必要な人員とする。

イ 優先輸送する物資、機材等は、医薬品、災害応急対策用資機材、車両用燃料等とする。

(2) 輸送順位

輸送の円滑な実施を図るための輸送順位は、次のとおりとする。

ア 地域住民の生命の安全を確保するために必要な輸送

イ 災害の拡大防止のために必要な輸送

ウ 上記ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

3 輸送方法

(1) 車両による輸送

輸送路の確保

道路被害状況、輸送物資等の種類、数量及び緊急度等を勘案し、迅速かつ安全な輸送路を選定する。

(2) 航空機による輸送

ア ヘリコプターの発着、物資の投下が可能な地点の選定、確保方法

発着場は、第2章第1節6(6)に定める場所のほか、状況に応じて選定する。物資の投下に当たっては安全に投下できる場所を状況に応じて選定する。

イ 航空輸送の要請方法

地上輸送が全て不可能な場合、あるいは山間僻地等へ緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合は、県を通じ航空輸送の要請を行う。

(3) 船舶による輸送

船舶による物資等の海上輸送については、関係機関の協力を得て実施する。

輸送拠点、第2章第1節6(5)に定める防災拠点漁港(室戸岬漁港)とし、状況に応じて他の漁港等について活用を検討する。

(4) 物資等の集積場所

物資等の集積場所は、効率的な輸送ができる公有地とする。ただし、適当な場所がない場合は、民有地についてもその所有者と協議の上、一時集積場所とすることができる。

(5) 応援協力要請の手続き

車両等の応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台数等必要な輸送条件を明示して行う。

第11節 交通確保対策

災害発生時に交通施設を確保することは重要であり、道路、橋りょう等の交通施設に被害を受け、又は被害を受けるおそれがあるときは、これに応急措置を行い、交通施設の保全と確保を図る。

1 実施責任者

市の管理する交通施設の保全と交通確保については市長が実施し、土木部長を実施責任者とする。

2 道路、橋りょうの危険箇所の把握

(1) 市の管理する道路の措置

市の管理する道路の破損、決壊、橋りょうの流失その他交通に支障のおそれのある箇所を把握し、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、調査及び点検を実施する。

(2) 危険箇所の報告のための啓発

住民に対し、道路の決壊、橋りょうの流失等災害が発生した場合は、直ちに市に報告するよう常に啓発していく。

3 応急措置

(1) 市の管理する道路の応急措置と迂回路の確保

市が管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い迂回路の有無を調査し、迂回路がある場合は代替道路として利用し交通の確保を図る。

(2) 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とするときは、自衛隊に対し災害派遣の要請を行い応急復旧を図る。

自衛隊派遣要請は本章第30節「自衛隊への派遣要請」による。

第12節 障害物除去

地震等災害によっては、倒壊した家屋や事業所、工作物の転倒落下、津波や破堤による浸水をはじめ、多数の施設等が被害を受け、大量の障害物の発生が予想される。このため、人命の救助・救出、消火を最優先に、円滑な応急活動を実施するための交通の確保並びに被災者が一日も早く日常生活を営むことができるよう計画を定める。

1 障害物除去の対象

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため、除去を必要とする場合
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため、除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため、除去を必要とする場合
- (4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合
- (5) 障害物の除去は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

2 実施機関

- (1) 緊急な応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は市が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去等は、その維持管理者が行う。
- (3) 山・がけ崩れ、浸水、津波等により、住家、あるいはその周辺に運ばれた障害物の除去は、市が行う。
- (4) 施設敷地内の障害物の除去は、その敷地の所有者、又は管理者が行う。
- (5) 本市だけで実施困難な場合は、知事に対し応援協力を要請するとともに、自衛隊に対して派遣要請も行う。
- (6) 高知県建設業協会室戸支部等に応援要請を行う。

第13節 災害警備対策

災害時において警察は、県民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の治安を維持するため、災害の状況に応じて迅速かつ的確な警察活動を実施するものとする。

1 任務

- (1) 気象情報、その他災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出・救護及び行方不明者の捜索
- (3) 被害実態の把握
- (4) 住民の避難誘導
- (5) 緊急交通路確保等の交通規制
- (6) 遺体の検分（検視）及び身元不明遺体の身元調査
- (7) 民心の安定を図るための広報・相談受理等の諸施策
- (8) 被災地の各種犯罪の予防検挙
- (9) 関係機関の行う災害救助及び災害応急措置等に対する支援・協力
- (10) その他必要な警察活動

2 警備体制

警察本部に警察本部長を長とする「高知県警察災害警備本部」を、室戸警察署に署長を長とする「室戸署災害警備本部」を設置する。

3 社会秩序の維持活動

被災地における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行うものとする。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取り締まりを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

第14節 飲料水、食料、生活関連物資の供給

被災生活の不自由さを緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに、各種の相談窓口を設置する。必要に応じて、他の市町村及び県に応援を要請する。

1 飲料水の調達、供給活動

(1) 飲料水の確保

被災者への応急給水を迅速に実施する

なお、災害の規模等により市のみでは供給できない場合は、近隣市町村、県又は自衛隊に応援を要請し実施する。

ア 飲料水を確保するため、地域ごとに拠点を定め、給水車等による応急給水に努める。

イ 必要に応じ、仮設供用栓等を設置し、生活に必要な水の供給に努める。

ウ 飲料水の取り扱いについて、衛生上の注意を広報する。

エ 飲料水を確保できない場合においては、県に対し調達のあつせんを依頼する。

(2) 給水用資機材の確保

被災者への応急給水のため、必要な給水用資機材を確保するとともに、状況に応じ民間からの借り上げ等を考慮しておくものとする。

(3) 学校プールの管理

市内小中学校のプールについては、火災発生時の消火水源としての活用と合わせて、浄水機等の設置も検討の上、災害の発生に備えてプールを満水にしておくものとする。

また、プールの鍵については、教育委員会及び消防本部若しくは消防分団で保管するものとする。

2 食料の調達、供給活動

(1) 応急供給の対象

災害発生時における食料の供給は、災害の状況について必要と認めた場合、被災者等に対して供給するもので、次の者に対し行う。

なお、食料の配分に当たっては、事前に広報を行うとともに、公平の維持に努める。

ア 被災者に対して、炊き出しによる給食を行う必要のある場合

イ 供給機関による通常の供給が出来ない場合

ウ 救助活動及び応急復旧作業に従事するものに対して行う必要がある場合

(2) 応急供給品目

供給品目は原則として、アルファ化米、乾パン、缶詰、インスタント食品(レトルト食品)、粉ミルク等とする。

第3章 災害応急対策

(3) 食料の確保

調達先の確保のため、民間業者との協定の締結を進め、原則として協定業者からの調達を図るものとするが、これによって調達できない場合は、他の業者から調達し、又は県に対してあっせん等の協力を求めるものとする。

(4) 米飯の炊き出し

炊き出しのための施設は、避難所に指定する施設の給食調理場を利用し、炊き出し従事者は、市職員をもって充てるほか、協力者として婦人団体等の市民組織やボランティアの協力を求めるものとする。

(5) 供給の期間と経費負担

供給の期間は、被害状況により限度を定めるが、長期にわたることが予想される場合は、通常供給への切り替えを行うものとする。

これらの給食費については、災害救助法適用以外は、市の負担とする。

3 生活関連物資の供給

(1) 供給対象者

住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 物資の調達

生活必需品の供給の必要が生じた場合は、備蓄物資及び協定締結業者から調達する。

なお、不足する場合は、県又は日本赤十字社高知県支部に要請する。

第15節 医療救護計画

医療救護における活動及び体制については、「室戸市医療救護計画」に基づき、各医療救護施設を拠点とし、安芸郡医師会芸東支部等の協力を得て医療チームを編成し、市災害対策本部員で編成する医療救護班とともに各救護施設における医療救護に当たるものとする。

1 医療救護の対象者

(1) 医療救護の対象者は次のとおりとする。ただし、軽易な傷病で家庭救護により対応できる程度の者を除く。なお、高齢者や障害のある人等要配慮者及び災害時の異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者に関する対策は、別に定めるものとする。

ア 直接災害による負傷者

イ 人工呼吸器使用等の中断が致命傷となる患者及び日常的に発生する救急患者

ウ 人工透析等医療の中断が致命傷となる患者及び日常的に発生する救急患者

エ その他医療ケアの中断が生命の維持に関わる患者

(2) 医療救護の対象者を次のとおり区分するものとする。

ア 重症患者 生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者

イ 中等症患者 多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者

ウ 軽症患者 上記以外の者で医師の治療を必要とする者

2 医療救護施設の設置

市は、被害想定に基づく傷病者を救護するための医療救護施設として、医療救護所、救護病院及び仮設病棟を設置するものとする。

(1) 医療救護所

医療救護所は、救護病院等後方病院へ円滑に医療救護対象者を搬送するため、原則として、中等症患者及び重症患者に対する応急処置を行うものとする。

(収容は行わない。) このほか、必要に応じ軽症患者に対する処置も行うものとする。

ア 設置場所

名 称	所在地	電話番号
室戸市保健福祉センター	室戸市領家87番地	0887-22-3100
県立室戸広域公園屋内運動場	室戸市領家800	

イ 運営担当者

(ア) 医療救護所の運営は、市と協定を締結している安芸郡医師会芸東支部医師等で編成する医療チームと市災害対策本部員で編成する医療救護班が当たるものとする。

第3章 災害応急対策

- (イ) 医療救護所の管理者は医師とし、市災害対策本部長の指示により活動するものとする。
- (ウ) 医療救護所の医療体制は、原則として医師1名、看護師3名、薬剤師1名、補助者3名とし、その他に可能な限り医療介助者を加えるものとする。

ウ 担当業務

- (ア) 重症患者、中等症患者、軽症患者の振り分け
- (イ) 中等症患者及び重症患者の応急処置及び軽症患者に対する処置
- (ウ) 救護病院等後方支援病院への患者搬送の手配
- (エ) 医療救護活動の記録
- (オ) その他必要な事項

エ 運営

- (ア) 医療チーム及び市災害対策本部員は、地震発生後、市災害対策本部長の指示のもと速やかに所定の医療救護所に集合し、医療救護活動を開始することとする。
- (イ) 医療救護所への集合に当たって、道路状況等により車両等による移動が可能な場合は、当該車両を利用することとし、車両等による移動が不可能な場合は、独歩により対応するものとする。なお、独歩によっても集合が困難な場合、あるいは被災等により集合が困難な場合は、その旨を市災害対策本部に報告し、指示を仰ぐものとする。
- (ウ) 医療救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、原則として2交代制をとることとする。
- (エ) 医療救護所の管理者は、被災等により、その機能に支障を生じると認める場合には、市災害対策本部長に必要な措置を要請するものとする。
- (オ) 医療チーム等の給食・給水等については、市災害対策本部が避難所に係る措置と併せて行うものとする。

オ 施設設備

- (ア) 医療救護所施設は、耐震性が確保されている建築物の一部又は駐車場、空き地に設置するテント等とする。
- (イ) 医療救護所の設備は、おおむね次のとおりとする。
 - テント、簡易ベッド
 - 医療器材、医薬品等、JM3セット、外傷用医薬品、応急処置用医薬品等
 - 担架、発電機、投光器、机、椅子、掲示板、殺菌ペットボトル（水）、通信機、トリアージタック、文具等

(2) 救護病院

救護病院は、重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。中等症患者については、重症患者の収容スペースを確保するため、可能な限り帰宅させることとする。

ア 運営担当者

救護病院の医療スタッフは、該当する病院の現行スタッフで医療救護に当たるものとする。

イ 担当業務

- (ア) トリアージ
- (イ) 重症患者及び中等症患者の処置、収容
- (ウ) 災害支援病院、広域災害支援病院への患者搬送の手配
- (エ) 医療救護活動の記録
- (オ) 遺体搬送の手配及び遺体の検案
- (カ) その他必要な事項

ウ 運営

- (ア) 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者等職員の緊急連絡体制、役割、施設設備の利用方法等地震発生時における医療救護活動に関する計画を作成するものとする。
- (イ) 救護病院の管理者は、地震発生後直ちに院内状況を調査し施設設備の被害状況、支援状況、要請情報等を市災害対策本部長に報告するとともに、広域災害・救急医療情報システムへ入力することにより、県災害医療対策支部及び県災害医療対策本部に報告するものとする。
- (ウ) 救護病院の管理者は、被災等により病院の機能に支障が生じたと認める場合には、直ちに市災害対策本部長にその状況を報告し、必要な措置を要請するものとする。その他医療救護活動を継続する上に必要な措置についても同様とする。
- (エ) 医療救護活動は、市災害対策本部長の指示により開始するが、救護病院の管理者は当該病院周辺の被害状況から判断して、医療救護活動を開始することができる。この場合、当該病院の管理者は、速やかにその旨を市災害対策本部長に報告するものとする。
- (オ) 救護病院は、災害医療救護活動を優先し、24時間の診療体制とする。

エ 施設設備

救護病院が、現に有する施設設備をもって医療救護活動に当たるものとし、病院内で対応できない場合は、当該病院の管理者が市災害対策本部長に必要な措置を要請するものとする。

(3) 仮設病棟

救護病院に臨時に開設する病棟であって当該病院と一体の管理運営を行うものとする。

ア 設置及び組織

- (ア) 市長は、地震発生時に救護病院等の病床が不足する場合、当該病院の管理者と協議して仮設病棟を設置するものとする。
- (イ) 仮設病棟は、既設建物又はテント等を利用するものとする。

第3章 災害応急対策

イ 施設設備

(ア) 仮設病棟の設備はおおむね次のとおりとする。

- 医療機器、医薬品等
創傷セット、輸血・輸液セット、救急医薬品セット
- テント等
テント、簡易ベッド、担架、発電機、病衣、雑備品

(イ) 仮設病棟に対する給食・給水等については、当該病棟と一体の管理運営を行う救護病院に対する措置を併せて行うものとする。

3 救護体制の状況報告

市災害対策本部長は、地震が発生した場合、医療救護施設の救護体制の状況について県災害医療対策支部を経由して県災害医療対策本部に報告するものとする。

4 傷病者の搬送体制

(1) 搬送体制

ア 被災場所から医療救護所、救護病院へ搬送する場合は、原則として自主防災組織等に対応するものとする。

イ 重症患者、中等症患者を医療救護所から救護病院へ搬送する場合は、市災害対策本部員等に対応するものとする。

ウ 重症患者を救護病院から他の市町村の救護病院又は災害支援病院、広域災害支援病院へ搬送する場合は、市災害対策本部員等に対応するものとする。

エ 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、救護病院等から最寄りのヘリポートまで搬送する場合は、市災害対策本部員等に対応するものとする。

(2) 搬送方法

ア 車両等の利用が可能な場合は、次の方法で搬送するものとする。

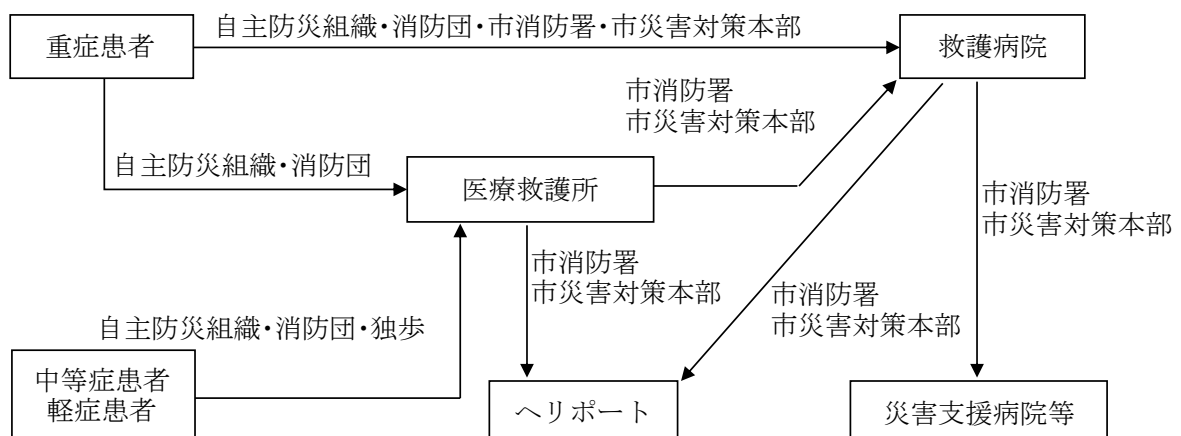
(ア) 救急車

(イ) 市が指定した救急車両

(ウ) 自主防災組織及び消防団が有する車両

イ 車両等の利用が不可能な場合には、担架等により人力や自主防災組織等が有する船舶等で搬送するものとする。

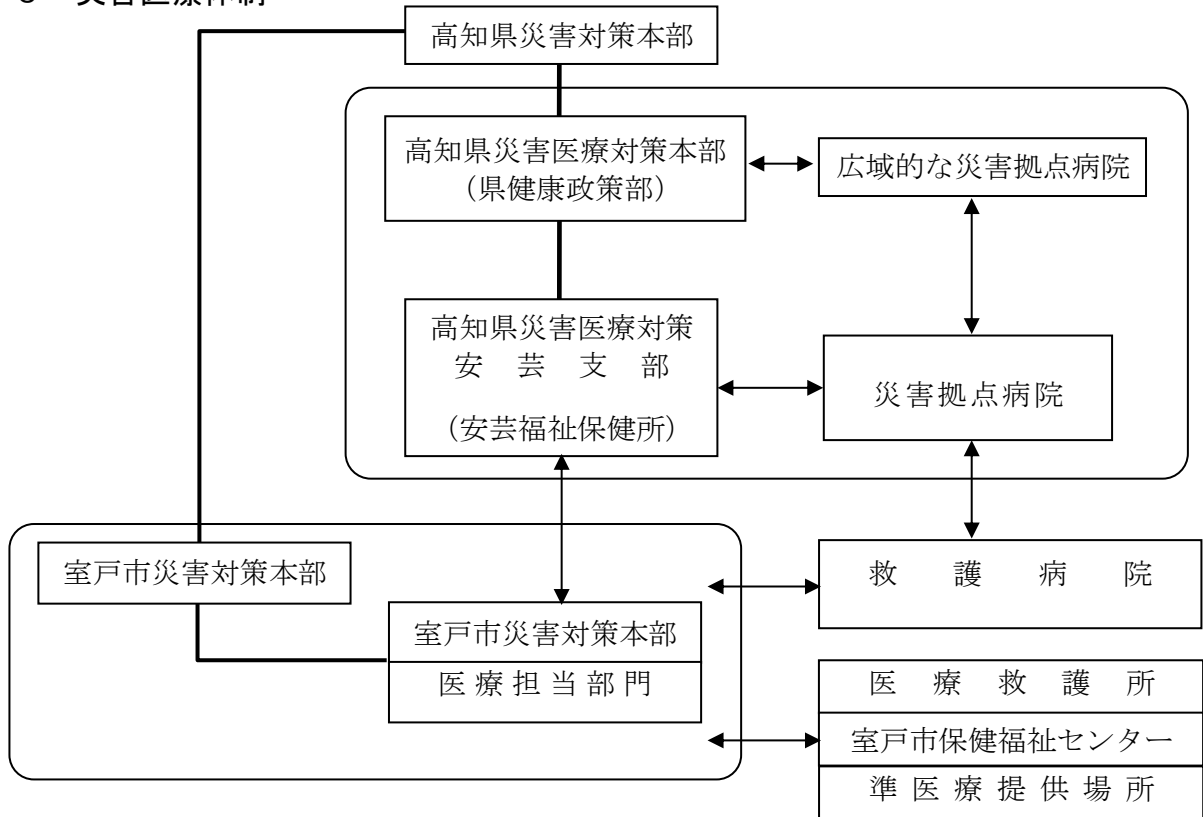
(3) 搬送体制組織図



5 応援の要請について

市において医療などの十分な確保が困難な場合は、高知県災害医療対策安芸支部（安芸福祉保健所）へ応援を要請し、必要な支援を受けるものとする。

6 災害医療体制



7 惨事ストレスへの対応

災害時は、被災者は急性ストレス障害（ASD）や外傷後ストレス障害（PTSD）などに襲われることがある。

災害救援者も凄惨な災害現場活動に従事することで、心理的な負荷による「惨事ストレス」（CIS）症状を発することがあるため、

被災者も災害救援者も凄惨な災害現場活動に従事することで、惨事ストレスの防止と発症した場合の対策等を講ずる。

第16節 防疫、保健衛生計画

衛生機関は衛生指導や防疫対策支援について、関係機関の協力を得て積極的に行う。

1 防疫、保健衛生

(1) 防疫活動

被災地における環境衛生の維持と防疫対策の活動により、感染症の発生防止に努める。患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに安芸福祉保健所に連絡し、患者等に対する処置を依頼する。

ア 感染症の予防を図るため、感染症拡大防止策を講じるとともに、避難所を中心とした消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

(ア) 生活雑排水路、トイレ、その他不潔場所の薬品による消毒を原則として実施する。

(イ) 避難所等で使用する飲料水、井戸の消毒、滅菌等の指導を行う。

(ウ) 避難所では、マスク等の着用や手指消毒の実施、十分な距離の確保等による感染症対策を講じる。

イ 被災地の衛生状態保持のため、周辺の清掃、消毒について防疫用薬剤の配布等を行い、衛生上の指導又は指示を行う。

ウ 感染症発生地区については、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。

エ 防疫薬剤については、卸業者から調達するが、必要に応じ県に対して、防疫薬剤及び資機材のあっせん並びに応援人員の派遣を要請する。

(2) 保健衛生活動

ア 被災者や要配慮者のニーズ等に対応した健康管理を保健師等により行う。

イ 被災地における食料品については、できる限り熱処理を行ったもの又は加熱処理した後の食用指導を行う。

(3) 記録及び報告

担当班（課）は、被災地及び避難所での防疫活動について、防疫日報（その日の患者発生数、地区別消毒害虫駆除実施箇所、戸数、防疫作業従事者数、使用薬剤、器具、種類別使用量等）を記録し、報告する。

第17節 廃棄物処理

地震及び豪雨等の大規模災害後は、家屋の倒壊、火災、水害等によって多量の廃棄物が排出され、また、避難所等のし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想されるため、ごみ、し尿の収集処理、処理施設の応急復旧等環境衛生の維持のための計画を定める。

1 し尿の処理

- (1) し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握する。
- (2) 被災地の状況により緊急な汲み取りを要する地域から実施する。
- (3) し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
- (4) 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請する。

【バキュームカー保有状況】

業者名	保有車両	容量	連絡先
室戸環衛保全公社	2 T-4台	7,200 L	0887-22-2015
	4 T-1台	3,700 L	
室戸衛生	2 T-2台	3,600 L	0887-23-0200

2 ごみ処理

- (1) 被害状況から災害時のごみの量を想定する。
- (2) 住民が自己において処理できないごみは、ごみ仮置き場に搬出する。
- (3) ごみの収集は、被災地の状況により緊急を要する地域から実施し、保健衛生上次のものを優先する。なお、できるだけ分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。

ア 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上、又は生活上重大な支障を与えるごみ。

イ 避難所等の重要性の高い施設のごみ。

- (4) 集めたごみは、埋め立て焼却処理等により処理する。なお、大量に出るごみを仮置き場から直ちに収集することが困難な場合は、必要に応じて運搬上、保健衛生上適当と認められる場所を臨時集積場として設置する。
- (5) ごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

なお、災害ごみの処理対策について、平時の対応、応急対応期、復旧・復興期に応じた対策を考慮した災害ごみ処理計画を作成する。

【清掃車保有状況】

業者名	保有車両	車種	連絡先
室戸公益社	2 T-6台	パッカー車	0887-23-1165
室戸市	3 T-2台	ダンプ	0887-22-5126
東部リサイクル	2 T-4台	ダンプ	0887-27-2833
	4 T-1台	平ボディー	

第3章 災害応急対策

3 倒壊家屋等からのがれきの処理

- (1) 廃棄物発生現場における分別を徹底するとともに、可能な限り再利用を図る。
- (2) 解体工事等に当たっては、アスベスト、粉塵その他有害物質の飛散防止に努め、適正な処理を行う。

4 応援要請

災害廃棄物の排出量と処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、近隣市町村及び県に処理の応援を要請する。

5 報告

被害状況を把握し、その概要を保健所に報告するとともに、防疫活動を実施したときは、その概要も併せて報告する。

第18節 行方不明者の搜索、遺体の埋葬等

災害による多数の行方不明者及び死者を出した場合に備え、行方不明者の搜索、遺体の搜索、安置場所の設置、検視、検案、埋葬等について定める。

1 行方不明者及び遺体の搜索

警察署、海上保安部及び消防等の防災機関の協力を得て、行方不明者・遺体の搜索を行う。

搜索活動については、防災関係機関及び自治会等の協力並びに車両・船舶・機械器具の借り上げ等により早期収容に努める。

2 遺体の検案

- (1) 遺体の検案は関係法令に基づき、原則として県警察の検視班の指示により市の指定する検案所で実施する。ただし、室戸警察署の指示により必要に応じて病院内で医師が行うものとする。
- (2) 遺体の身元が明らかでない場合は、警察、市内関係機関、民間団体の協力を得て、早期確認に努め、所持品、写真撮影、着衣を記録し、遺留品を保管する。
- (3) 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は神社、仏閣、公的施設等に仮設する安置所において一時保存する。

3 遺体の埋葬

- (1) 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は、遺族がない場合は、火葬により応急的に埋葬を行うものとする。
- (2) 多数の死者により、火葬場の対応能力を超える場合は、近隣市町村への緊急依頼について県に要請する。
- (3) 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼する。また、遺骨の引き取り手のない場合は、無縁墓地に埋葬することとする。

第19節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市、住民等による協力体制を確立する。

1 市の活動

地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。

2 住民及び民間団体の活動

獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を与える。

第20節 建築物・住宅応急対策

仮設住宅の設置や応急修理等によって一時的な住宅の緊急確保を図り、避難所からの早期移住を進める。

1 応急仮設住宅の建設

住宅が全焼、全壊、流失又は埋没し、居住する住宅がなく自らの資力では再建が不可能と認められた者に対して応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の建設に際しては、高齢者、障害者等要配慮者に配慮した構造、設備とする。

2 住宅の応急修理

住宅が半焼、半壊し、自らの資力では住宅の応急処理が不可能と認められた者（さし当たりの生活に支障がない場合を除く。）に対して住宅の応急修理を行う。

なお、修理部分は居室、炊事場及びトイレ等、日常生活に必要な最小限度の部分とする。

また、必要に応じて被災建築物応急修理に関する技術指導、融資制度の利用等相談窓口を設置する。

3 資材等の確保

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、建築業者等に請け負わせ実施する。建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、知事にその調達を要請する。

4 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な管理運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

5 公営住宅等への入居あっせん

公営住宅に空き部屋がある場合、被災者用応急住宅としての一時使用をあっせんする。

6 野外施設の設置

長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置する。

7 広域的な避難

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、高知県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、高知県以外の都道府県

第3章 災害応急対策

の受入れについては高知県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、高知県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

また、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難の実施に努め、関係者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第21節 ライフライン等施設の応急対策

ライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであるため、ライフライン機関では、それぞれ活動体制を確立し、市と相互に連携を保ちながら、迅速かつ効果的な応急復旧対策や危険防止のための活動を実施する。

1 水道施設

飲料水の確保及び被害施設の復旧に対応するため、これに必要な人員、車両及び資機材を確保し、給水拠点への応急給水、復旧に努める。

(1) 応急復旧対策

ア 災害発生状況に応じ、送水を停止する等必要な措置を講ずる。

イ 応急拠点給水配管の仮設、給水車両等による応急給水を速やかに行う。

ウ 給水管の復旧については、避難施設、病院、学校、その他公共施設等から順次行う。

エ 応急復旧に必要な資機材、車両を確保し、応急給水に必要な給水機器の完備に努める。

(2) 要員の確保

被害の状況に応じて、要員の確保を図り、早期に復旧工事を実施するため、あらかじめ工事業者を選定し、復旧工事協力に関する契約等を締結しておく。

(3) 広報

水道施設の損壊等により、給水を停止する場合、また断水のおそれが生じたときは、住民の混乱を防止するため広報車等により周知徹底を行う。

ア 水道施設の被害状況及び復旧見込みについて

イ 給水拠点の場所及び給水見込みについて

ウ 水質についての注意事項について

2 電力施設 [実施担当：四国電力安芸営業所・四国電力送配電安芸営業所]

電気供給責任の完遂と電気供給施設の機能を維持するため、社内に災害対策本部等を設置し、必要な体制を整えるものとする。また、市災害対策本部及びその他防災関係機関等と緊密な連絡を図るものとする。

(1) 危険予防措置

送電を継続することが危険と認められる場合は、当該地域の予防停電を行うが、被害の状況、路線の重要度、住民に及ぼす影響を考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、必要に応じて技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとる。

なお、送電を再開する場合は、現場巡視等必要な措置をとった後実施する。

(2) 応急復旧対策

電気供給施設の災害復旧は、民生の安定と一般復旧用動力源確保のため、特に早期に復旧を図る。

第3章 災害応急対策

- ア 原則として、公共保安の確保に必要なものから優先実施する。
- イ 原則として、人命に係る箇所、緊急に供給すべきところから実施する。
- ウ 復旧工事は、本復旧を原則とするが、仮復旧工事が本工事と比較して短期間に施工でき、供給保安上支障のない場合は必要に応じ、仮復旧工事により送電を行った後、本工事を実施する。

(3) 要員、資材の確保

ア 要員

被害の状況に応じ、要員を効果的に投入し、早期復旧を図る。不足する場合は、必要に応じ、県内外の他機関並びに業者に応援要請を行う。

イ 資材

応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。不足する場合は県内外の他機関に対し、緊急転用措置を要請する。

(4) 広報

市及び防災関係機関、報道関係と協力し、復旧の現状と見通し、感電事故等による二次災害発生防止について、マスコミや広報車等による周知に努める。

3 ガス（LP）施設 [実施担当：高知LPガス協会室戸支部]

LPガス容器、不燃焼器具等の供給及び被害による二次災害防止に対処するため、高知県LPガス保安協会災害対策委員会規定に基づき、ガスの供給、保安等の体制に努めるものとする。

(1) 応急復旧対策

- ア 流出等危険箇所からの容器の回収及びLPガスの施設の安全点検を実施し、漏えいガスの停止を行う。
- イ 避難所等緊急に必要なものに対し、燃料供給を行う。
- ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

(2) 要員の確保

動員計画に基づき、要員の確保に努め早期復旧を図る。不足する場合は、各支部等へ応援要請を行う。

(3) 広報

報道機関、防災関係機関と協力し、LPガスの安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

4 通信施設 [実施担当：NTT西日本高知支店]

災害により、電気通信設備に被害を受けた場合は、重要通信を確保するとともに、被災した電気通信設備を迅速に復旧するため、防災業務計画等に基づき、次の事項を実施する。また、市災害対策本部及びその他防災関係機関等と緊密な連絡を図るものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害の状況に応じて、災害対策本部等の組織を設置し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信疎通の確保、設備の復旧、広報活動、市災害対策本部等との情報連絡及び調整、その他災害対策に関する業務を行う。

(2) 通信の疎通に対する応急措置

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信の途絶の解消、輻輳(ふくそう)の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じて災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要回線を確保するため必要があるときは、関係法令等に基づき利用制限等の措置を行う。

ウ 非常緊急電話又は非常緊急電報は、関係法令等に基づき、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(3) 設備の応急復旧

被災した電気通信設備の応急復旧工事は、次により速やかに実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、N T Tの契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則としてN T Tの標準的復旧方法により行う。

イ 復旧工事に要する要員、資材及び輸送は、全社的に優先して応援し、使用し及び実施するほか必要に応じ、社外の機関に対し応援又は協力を要請する。

ウ 復旧に関する広報は、被災した電気通信設備の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用の制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、窓口掲示、マスコミ、広報車等により周知する。

第22節 教育対策

市立小中学校の応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、市教育委員会が実施し、各学校の災害発生の場合に伴う措置については、学校長が具体的な応急計画を立て行う。

また、市内県立高等学校については、県が応急復旧対策を実施するものとする。

1 応急復旧措置

(1) 被害状況の把握

児童・生徒及び教職員の安全の掌握と文教施設の被害の程度等二次的な災害の危険性について迅速に把握する。

(2) 応急教育の実施

ア 応急教育の計画を作成し、応急教育開始の時期、方法を定める。

イ 被害のない安全な校舎を使用し、分散授業又は二部授業の実施を検討する。

ウ 施設の復旧に長期間を要する場合は、市有施設、近隣小・中学校の一時借用の措置を講ずる。

エ 文教施設の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。

(3) 学校が避難所として使用された場合の措置

ア 学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。

イ 避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難活動との調整について、市と必要な協議を行い対応するものとする。

ウ 学校給食施設・設備については、被災者用の炊き出しの用に供されることを予想し、学校給食との調整に留意するものとする。

2 教材・学用品等の調達及び配分

災害対策用物資は、総合的な調達計画を定め、その計画に基づき調達し、災害の状況により、災害救助法の基準に基づき配分するものとする。

(1) 学用品の給与を受ける者

住家の被害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒であって、必要最小限の学用品を平等に給与するものとする。

(2) 学用品の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

(3) 学用品の調達方法

学校別、学年ごとに最低限必要な学用品の品目・数量を調査、集計し、県に報告するとともに、指示に基づき供給を受ける。

(4) 学用品の配布方法

ア 給与対象者名簿を作成し、それに基づき県から送付されたものを配布するほか、県の指示により調達し、配分計画表を作成し、これに基づき配分する。

イ 原則として小学校児童及び中学校生徒の判定時点は、災害発生の日とする。

3 学校安全対策

(1) 事前対策

ア 市教育委員会・学校長は、各施設の消火設備、出入口及び非常口、プールの貯水状況等、定期的な安全点検を行い、非常時における児童・生徒の安全管理を行う。

イ 防災教育を推進し、防災関係機関等の協力により定期的な避難訓練を実施する。

ウ 児童・生徒・教職員等に負傷者が生じた場合に適切に対応できるように、校医、医療機関との連絡体制の整備に努めるものとする。

エ 登・下校時に災害が発生した場合における安全確保や連絡方法等について確認しておくものとする。

また、家庭との緊急時の連絡方法や協力体制を整える。

(2) 事後対策

ア 災害の規模、児童・生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に報告するものとする。

イ メンタルケアを必要とする児童・生徒、教職員に対し、関係機関との連携のもとに相談事業や研修会を実施するものとする。

第23節 文化財保護対策

文化財を災害から保護するため、年1回以上その管理状況（転倒、倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な措置を講ずる。

市内における文化財に指定されているものは【別表6-1 国指定等文化財一覧表】【別表6-2 県指定文化財一覧表】【別表6-3 市指定文化財一覧表】のとおりである。

【別表6-1 国指定等文化財一覧表】

	NO	名称	種別	員数	所在地	所有者等	指定年月日
指定	1	木造薬師如来坐像	彫刻	1	室戸市室戸岬町	最御崎寺	S44.8.9
	2	木造月光菩薩立像	彫刻	1	室戸市室戸岬町	最御崎寺	S44.8.10
	3	石造如意輪観音半跏像	彫刻	1	室戸市室戸岬町	最御崎寺	T2.8.20
	4	漆塗台盤	工芸	1	室戸市室戸岬町	最御崎寺	H1.6.12
	5	木造阿弥陀如来坐像	彫刻	1	室戸市元	金剛頂寺	S44.8.9
	6	銅鐘	工芸	1	室戸市元	金剛頂寺	S44.8.10
	7	板彫真言八祖像(8)	彫刻	1組	室戸市元	金剛頂寺	T3.4.17
	8	金銅密教法具	工芸	1	室戸市元	金剛頂寺	S31.6.28
	9	金銅旅檀具	工芸	1	室戸市元	金剛頂寺	S31.6.29
	10	銅造観音菩薩立像	彫刻	1	室戸市元	金剛頂寺	S32.2.19
	11	大毘盧遮那経・金剛頂経	典籍	1組	室戸市元	金剛頂寺	S43.4.25
	12	室戸岬亜熱帯性樹林 及び海岸植物群落	天記	1	室戸岬町		S3.3.24
	13	室戸岬	名勝	1	室戸岬町		S3.6.27
	14	吉良川の御田祭	無民	1	吉良川町	御田八幡宮	S52.5.17
選定	1	室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区	伝建	1	吉良川町		H9.10.31
登録	1	岬観光ホテル	登録有形	2	室戸岬町	岬観光ホテル	H31.3.29

【別表6-2 県指定文化財一覧表】

NO	名称	種別	員数	所在地	所有者等	指定年月日
1	ヤッコソウの自生地	天記	1	室戸市元	金剛頂寺	S27.10.27
2	吉良川の「ボウラン」	天記	1	室戸市吉良川町	御田八幡宮	S29.7.20
3	佐喜浜の経塚	史跡	1	室戸市佐喜浜町	室戸市	S28.1.29
4	シットロ踊り	無民	1	室戸市		S38.7.5
5	椎名の太刀踊り	無民	1	室戸市室戸岬町	椎名八王子宮	S40.6.18
6	中川内の獅子舞	無民	1	室戸市羽根町	羽根八幡宮	S44.8.8
7	佐喜浜八幡宮古式行事	無民	1	室戸市佐喜浜町	佐喜浜八幡宮	S59.3.16
8	虚空蔵菩薩坐像懸仏	工芸	1	室戸岬町	最御崎寺	H11.4.27
9	木造十一面観音立像	彫刻	1	室戸岬町椎名	椎名常会	H15.3.28
10	金剛頂寺の仏画(8)	絵画	1	室戸市元	金剛頂寺	H17.4.1
11	佐喜浜城跡	重要遺跡	1	室戸市佐喜浜町舟場		S42.5.10

(R2.8.26現在)

【別表6-3 市指定文化財一覧表】

NO	名称	種別	員数	所在地	指定年月日
1	海亀及びその卵	天記	1	元～奈良師海岸	S40.4.10
2	馬子唄	無民	1	室津八幡宮	S42.5.10
3	土佐日記御崎の泊まり	史跡	1	室戸岬町白浜	S42.12.8
4	御厨人窟と神明窟	史跡	1	室戸岬町字岩屋	S42.12.8
5	八幡互之御影	絵画	1	室戸市元	S42.5.10
6	地蔵菩薩	絵画	1	室戸市元	S42.5.10
7	十三佛	絵画	1	室戸市元	S42.5.10
8	三尊弥陀佛	絵画	1	室戸市元	S42.5.10
9	十二天象(12幅)	絵画	1組	室戸市元	S42.5.10
10	鰐口(応永14年)	工芸	1	室戸市元	S42.5.10
11	鰐口(永享5年)	工芸	1	室戸市元	S42.5.10
13	木製著彩華鬘(2枚)	工芸	1	室戸市元	S42.5.10
14	南蛮鉄金剛杖	工芸	1	室戸市元	S42.5.10
15	根来版悉曇写記	書跡	1	室戸市元	S42.5.10
16	高祖大師二世智光上人廟	史跡	1	室戸市元	S42.5.10
17	鍍金蓮華孔雀文磬	工芸	1	室戸市元	S42.5.10
18	金佛観音像	工芸	1	室戸岬町	S42.5.10
19	四天王像(4体)	彫刻	1組	室戸岬町	S42.5.10
20	石造仁王尊像(2体)	彫刻	1組	室戸岬町	S42.5.10
21	鰐口	工芸	1	室戸岬町	S42.5.10
22	仁王尊像顔面	彫刻	1	室戸岬町	S42.5.10
23	仁王尊像	彫刻	1組	室戸岬町	S42.5.10
24	紺紙金泥法華経	書跡	1	佐喜浜町	S42.5.10
25	室津城跡	史跡	1	室津土居山	S42.5.10
26	歓喜寺薬師如来座像外6体	彫刻	1組	羽根町里	S42.12.13
27	砂岩岩脈	天記	1	羽根～室戸岬	S42.12.13
28	日沖の枕状溶岩	天記	1	室戸岬日沖	S42.12.13
29	アコウ	天記	1	元新村	S42.12.13
30	橋	天記	1	佐喜浜町小山	S42.12.13
31	橋	天記	1	佐喜浜町大山	S42.12.13
32	橋	天記	1	佐喜浜町立花	S42.12.13
33	橋	天記	1	佐喜浜町中尾	S42.12.13
34	橋	天記	1	佐喜浜町中尾	S42.12.13
35	橋	天記	1	佐喜浜町舟場	S42.12.13
36	橋	天記	1	佐喜浜町舟場	S42.12.13
37	橋	天記	1	室津郷	S42.12.13
38	ミカドアゲハ	天記	1	室戸岬一円	S45.3.5
39	漣痕化石	天記	1	元新村海岸	S45.3.5
40	津呂組奥宮捕鯨絵図	絵画	1	室戸市室津	S62.8.25
41	浮津捕鯨絵図	絵画	1組	室戸市室津	S62.8.25
42	聖観音像	彫刻	1	室津下里観音堂	S63.3.25
43	地蔵菩薩立像	彫刻	1	室津下里観音堂	S63.3.25
44	川村与惣太の墓	史跡	1	室戸市元	S63.3.25
45	室津神社	史跡	1	室戸市室津	S63.3.25
46	室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区	伝建	1	室戸市吉良川町	H9.6.10
47	椎名の捕鯨山見跡	史跡	1	室戸岬町椎名	H10.7.22
48	鰐口	工芸	1	室戸市吉良川町	H15.6.20
49	善導寺のソテツ(3本)	天記	1	室戸市室戸岬町	H15.6.20
50	佐喜浜城跡	史跡	1	室戸市佐喜浜町	S42.5.10
51	鯨舟の唄	無民	1	室戸市浮津	H28.10.21
52	シロウリガイの化石群	天記	1	室戸市室戸岬町三津	R2.6.17

(平成18年9月12日現在)

(平成23年3月1日 修正 ※49追加)

(平成28年10月21日 1件指定)

(令和2年6月17日 1件指定)

第24節 労務の供給

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な要員を確保し、労務供給の万全を図るため、次により実施する。

1 民間協力体制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために、次の事項により地域の住民等を当該応急措置の業務に従事させることとする。

(1) 災害応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、関係法令に基づき、従事命令を発する。

内 容	区 分	執 行 者	根 拠 法 令
災害応急対策業務 (災害応急対策全般)	従事命令	市 長	災害対策基本法第65条第1項
水 防 作 業	従事命令	水防管理者 消 防 長 水防団長	水防法第24条
消 防 作 業	従事命令	消 防 吏 員 消 防 団 員	消防法第29条第5項

(2) 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等から労務の提供の申し入れがあったときは、これを受け入れる。

2 職員の派遣要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、必要に応じて関係機関の職員の派遣要請を行う。

第25節 要配慮者への配慮

要配慮者の避難行動については、集団避難を基本とし、地域住民等の協力体制の構築を図るとともに、要配慮者の避難生活について配慮に努める。

1 安否の確認と救出

地域住民等の協力体制を図り、隣人・関係者からの情報収集により、安否の確認と救出に向けた活動を行う。

この場合、地元出身・在住の消防分団員や自主防災組織の協力、助言、情報提供を有効に活用する。

2 避難所における対策

避難所開設後は、要配慮者の把握を行い、避難生活上の必要情報が適時伝達されるように配慮するとともに、支援の充実を図り、障害等の程度に応じた生活上必要な補助資機材、装具等の確保、提供に努める。

3 相談事業の充実

医療・保健・福祉担当者による相談所の開設を図り、要配慮者を含めた避難者への助言助力に努め、必要な支援を行う。

第26節 災害応急金融対策

関係機関が密接な連携をとりながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じる。

1 実施機関

四国財務局高知財務事務所、日本銀行高知支店、金融機関等

2 現金供給の確保及び決済の機能の維持

- (1) 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じる。
- (2) 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援する。

3 金融機関の業務運営の確保

- (1) 被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。
- (2) 金融当局及び関係行政機関は、これを支援する。

4 非常金融措置の実施

- (1) 国（四国財務局高知財務事務所）及び県は、日本銀行高知支店と協議の上、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請する。
- (2) 報道機関は、非常措置について県民に周知徹底することに協力することとする。

ア 営業時間の延長、休日臨時営業等

イ 預貯金の便宜払い戻し、預貯金担保貸し出しの実行等についての特別取り扱い

ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持ち出し、不渡処分猶予等

エ 損傷銀行券及び貨幣の引き換えに関する必要な措置

第27節 災害応急融資

被害を受けた事業者等に融資、貸し付け等を行う。

1 実施機関

各機関

2 農林漁業災害資金

- (1) 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法及び農林漁業金融公庫法により融資を行う。
- (2) 県単独の農林業災害対策特別資金の融資を行う。
- (3) 漁業災害対策資金の融資を行う。

3 中小企業復興資金

市中金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫及び県単独制度による貸し付け等と信用保証協会による保証を行う。

4 災害復興住宅建設資金

住宅金融公庫法に基づき貸し付けを行う。

5 被災医療機関等に対する災害復旧資金

医療金融公庫法により貸し付けを行う。

6 母子・寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法により償還金の支払猶予及び一部の貸付金について措置期間の特例措置を行う。

第28節 二次災害の防止

市の施設管理者は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行うとともに、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、速やかに適切な避難対策を実施する。

1 水害・土砂災害対策

- (1) 水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行う。
- (2) 点検の結果、危険性の高い箇所は、早急に応急対策を実施する。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。

2 高潮・波浪等の対策

- (1) 管理する海岸保全施設の危険箇所の点検を行う。
- (2) 危険性の高い箇所は、早急に応急対策を実施する。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は避難対策を実施する。

3 被災建築物等の応急危険度判定

余震等による建築物等の倒壊による、二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等が安全であるかどうかの判定活動を、建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を得て実施するものとする。また、必要に応じて県に対し、技術者の派遣等についての支援を要請するものとする。

4 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- (1) 爆発物や有害物質等危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行う。
- (2) 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、周辺住民に周知する。また、必要に応じて避難対策を実施する。

第29節 自発的支援の受入れ

ボランティア等の自発的な支援を積極的に受け入れる。

市町村、県、関係団体が相互に連携し、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第30節 自衛隊への派遣要請

市長は、広範に人命の緊急救助に関する事態が発生した場合自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

1 自衛隊の派遣要請

災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行う。また、災害に際し、特に緊急を要する状況で知事に対し自衛隊の災害派遣要請を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通知する。

これらのことに関して、自衛隊の派遣要請が迅速に行えるように、訓練等を通じ、連携を密にするとともに、要請の手順、連絡調整の方法、窓口を定める等体制の整備に努めるものとする。

(1) 派遣要請の手続き 【別表7 災害派遣に関する要請の要求書様式】参照

ア 市長から自衛隊に直接通知した場合、事後知事に対し災害派遣要請文書を提出する。

イ 県に対する要請については、次の事項について文書をもって行うが、事態が急迫し、文書によることができない場合、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書をもって措置する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する人員等

(エ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(オ) その他参考となるべき事項

(2) 派遣部隊の受入体制

知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次の事項に注意し受入れに万全を期する。

ア 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。

イ 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名する。

ウ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について計画を整える。

エ ヘリコプターの派遣を受ける場合、吹き流し、着陸地点の標示（半径5m円の中にH）等受入れに必要な準備をする。

(3) 派遣部隊到着の処置

派遣部隊の到着後速やかに目的地に誘導するとともに、部隊責任者と応援計画について協議し、調整の上必要な措置を行う。

なお、次の事項を確認し県に報告する。

ア 派遣部隊長の官職・氏名

イ 隊員数

第3章 災害応急対策

- ウ 到着日時
- エ 従事している作業内容及び進捗状況

(4) 派遣部隊の撤収要請

市長は、派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、次の事項について知事に対し撤収要請を行うこととする。

- ア 災害の終末又は推移の状況
- イ 撤収を要する部隊、人員、船舶、航空機の概数
- ウ 撤収日時
- エ その他必要な事項

(5) 経費の負担

自衛隊の災害応急対策又は災害復旧作業に要した費用は、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりである。

ただし、派遣部隊等の給食、装備器材、衣服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費は自衛隊が負担する。

- ア 救護活動に必要な資機材等の購入及び借上料等
- イ 宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料等
- ウ 宿営及び救護活動に伴う、光熱水費、通信運搬費、消耗品等
- エ 救護活動実施の際に生じた損害の補償

【応援要請先】

自衛隊

○陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊
(高知県香南市香我美町上分3390)

TEL 0887-55-3171

○海上自衛隊第24航空隊司令
(徳島県小松島市和田島町字州端4-3)

TEL 0885-37-2111

○海上自衛隊徳島教育航空群司令
(徳島県板野郡松茂町住吉38)

TEL 088-699-5111

【別表7 災害派遣に関する要請の要求書様式】

第	号	
年	月	日
高知県知事 様		
室戸市長		
災害派遣に関する要請の要求書		
このことについて、下記より速やかに部隊の派遣方を要請することを要求します。		
記		
1. 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2. 派遣を必要とする期間		
自 平成 年 月 日 時から		
至 平成 年 月 日 時 災害が終了するまで		
3. 派遣を希望する人員等		
4. 派遣を希望する区域及び活動内容		
① 派遣を希望する区域		
② 活動内容		
5. その他参考事項		
① 宿 舎		
② 食 料		
③ 資 材		

(注) 緊急の場合は、電話をもって要請し事後文書を提出する。

第31節 災害救助法の適用

市域内における災害が「災害救助法の適用基準〔災害救助法施行令第1条の規定に基づく〕」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ被災者が現に同法第4条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちにその旨を知事に報告、この法律による救助の実施を要請する。

1 適用基準

- (1) 市域にある住家が、全壊（焼）、流失等によって滅失した世帯数が、40世帯以上のとき。
- (2) 高知県内の滅失住家の世帯数が、1,000世帯以上に達した場合で、本市の滅失住家の世帯数が20世帯以上に達したとき。
- (3) 高知県下の滅失住家の世帯数が、5,000世帯以上に達した場合で、本市の世帯の住家が多数滅失したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

ア 世帯の数の算定〔災害救助法施行令第1条イ〕

住家の滅失した世帯とは、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準にし、半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。

住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

2 災害救助法の適用手続き

- (1) 市域における災害の程度が、適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

3 救助の種類（災害救助法第4条）

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資金の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬

4 被害状況認定基準

第3章第3節2（5）災害の被害状況認定基準 参照

第 4 章 重大事故災害対策

第1節 大規模な火事災害対策

大規模な火事災害に対して、市、県等の防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

1 火事災害の予防

大規模な火災の防止のため、市、県等の防災関係機関は、市街地の整備等火災に強いまちづくりや防火管理の徹底等火災予防の充実強化を図る。

(1) 火災に強いまちづくり

市、県等は、火災による被害を防止、軽減するため火災に強いまちづくりを行う。

ア 市街地の整備

老朽木造住宅密集地の解消を図るための市街地の整備を図る。

イ 防災空間の整備

大規模火災発生時の避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路や公園などの整備を図る。

ウ 建築物の不燃化の推進

防火に配慮した土地利用を進めるとともに、一般建築物や公共施設の耐震性能・防火性能の向上を推進する。

(2) 建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図る。

ア 火災予防査察の強化

市は区域内の建築物について予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の整備、耐震性の強化等について改善指導する。

イ 防火管理制度の推進

市は、建築物の所有者等に対し、防火管理者を活用するなど、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(ア) 消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理の徹底

(イ) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

(3) 防火思想の普及啓発

市、県等は、住民、事業者に対し、全国火災予防週間、防災週間、建築物防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(4) 消防力の強化

大規模な火災の備え、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

第4章 重大事故災害対策

また、消防団、自主防災組織の育成に努め、地域防災力向上に努める。

(5) 火災気象通報

ア 県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

広報車等を活用して、住民に対し、火災警報が発令された区域内にいるものは、火災警報が解除されるまで、室戸市火災予防条例で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。

イ 室戸市火災予防条例による使用制限

- 山林、原野等において火入れをしないこと
- 煙火を消費しないこと
- 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと
- 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること
- 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと

火災気象通報の基準

○高知地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

2 火事災害の応急対策

大規模な火災が発生した場合において、市、県等の防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

(1) 情報収集と伝達

- ア 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告
- イ 火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報

(2) 消火活動等

ア 応急措置

市及び消防機関は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施する。

- (ア) 県警察と連携した火災防御活動
- (イ) 現地指揮本部の設置

(3) 応援要請

火災が拡大し、市単独での消火が困難なときに応援要請をする。

ア 県への空中消火の要請

イ 他の市町村への応援要請

「高知県内広域消防相互応援協定」及び「高知県内市町村災害時相互応援協定」

ウ 消防庁長官への応援要請

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」

「緊急消防援助隊運用要綱」

第2節 林野火災対策

森林資源や人家の焼失、さらに森林の水源かん養機能、土砂流出防止機能の焼失等を招くような林野火災に対して、市、県等の防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

1 林野火災予防対策

市、県及び四国森林管理局は、森林所有者や地域の林業関係団体と連携して、必要な林野火災の予防対策を講ずる。

(1) 予防対策

- ア 住民の林野火災予防意識の啓発
- イ 火入れに対する火災予防条例に基づく届け出（許可）及び条件の確認、違反事項の中止指示
- ウ 火災発生危険期における重点的な巡視の実施
- エ 消防力強化のための防備資機材の整備及び備蓄

2 火災気象通報

第4章第1節1（5） 参照

3 林野火災応急対策

林野火災が発生した場合において、市、県等の防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

(1) 林野火災発生直後の対応

ア 初動対応上の基本指針

(ア) ヘリコプターによる上空偵察

林野火災は、その全体像把握を最優先とし、市では困難と認める場合は、県に対し迅速に県消防防災ヘリコプターによる上空偵察を依頼する。

○ 時間の短縮

林野火災の発生を覚知した場合、直ちに県に一報を入れ、正式要請から出動までの時間を短縮する。

○ 活動時間の配置

要請から日没時刻までの活動可能時間を配慮して、できるだけ早朝に県消防防災ヘリコプターを要請する。

(イ) 優先事項

消防活動は住宅等建物及び送電線、通信施設等の工作物への延焼火災防止（警戒を含む）並びに飛び火消火を優先して行う。

(ウ) 延焼拡大の未然防止

市街地への延焼拡大の未然防止のため、必要と認める場合は県に対し迅速に県消防防災ヘリコプターを要請する。

- 強風・乾燥注意報や火災気象通報の発表時
強風・乾燥注意報や火災気象通報が発表されている場合は、県消防防災ヘリコプターを要請する。
- 事前連絡
自衛隊ヘリコプターについては、県消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断されるときに要請することになるが、正式要請前に事前連絡を行う。

イ 事故等発生通報連絡先、通報内容、要請事項

- (ア) 県への通報内容、要請事項
 - 火災の発生状況（把握できた範囲で）
 - 県消防防災ヘリコプターによる上空偵察（林野火災全体像把握のため）
 - 県消防防災ヘリコプター等による空中消火活動（延焼拡大の未然防止のため）
 - 自衛隊の災害派遣要請の要求
- (イ) 協定締結水利管理者への通報内容、要請事項
 - 火災の発生状況（把握できた範囲で）
 - 県消防防災ヘリコプター等による空中消火用水補給協力体制
- (ウ) 森林管理者への通報内容、要請事項
 - 火災の発生状況（把握できた範囲で）
 - 森林内の作業員の安全確保
 - 消火活動への協力
- (エ) 室戸警察署への通報内容、要請事項
 - 火災の発生状況（把握できた範囲で）
 - 消防相互応援協力の要請

ウ 応急措置

- (ア) 現地対策
 - 現地指揮本部の設置
 - 警戒区域の設定
 - 通信統制の実施
 - 消防本部・災害対策本部との通信手段の確保
 - 市街地部への延焼危険時の関係住民に対する避難の指示、誘導等
 - 現地住民向け広報及び報道機関対応
- (イ) 消火・救出活動
 - 林野火災の全体像の把握
(火点の位置、市街地部延焼危険に関する情報収集)
 - 飛び火の警戒
 - 消防水利の確保
 - 地上消防隊による消火活動
 - 県消防防災ヘリコプター等による空中消火活動
 - 孤立者等の救出（ヘリコプターによる）

第4章 重大事故災害対策

(ウ) 避難・誘導

- ラジオ・テレビ局への延焼危険区域・森林内滞在者緊急避難呼びかけ放送依頼
- 広報車等による延焼危険区域住民の緊急避難呼びかけ
- 県消防防災ヘリコプター等による空からの避難呼びかけ
- 負傷者救援
 - ・ 救急活動（医療救護班出動、現地救護所設置等）
 - ・ 受入医療機関の選定及び搬送

(2) ヘリコプターの受入準備

ア 臨時ヘリポートの確保

指定されている災害時用臨時ヘリポートを、直ちに離発着できるように準備する。

イ 給水場所の確保

消火作業効率が良好なため自己給水を優先する。自己給水可能な自然水利（海、川、ため池）の中から機数、機種に応じて適地を使用する。

(3) 指揮・情報連絡体制

ア 指揮・調整系統

大規模な林野火災が発生した場合（あるいは大規模化が予想される場合）には災害対策本部を設置し、本部長のもとで総合的な火災防御対策の推進を図る。また、火災現場には、火災の状況を総合的に把握し集結した各機関の活動部隊を一括した方針のもとで有効かつ安全に運用するために、現場最高指揮者（消防長又は消防署長）を中心とする現場指揮本部を設置する。

イ 情報連絡手段の確保

現場指揮本部では、各機関の出動部隊との情報連絡手段を確保するため、消防無線、自衛隊無線、航空無線、その他関係機関の通信施設を設置し、支障なく使用できるよう体制を整える。

(4) 林野火災防御計画

林野火災対策の効率的な推進を図るため、林野分布状況を考慮し、広域的な消防体制を確立するとともに、関係諸機関の対策の総合性を確保する。

(5) 二次災害の防止活動等

ア 点検の実施

市及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害の防止策として、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

イ 防災対策の実施

市及び県は、点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り応急対策を行うとともに警戒避難体制を整備し、砂防設備、治山設備等の整備を行う。

第3節 重大事故発生時の防災関係機関の措置

突発的に発生する航空機、船舶、車両、爆発事故等の重大事故について、市及び各関係機関が事故発生時にとるべき基本的な措置について定める。

1 重大事故発生時の市及び関係機関の措置

機関名	重大事故発生時の措置
市	<ul style="list-style-type: none"> ○現地における応急的医療施設及び収容施設等設置 ○死傷者の捜索、救出、搬出 ○災害現場の警戒 ○関係機関の実施する搬送等の調整 ○日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請 ○遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理） ○身元不明遺体の処理
県	<ul style="list-style-type: none"> ○消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動 ○救急医療についての総合調整 ○救助、救急医療、死傷者の収容処理 ○医療及び遺体の処理に要する資機材の調達 ○公立医療機関に対する出動要請 ○日本赤十字社高知県支部に対する出動要請 ○医師会及び歯科医師会に対する協力要請 ○薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ○災害現場での人命検索活動 ○災害現場での救出活動 ○負傷者等への応急措置活動 ○現地医療班又は医療機関への負傷者等の搬送活動 ○その他住民の生命、身体の保護に関する活動 ○近隣消防機関への応援要請 ○DMATへの応援要請
県警察	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集及び伝達 ○救出・救護及び行方不明者の捜索 ○避難誘導 ○被害拡大防止 ○緊急交通路確保等の交通規制 ○遺体等の検索、収容及び身元不明遺体の身元調査 ○遺体の検分（検視） ○広報活動 ○その他必要な警察活動

第4章 重大事故災害対策

機関名	重大事故発生時の措置
高知海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ○海上災害に関する警報等の伝達・警戒 ○海上における人命救助 ○海上における排出油等事故に関する防除措置 ○船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 ○海上治安の維持
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○死傷者の救出及び搬送等の支援 ○救護班、救助物資等の輸送支援
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○医療の実施（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を含む。） ○傷病者に関する看護
日本赤十字社 高知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○現地医療の実施 ○傷病者に対する看護 ○輸血用血液の確保
医師会 歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○医療施設の確保 ○所属医師の派遣
薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ○医薬品の供給及び薬剤師の派遣
西日本電信 電話（株）	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急臨時電話の架設
四国電力（株） 四国電力送配電 （株）	<ul style="list-style-type: none"> ○照明灯等の設置

※この表に記載のない指定地方行政機関等の実施する措置については、各機関の業務計画による。

2 市の災害対策本部の設置

- (1) 災害の規模が大きく、市長がその必要を認める時に、災害対策本部を設置する。
- (2) 本部長（市長）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

第4節 道路災害対策

道路構造物の被災等による大規模事故又は重大な交通事故による災害に対して市、道路管理者、県及びその他の防災関係機関が行う予防対策及び応急対策について定める。

1 道路災害予防対策

市、道路管理者、県警察、県等が実施する情報の充実や道路施設の整備等の道路交通の安全確保のための予防対策について定める。

(1) 道路管理者

- ア 道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。
- イ 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図る。
- ウ 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。
- エ 道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図る。

(2) 県警察

- ア 道路管理者と連携して、道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図るものとする。
- イ 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図るものとする。

(3) 実践的な防災訓練の実施

道路管理者は、市、県、県警察及びその他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。

2 道路災害応急対策

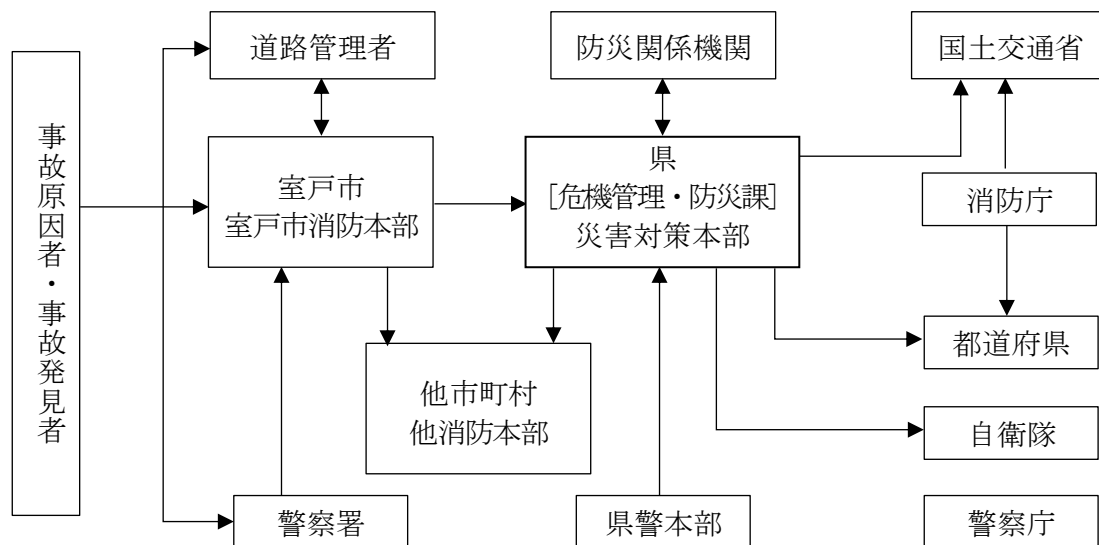
市、道路管理者、県警察、県等が実施する情報の充実や道路施設の整備等の道路交通の安全確保のための応急対策について定める。

(1) 道路管理者

- ア 速やかに被災者の避難誘導、交通規制等の必要な措置を講ずる。
- イ 危険物等の流出による二次災害のおそれがある場合は、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動や住民の避難誘導等の必要な措置を講ずる。
- ウ 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動に協力する。
- エ 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。
- オ 災害の状況、施設の復旧状況等の情報を収集し、的確に関係者へ伝達する。

第4章 重大事故災害対策

【道路災害対策 被害情報等の収集伝達系統】



(2) その他の防災関係機関

市、県及びその他の防災関係機関は、状況に応じ、第4章第1節に定める応急対策を実施する。

第5節 海上災害（人身事故）対策

海上における船舶の衝突、転覆や火災等の海難事故の発生による多数の遭難者等の発生に対する予防対策と応急対策について定める。

1 海上災害予防対策

海難事故や、遭難者の救出等について市及び防災関係機関が対応するための予防対策について定める。

(1) 海難事故、遭難者救出等に対する備え

ア 設備等の整備

(ア) 市及び消防機関は、救助・救急用資機材の整備に努める。

(イ) 消防機関及び高知海上保安部は、消防艇等の消防用設備及び資機材の整備に努めるものとする。

(ウ) 県、県警察及び高知海上保安部は、捜索・救助活動を実施するための船舶、ヘリコプター等の整備に努めるものとする。

イ 体制の整備

(ア) 市、消防機関、高知海上保安部、県及び県警察は、平常時から連携を図り、消防・救出活動の充実・強化に努める。

(イ) 災害時において、高知県水難救済会室戸救難所・室戸岬救難所の海難救済活動が迅速に実施できるよう、組織の運営強化を図る。

(2) 実践的な防災訓練の実施

市、消防機関、高知海上保安部、県、県警察及びその他の防災関係機関は、連携して実践的な防災訓練を実施するよう努める。

(3) 海上交通の安全確保

高知海上保安部は、海上交通の安全を確保するための対策を実施するものとする。

ア 海図、水路書誌等水路図誌の整備

イ 水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備

ウ 船舶に対する船舶安全法、港則法、海上汚染及び海上災害の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守についての指導

2 海上災害応急対策

海難事故の発生や、遭難者の救出等について防災関係機関が実施する応急対策について定める。

(1) 市及び各防災関係機関の実施する応急対策

ア 事故を発生した船長等

(ア) 最寄りの海上保安官署、警察署等への通報

(イ) 救助・救急活動の実施

第4章 重大事故災害対策

イ 市及び消防機関

- (ア) 沿岸海域を中心とする搜索活動
- (イ) 沿岸海域を中心とする救助・救急活動
- (ウ) 負傷者の医療、救護措置
- (エ) 県に対する医師等の派遣要請
- (オ) 消火活動
- (カ) 県内の他の消防機関の応援要請
- (キ) 県に対し、他府県の消防機関の応援要請
- (ク) 自衛隊の派遣要請の県への要求

ウ 高知海上保安部

- (ア) 被害規模等の情報収集及び関係機関への情報連絡
- (イ) 海上保安庁航空機による搜索活動
- (ウ) 救助・救急活動
- (エ) 沿岸市長村への医療活動要請
- (オ) 消火活動
- (カ) 船舶交通の制限又は禁止

エ 県

- (ア) 県消防防災ヘリコプターによる活動
 - 情報収集活動及び関係機関への情報伝達
 - 搜索活動
 - 救助・救急活動
 - 消火活動
- (イ) 医療救護体制の確保
- (ウ) 消防庁を通じての他府県の消防機関への応援要請
- (エ) 市町村の要請があるときの自衛隊の災害派遣要請
- (オ) ヘリコプター離着陸場の準備等の輸送体制の確保

オ 県警察

- (ア) 県警察ヘリコプター及び警備艇による活動
 - 情報収集活動及び関係機関への情報伝達（画像伝送）
- (イ) 必要に応じ交通規制の実施

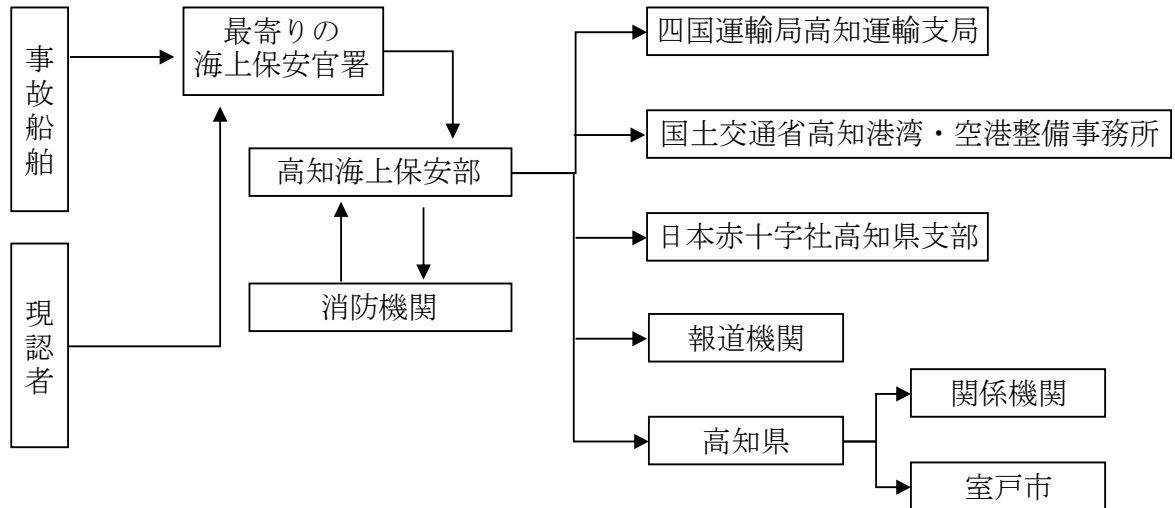
カ 高知運輸支局

緊急輸送船舶等の調達又はあっせん

キ 高知県水難救済会室戸岬救難所

漁業協同組合等の民間ボランティアで構成する高知県水難救済会室戸岬救難所は、海で遭難した者の救助活動を行う。

【海上災害（人身事故等）対策 通報連絡系統】



(2) その他の防災関係機関等

その他の防災関係機関は、状況に応じ、第4章第1節に定める措置及び各機関の防災計画又は業務計画に基づき応急対策を実施する。

第6節 海上における排出油等防除対策

海上における海難事故の発生に伴う船舶からの油及び有害液体物資などの危険物の大量排出等による著しい海洋汚染等に対する予防対策と応急対策について定める。

1 予防対策

市、県、高知海上保安部及びその他の防災関係機関の排出油等災害に対する予防対策について定める。

(1) 高知県排出油等防除協議会室戸地区協議会

市、海上保安部、県及びその他防災関係機関と民間事業者（以下「会員」）は、「高知県排出油等防除協議会室戸地区協議会」の活動を中心に、会員間の連携を図り、室戸地区協議会活動海域の排出油等事故災害に対する体制づくりを進める。

(2) 通報・連絡体制の整備

ア 通報

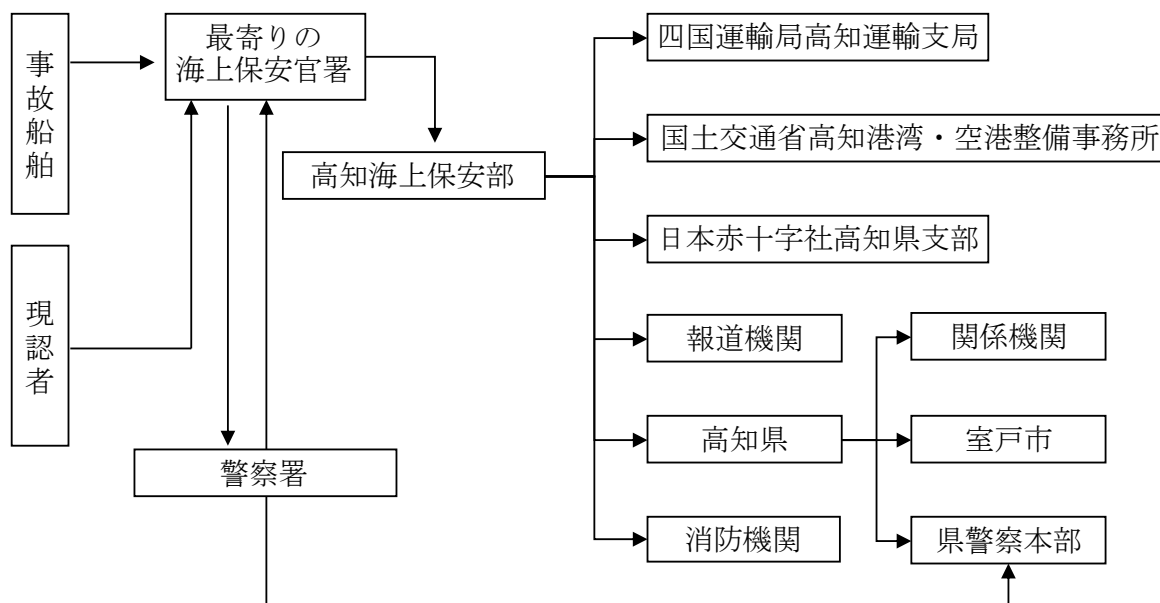
高知県排出油等防除協議会室戸地区協議会の会員は、排出油等事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、最寄りの海上保安官署及び地区協議会会長に通報する。

イ 連絡体制

(ア) 市は、国の機関が発表する情報を、県からの的確に得られるよう連絡体制を整備する。

(イ) 高知県排出油等防除協議会は、会員間の連絡体制を定める。

【海上における排出油等災害対策 通報連絡系統（海上における排出油等事故発生時）】



【高知県排出油等防除協議会室戸地区協議会 会員名簿】

協議会役職	組織名
会 長	室戸市役所
副会長	東洋町役場
	室戸市消防本部
	高知県漁業協同組合室戸統括支所
	高知県漁業協同組合室戸岬支所
	高知県漁業協同組合椎名支所
	高知県漁業協同組合三津支所
	高知県漁業協同組合高岡支所
	高知県漁業協同組合佐喜浜町支所
	吉良川漁業協同組合
	羽根町漁業協同組合
	(株)三谷組
	東洋町消防団
	高知県漁業協同組合甲浦支所
	野根漁業協同組合
	高知海上保安部
	高知県危機管理・防災課
	高知県警察本部
	高知県漁業協同組合連合会
	高知県トラック協会
	高知運輸支局
	高知県海運組合
	高知県港湾空港建設協会
	高知県安芸土木事務所室戸事務所

(3) 県

県は、管理する港湾等での排出油等防除作業及び市が行う防除作業の支援に備え、防災関係機関や高知県漁業協同組合連合会等とあらかじめ対策について協議し、体制づくりを進めるものとする。

(4) 排出油等防除資機材の整備

ア 資機材の整備

市、高知海上保安部、四国地方整備局、石油事業者団体及び船舶所有者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着マット等の排出油等防除資機材を重油等の種類に応じ、整備する。

イ 資機材保有状況の把握

高知海上保安部は、会員、海上災害防止センター及び近隣の排出油等防除協議会が保有する資機材の状況を把握し、会員に周知するものとする。

(5) 情報の分析

ア 専門的な知識の習得

第4章 重大事故災害対策

市、県及びその他の防災機関は、国あるいは高知県排出油等防除協議会等が開催する研修会等を活用し、職員が専門的な知識を習得できるよう努める。

○専門的な知識

- ・ 県周辺の海上交通の現状と危険性に関すること
- ・ 重油等が排出した場合における県沿岸への漂着の可能性に関すること
- ・ 重油等が排出した場合における回収、運搬、処理の方法に関すること
- ・ 補償請求に関すること
- ・ 環境への影響に関すること

(6) 広域連携

ア 市、県及びその他の防災機関は、近隣市町村、県との連携体制を確立する。

イ 「高知県排出油等防除協議会」は、近隣排出油等防除協議会との連携体制を確立する。

- ・ 徳島県排出油等防除協議会
- ・ 和歌山県排出油等防除協議会
- ・ 大阪湾排出油等防除協議会
- ・ 播磨灘排出油等防除協議会

(7) 防災訓練の実施

ア 市、県は、国の実施する防災訓練に積極的に参加する。

イ 市、県は、防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込むよう留意するとともに、想定被害を明らかにする等、実践的なものとなるよう工夫する。

ウ 「高知県排出油等防除協議会」の会員は、排出油等事故を想定した実践的な防災訓練を実施する。

2 災害応急対策

市、県、海上保安部及びその他の防災関係機関の排出油等災害に対する応急対策について定める。

(1) 排出油等防除活動マニュアル

ア 「高知県排出油等防除協議会」の会員は、それぞれの機関が防災計画等で定める活動のほか、室戸地区協議会が策定する排出油等防除活動マニュアルによる役割分担等に基づき応急対策を実施する。

イ 市は、あらかじめ定めた排出油等防除活動マニュアルにより対応、活動を実施する。

(2) 情報の収集・伝達

大規模な排出油等事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、関係機関は次により情報の収集・伝達を行う。

ア 高知海上保安部の情報収集

○事故船舶又は現認者等からの情報及び航空機・船舶による調査

- ・ 事故発生の日時及び場所
- ・ 事故原因や事故船舶

- ・事故船舶の名称、乗組員等の人数、積載する危険物等の種類、量等
- ・危険物等の排出状況
- ・気象、海象の状況
- ・今後予想される災害
- ・その他必要な事項

イ 県の情報収集

- 消防防災ヘリコプターによる情報収集活動

ウ 県警察の情報収集

- 県警察ヘリコプター及び警備艇による情報収集活動

エ 情報の伝達

- 各機関等は、「高知県排出油等防除協議会」においてあらかじめ定めた連絡網により情報を伝達する。

(3) 「高知県排出油等防除協議会室戸地区協議会」の活動

ア 室戸地区会員に対する防除活動の要請

- 室戸地区会長は、協議会会長（高知海上保安部長）から要請があった場合、その指示及び「室戸地区排出油等防除計画」に基づき、各会員に対し防除活動を実施するよう要請する。

(4) 事故現場における防除活動

ア 高知海上保安部

- (ア) 事故原因者に対する排出油等の拡散防止、除去等の防除措置についての指導及び措置命令
- (イ) 海上災害防止センターに対する防除措置の指示
- (ウ) 緊急に実施する必要がある場合の防除措置の実施
- (エ) 現場海域における火災等の発生防止、船舶の航行禁止又は避難指示

(5) 室戸沿岸域における防除活動

ア 市、県

- (ア) 漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測に関する情報の収集
- (イ) 必要な油防除資機材の調達
- (ウ) 防除措置の実施

イ 県警察

- (ア) 漂着油に関する情報の収集
- (イ) 地域住民に対する排出油等、石油やガスに関する情報提供
- (ウ) 地域住民の避難誘導
- (エ) 立入禁止区域の警戒
- (オ) 交通規制の実施

ウ 消防機関

- (ア) 防除措置の実施

第4章 重大事故災害対策

(イ) 地域住民の避難誘導

(ウ) 火災警戒区域の設定

(6) 陸岸における回収作業

市と県は、その他防災関係機関等と連携して、陸岸における漂着油の回収作業を実施する。

ア 県

(ア) 陸岸における重油等の回収方針を策定するものとする。

(イ) 市の回収作業を支援するものとする。

(ウ) 廃油等の処理方法については、海上災害防止センター等を通じ事前に原因者（船舶所有者）・保険会社と協議するものとする。

(エ) 原因者（船舶所有者）等の実施する回収作業等に対する指導を行うものとする。

イ 市

県と連携して漂着油の回収作業を実施する。

ウ 原因者（船舶所有者）及び海上災害防止センター

漂着油の回収、運搬及び処分を実施する。

(7) ボランティア活動

ア 市

ボランティア活動のための拠点の提供や必要な資機材の貸し出しを行う。

イ 県

ボランティア活動支援本部の構成員として、ボランティア活動の調整や支援を行うものとする。

(8) 現場作業者の健康管理

ア 市

(ア) 漂着油の回収作業を行う場合の、健康管理上の注意事項を回収作業従事者に周知する。

(イ) 必要に応じ、現場作業者の健康相談を実施する等の対策を講ずる。

イ 県

市の行う健康相談等について必要に応じ保健師を派遣する等の支援措置を講ずるものとする。

第7節 陸上における排出油等災害対策

陸上における貯油施設等からの油の大量排出による火災や著しい汚染等に対する予防対策と応急対策について定める。

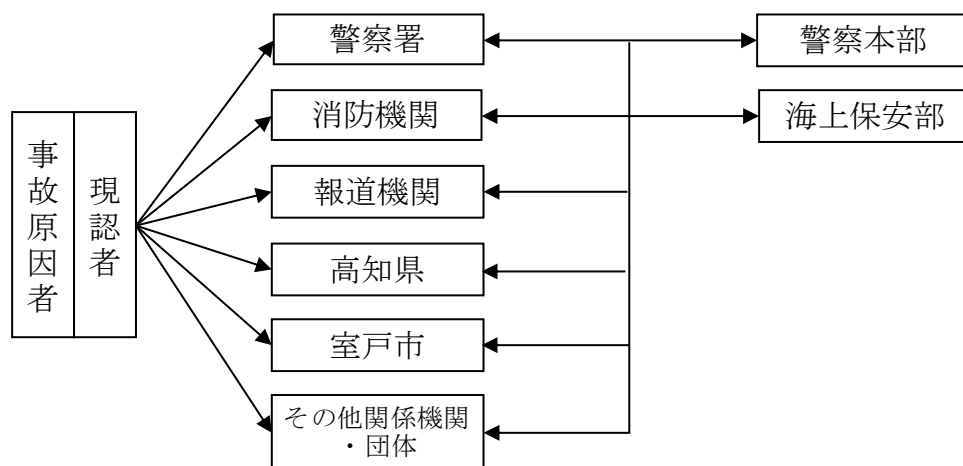
1 予防対策

市、県及びその他防災関係機関の陸上での排出油等災害に対する予防対策について定める。

(1) 情報の収集・伝達

陸上において排出油等災害が発生するか又は発生するおそれがある場合の情報の収集と伝達経路について、体制を整える。

【陸上における排出油等災害対策 通報連絡系統（陸上における排出油等事故発生時）】



(2) 市と関係機関等の活動

市は、関係機関及び民間の企業等と連携して、次のことを行う。

- ・危険物等保管施設の状況把握
- ・防除活動に必要な資機材等の状況把握
- ・応急対策計画の検討

2 応急対策

市、県及びその他防災関係機関の陸上での排出油等災害に対する応急対策について定める。

(1) 防除活動

ア 事故原因者及び消防機関等の関係機関は、排出油等の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置を講ずる。

イ 防災関係機関は、必要に応じ本章第1節に定める措置を実施する。

ウ 排出した油が海上に達したとき又はそのおそれがある場合は、最寄りの海上保安官署に通報し、連携して対策を実施する。

第4章 重大事故災害対策

(2) 住民の安全確保

市は、排出した油により、住民の生命及び保健衛生上に危害が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の応急対策を実施する。

第8節 危険物等災害対策

危険物等災害に対して、市、県等の防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

この計画において危険物等の定義を次のとおりとする。

- i 危険物 消防法第2条第7項に規定されているもの
- ii 高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
- iii LPガス 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条に定義されるもの
- iv 火薬類 火薬取締法第2条に規定されているもの
- v 毒物・劇物 毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

1 危険物災害予防対策・応急対策

市は、危険物による災害の発生を防止するために、関係機関と連携して保安体制の強化や、施設の適正な維持管理を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底等を図る。

また、災害発生時の応急対策に努める。

(1) 規制

危険物施設内における危険物の取り扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格をもった者の立ち会いを徹底する。

(2) 指導

ア 予防規定の策定

予防規定の策定を指導する。

イ 施設の維持管理

危険物施設の維持管理を適正に行うよう指導する。

ウ 定期点検の実施

危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。

エ 拡大の防止

災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

ア 防災体制の確立

大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。

第4章 重大事故災害対策

イ 実施手法の指導

危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

ウ 備蓄の指導

危険物に応じた消火薬剤、排出油処理材等の防災資機材の備蓄について指導する。

エ 緊急連絡体制の整備

緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導する。

(4) 啓発

危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の有資格者に対し、取り扱い作業の保安に関する講習会、研修会を実施し、危険物取扱者の資質向上、保安意識の向上に努める。

(5) 危険物災害応急対策

ア 県

県警察は、危険物災害が発生し、又は火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者や市と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害の波及防止、保安措置等の救助協力等災害防止の措置を行う。

イ 市

関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を行う。

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため自衛消防組織による災害状況把握と安全措置を指導するとともに、消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の応急対策を実施する。

(6) 施設管理者

ア 状況の報告

市に被害状況、応急対策の活動、対策本部設置状況等を報告する。

イ 拡大の防止

速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害拡大防止のための必要な措置を行う。

ウ 保管場所等の報告

消防機関の到着に際しての車両誘導、爆発、引火、有毒性物品の品名、数量、保管場所等の報告を行う。

エ 拡散の防止

大量の危険物が河川、海等に流出した場合は、必要な資機材を用い、危険物の拡散防止などの、流出を最小限に抑える措置を講ずる。

2 高圧ガス災害予防対策・応急対策

市は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規則を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図り、高圧ガスによる事故防止に努める。

また、災害発生時の応急対策について定める。

(1) 規制

ア 法令の適合

施設の位置、構造及び設備の状況、取扱方法が、法令上の技術基準に適合しているかどうか立入検査及び保安検査を実施し、適切な指導、措置を行う。

イ 保安意識の高揚

県警察と連携して、高圧ガス積載車両の転倒、転落及び高圧ガス容器の落下防止等のため、路上で一斉取り締まりを実施し、保安管理の徹底及び保安意識の高揚に努める。

(2) 指導

ア 危害予防規定の策定

危害予防規定の策定を指導する。

イ 施設の維持管理

高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。

ウ 巡回保安指導

販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、巡回保安指導を実施する。

(3) 自主保安体制の確立

ア 自主保安活動

自主的な防災組織である高圧ガス関係団体の実施する自主防災保安活動が、より一層充実するよう指導する。

イ 防災資機材の整備

高圧ガスの種類や量に応じた消火薬剤、保護具等の防災資機材の整備について指導する。

ウ 緊急連絡体制の整備

緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導する。

第4章 重大事故災害対策

(4) 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、防災訓練等の実施を含め関係者の保安意識の高揚を図る。

(5) 高圧ガス災害対策の応急対策

ア 県、四国経済産業局

県及び四国経済産業局は、関係機関と密接な連携を図り、必要に応じて施設の使用一時停止等を命じる。

県警察は、施設管理者や市と連携して、負傷者の救出、避難指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害の波及防止、保安措置等の救助協力等災害の拡大防止の措置を行う。

イ 市

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

(6) ガス施設管理者

ア 状況報告

市及び県に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。

イ 拡大の防止

速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

ウ 防災活動の実施

消防機関の到着に際しての車両誘導等を行うとともに施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い防災活動を実施する。

3 毒物劇物災害予防対策・応急対策

市は、毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

また、災害発生時の応急対策について定める。

(1) 規制

立入検査により、適正な保管管理等、法令上の技術基準の順守が徹底されるよう指導する。

(2) 指導

ア 立入検査

立入検査を実施し、適正な貯蔵量、設備とするよう指導する。

イ 関係機関との連絡

管理者等に対し、毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときは、福祉保健所、警察署、又は消防機関への届出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

ウ 毒物劇物営業者に対する指導

- (ア) 毒物劇物の容器及び収納棚等の転落防止
- (イ) 容器の損壊等による飛散の防止
- (ウ) 収納場所の整理整頓
- (エ) 初期消火用資機材の整備

(3) 啓発

各種の研修会又は農薬危害防止運動月間等を通じ、毒物劇物に関する知識の普及など関係者の保安意識の高揚を図る。

(4) 毒物劇物災害応急対策

ア 県

県は、他の施設及び住家等に災害が及ぶおそれのある場合は、施設管理者に危険防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、市と連携して、危険区域を設定し、交通遮断、緊急避難、防毒措置、広報等の必要な措置を講ずる。

県警察は、毒物劇物災害が発生し、又は火災等の災害が毒物劇物貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者や市と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害の波及防止、保安措置等の救助協力等災害防止の措置を行う。

イ 市

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため、消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

(5) 施設管理者

ア 状況の報告

市及び県に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。

イ 拡大の防止

速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

ウ 見張人

毒物・劇物等を安全な場所に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張人をつけ、安全な防火の措置を講ずる。

第4章 重大事故災害対策

4 住民の安全確保のための体制整備

市、県をはじめとする防災関係機関は、事業者や地域住民と連携して、危険物等の災害に対し安全を確保するための体制整備に努める。

(1) 情報の提供

事業者は、危険物の防除方法など必要な情報を、あらかじめ市に提供する。

(2) 防災知識の普及

市は、地域の防災的見地から危険物等災害に係る調査を行い、危険物の防除方法や災害発生時にとるべき行動などの防災知識を地域の住民に普及し、必要に応じ県に調査の協力を要請する。

(3) 避難訓練の実施

市は、地域住民の避難誘導計画を作成するとともに、防災関係機関、事業者及び住民と連携した避難訓練を実施する。

(4) 情報の提供

事業者は、災害発生時に地域住民に提供すべき情報についてあらかじめ整理しておき、災害発生後は、迅速に市等関係機関に情報提供する。

第9節 その他の災害対策

1 健康危機

食中毒や感染症、飲料水、有害物質等による健康被害の発生により市民の健康被害が発生した場合は、知事からの指示に基づき対策を実施する。

健康被害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

2 その他の原因による災害

この防災計画に定めるもの以外の原因により大きな被害が発生し、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

第 5 章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向

- (1) 迅速な現状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討を行う。
- (2) 復旧・復興の基本的方向を決定する。
- (3) 必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

2 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

3 財政措置等

応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財政支援を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

1 被災施設の復旧等

- (1) 物資、資材の調達及び人材の確保に努めるとともに、必要に応じて県等に要請し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努める。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。
- (5) 県警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

- (1) 災害廃棄物の処理処分方法を確立する。
- (2) 仮置き場、最終処分地を確保する。
- (3) 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行う。
- (4) 適切な分別を行い、リサイクルに努める。
- (5) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行う。
- (6) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行う。

第3節 公共施設災害復旧計画

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧に合わせて、再度災害の発生防止のため、必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を確立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早期回復のため、迅速に実施する。

1 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 砂防設備災害復旧事業
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 港湾災害復旧事業
- ケ 漁港災害復旧事業

(2) 都市施設災害復旧事業

- ア 街路災害復旧事業
- イ 上水道施設災害復旧事業
- ウ 公園施設災害復旧事業
- エ 堆積土砂排除事業

(3) 農林水産業施設復旧事業

(4) 災害関連農村生活環境施設復旧事業

(5) 公営住宅災害復旧事業

(6) 公立文教施設災害復旧事業

(7) 社会福祉施設災害復旧事業

(8) 公立医療施設災害復旧事業

(9) 公営企業施設災害復旧事業

(10) 公有財産災害復旧事業

(11) その他の災害復旧事業

第4節 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害実態を調査し、緊急災害査定に備えるとともに、場合によっては「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用が受けられるよう、所要の措置を講ずる。

1 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者厚生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者更生・授産施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症予防施設災害復旧事業
- ス 感染症予防施設事業
- セ 堆積土砂排除事業
- ソ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の措置

- ア 農地の災害復旧事業
- イ 農業用施設の災害復旧事業
- ウ 林道の災害復旧事業
- エ 農業用施設の災害関連事業
- オ 農林水産業共同利用施設の災害復旧事業
- カ 開拓者施設の災害復旧事業
- キ 水産動植物養殖施設の災害復旧事業
- ク 天災融資法による融資
- ケ 森林組合等の行う湛水排除事業
- コ 土地改良区等の行う湛水排除事業
- サ 共同利用小型漁船の建造
- シ 森林の災害復旧事業

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する助成
- ウ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による貸し付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 被災者のための住宅建設事業に対する補助又は融資の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する措置）
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 災害復旧に対する融資、資金計画

被災事業者の早期復旧を図るための資金の融通及び被災者の生活確保の措置を講じることにより、社会経済活動の早期回復に努める。

1 災害復旧に対する融資

(1) 農林水産業関係者への融資

天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、被災農林水産業者・団体に対する以下の措置について、対象者に対する内容の周知・指導を行う。

ア 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、融資を行う金融機関に対し、利子補給を行う。

イ 株式会社日本政策金融公庫法に基づき融資を行う株式会社日本政策金融公庫に対し、貸付条件緩和等の要望を図る。

ウ 農林災害補償法に基づく農業、漁業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう要請する。

エ 漁船損害等補償法等に基づく、漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期の保険金の支払いができるよう要請する。

(2) 中小企業への融資

県の担当部局と協力の上、対象者に対する指導・あつせんを行う。

ア 県中小企業制度融資による、緊急融資を行う。

イ 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の災害復旧貸し付け等の適用について関係機関に要請する。

(3) 災害復興建築物資金

独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興建築物融資の対象となる災害の場合、借入手続きの指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される制度の内容について周知を図る。

2 被災者の生活の確保

(1) 更生資金の貸し付け

ア 災害救助法等が適用された自然災害による被災者に対して、災害弔慰金、災害傷害見舞金の支給及び災害援護資金の貸し付けを行う。

イ 災害により被害を受けた低所得者の自立更生のため、生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金の貸し付けを行う。

3 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令等の規定に基づき、申告又は納入期限の延長、国税、地方税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて講ずる。

第6節 復興計画

1 復興計画の進め方

(1) 復興計画の作成

- ア 可及的速やかに実施するため、復興計画を作成する。
- イ 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進める。
- ウ 復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県及び他市町村との連携、広域調整）を行う。

(2) 災害に強いまちづくり

- ア 災害に強く、より快適な都市環境整備
 - (ア) 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。
 - (イ) 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- イ 復興のための市街地の整備改善
 - (ア) 都市計画区域においては被災市街地復興特別措置法等を活用する。
 - (イ) 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努める。
 - (ウ) 土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- ウ 河川等の治水安全度の向上等
 - (ア) 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。
 - (イ) 都市公園及び河川公園（緑地を含む。）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空き地の活用など防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るよう努める。
- エ 既存不適格建築物

防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- オ 新たなまちづくりの展望等

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定に当たっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。
- カ 復興計画の作成

復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。

2 被災者等の生活再建等の支援

(1) 災害に係る住家の被害認定調査

- ア 災害が発生した場合、当該災害の被災者から申請があつたときは、法第90条の2第1項に従い、被害の状況調査を行う。
- イ 住家の被害については、内閣府から「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を踏まえて住家の被害程度を調査・判定する。
- ウ こうした事項を踏まえ市は、住家被害認定業務や具体的な発行手順について、あらかじめ罹災証明の交付等に関するマニュアル等を定める。

(2) 罹災証明の交付等

各種の支援措置を早期に実施するため、速やかに罹災証明を交付する。

(3) 災害弔慰金の支給等

- ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付けや生活福祉資金の貸し付けにより、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。
- イ 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対して、経済的理由によって自立して生活を再建することが困難な被災者に被災者再建支援金制度に基づく支援を行う。
- ウ 市は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

(4) 税及び医療費等負担の減免等

- ア 税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。
- イ 災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その実態に応じ生活保護法等により自立更生を支援する。

(5) 住宅確保支援策

- ア 被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行う。
- イ 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営・公団等の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。
- ウ 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく、災害復興住宅融資を受けるための支援を行う。

(6) 広報連絡体制の構築

- ア 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- イ 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建に当たっての広報・連絡体制を構築する。

(7) 災害復興基金の設立等

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討する。

(8) 精神保健支援対策

被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健相談所を設け、精神的支援を行う。

3 被災者生活再建支援制度

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項又は第2項に該当する被害が発生した市町村
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）。
- オ ウ又はエの都道府県に隣接する都道府県内の市町村でア～ウのいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万人未満に限る）。

(2) 対象となる被災世帯

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支援金は、以下2つの支援金の合計額となる。

（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当	中規模半壊 (2)オに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

第5章 災害復旧・復興計画

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	中規模半壊以外	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修する）場合は、合計で200（又は100）万円

（4）支援金の支給申請

申請窓口は市

ア 申請時の添付書類

基礎支援金：罹災証明書、住民票等

加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

イ 申請期間

基礎支援金：災害発生時から13ヶ月以内

加算支援金：災害発生時から37ヶ月以内

（5）基金と国の補助

ア 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。

イ 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。